

平成26年 3月第69回内子町議会定例会会議録（第1日）

- 招集年月日 平成26年 3月 4日（火）
 ○開会年月日 平成26年 3月 4日（火）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 久保美博君 | 2番 森永和夫君 |
| 3番 菊地幸雄君 | 4番 泉浩壽君 |
| 5番 大木雄君 | 6番 山本徹君 |
| 7番 池田洋助君 | 8番 山上芳子君 |
| 9番 才野俊夫君 | 10番 下野安彦君 |
| 11番 林博君 | 12番 山崎正史君 |
| 13番 寺岡保君 | 14番 中田厚寛君 |
| 15番 宮岡徳男君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 稲田繁君 |
| 総務課長 西澤美男君 | 住民課長 三根生憲一君 |
| 税務課長 山上幸久君 | 保健福祉課長 鉾岩洋子君 |
| 会計管理者 宮野照三君 | 建設デザイン課長 橋本健一君 |
| 町並・地域振興課長 小野植正久君 | 産業振興課長 久保義雄君 |
| 小田支所長 土居好弘君 | 環境政策室長 大森豊茂君 |
| 政策調整班長 安川徹君 | 上下水道対策班長 西川安行君 |
| 地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君 | 危機管理班長 亀岡弘君 |
| 教育委員会委員長 城戸彰君 | 教育長 亀岡忠重君 |
| 学校教育課長 片山哲也君 | 自治・学習課長 井上淳一君 |
| 代表監査委員 片岡安男君 | |
| 農業委員会会長 宮田久男君 | |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 堀本増隆君 書記 水本隆君

○議事日程（第1号）

平成26年 3月 4日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 日程第 3 議長諸般の報告
 日程第 4 招集あいさつ及び平成26年度施政方針

平成26年3月第69回内子町議会定例会

- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 委員長報告 平成25年受理第5号 T P P交渉からの撤退を求める請願書について（産業建設常任委員会付託のもの）
- 日程第 7 議案第 1号 内子町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2号 内子町民会館条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3号 内子町就業改善センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 4号 内子町下町駐車場条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 7号 内子町青少年問題協議会条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 内子町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 内子町改良住宅等管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 内子町都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 内子町下水道条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 内子町簡易水道等施設条例の一部改正について
- 日程第20 議認第14号 内子町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 五十崎特産センター条例の一部改正について
- 日程第27 議案第21号 内子町農村交流施設条例の一部改正について
- 日程第28 議案第22号 内子町森の里研修センター条例の一部改正について
- 日程第29 議案第23号 内子町林業センター条例の一部改正について
- 日程第30 議案第24号 内子町小田深山観光施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第25号 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について
- 日程第32 議案第26号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について
- 日程第33 議案第27号 内子町護国駐車場条例の一部改正について
- 日程第34 議案第28号 内子町五十崎凧博物館条例の一部改正について
- 日程第35 議案第29号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について
- 日程第36 議案第30号 内子町ビジターセンター条例の一部改正について
- 日程第37 議案第31号 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について
- 日程第38 議案第32号 内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例について
- 日程第39 議案第33号 内子町立学校施設の開放に関する条例の制定について

- 日程第40 議案第34号 内子町社会体育施設条例の制定について
- 日程第41 議案第35号 内子町小田高校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部改正について
- 日程第42 議案第36号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第37号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第38号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第45 議案第39号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第46 議案第40号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第47 議案第41号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第48 議案第42号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第49 議案第43号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第50 議案第44号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第51 議案第45号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第52 議案第46号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第53 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について
- 日程第54 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第55 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第56 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第57 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第58 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第59 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第60 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第61 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第62 議案第56号 内子町監査委員の選任について
- 日程第63 推薦第1号 内子町農業委員会委員の推薦について
- 日程第64 受理第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
- 日程第65 受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願
- 日程第66 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第67 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○追加日程（第1号の追加1）

追加日程第1 議案第57号 備品の取得について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6、追加日程第1まで

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） 只今出席議員15名であります。只今から、平成26年3月第69回内子町議会定例会を開会致します。

ただちに、本日の会議を開きます。なお、本定例会には、地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会の委員長、代表監査委員及び農業委員会の会長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、教育長及び各課長・班長等の18名であります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番久保 美博議員、2番森永 和夫議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る2月24日開催の議会運営委員会において、本日から14日までの11日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの11日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております議事日程第1号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。その中で、2月24日に開催されました愛媛県町村議会議長会定期総会において、中田 厚寛議員、山崎 正史議員が、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受けられ、表彰状を預かって参りましたので、ここで本人に伝達を致したいと思っております。中田議員、山崎議員、演壇前にお出でください。

表彰状。愛媛県内子町、中田厚寛殿。あなたは町村議会議員として多年に渡り地域の振興・発展に寄与されたそれは誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成26年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。

表彰状。愛媛県内子町、山崎正史殿。以下同文。

これをもって議長諸般の報告を終わります。

- 議長（下野安彦君） ここで、暫時休憩をします。
その間、議員全員協議会を行いますので、委員会室に移動願います。

午前10時05分 休憩

午前10時25分 再開

- 議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 4 招集あいさつ及び平成26年度施政方針

- 議長（下野安彦君） 「日程第4 招集あいさつ及び平成26年度施政方針」を町長より受けることにします。
○町長（稲本隆壽君） 議長。
○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成26年3月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出致します案件は、条例の制定・改正35件、当初予算9件、補正予算9件、その他の案件4件の合計57件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

まず、26年度の一般会計当初予算の編成方針について、述べさせていただきます。国政におきましては、国債や借入金などの国の債務残高が1,000兆円を越し、この4月に控えております消費税のアップによる消費冷え込みの懸念等不安材料もありますが、安倍首相の主導によるいわゆるアベノミクスによる円安・株高という状況が続いており、景気回復とデフレからの脱却が見えつつあります。しかしながら、内子町を取り巻く経済については依然として厳しい状況が続いております。26年度予算案につきましては、内子町総合計画後期計画の実現に向けての予算、私が公約として掲げております「子どもたちに夢を、働く人に元気を、お年寄りに安心を」に「安全・安心のまちづくり」を加えた4本の柱の実現に向けた施策に関する予算に重点をおいて編成致しました。

「子どもたちに夢を」に関連しては、小田地区学校施設の造成・外構工事、大瀬小学校建築、五十崎小学校耐震補強改修工事。「働く人に元気を」では、農産物の販路拡大に関する予算。「お年寄りに安心を」では、デマンドバスに関する予算。「安全・安心のまちづくり」では、内子分庁舎耐震補強老朽化修繕工事、防災体制の充実強化に関する予算に重点的に編成を致しました。学校施設の整備・耐震補強修理について急を要することから次年度において施設整備、耐震補強工事、老朽施設の解体工事などの投資事業が集中し、歳入歳出総額については、三町合併以来最大の98億7,000万円となり、今年度当初予算と比較して6億7,000万円。率にして7.3%の増額で提案させていただくものでございます。

主な内容として内子分庁舎耐震補強改修工事費2億4,516万円、地域おこし協力隊員事業

費1,865万円総合計画策定委託料288万4,000円、内子フェア等開催事業費555万5,000円、育成林整備事業費補助4,160万5,000円、農山漁村地域整備交付金、山のみちでありますが、事業費に1億718万1,000円、農山漁村地域整備交付金、いわゆる道交でありますが、この事業費に1億582万円。運動公園改修実施設計委託に2,235万6,000円、公立学校施設整備事業費に2億4,308万6,000円、小学校危険校舎改築事業費4億582万6,000円などがございます。これまで同様に行財政改革の推進や事務事業の取捨選択に努め健全財政を維持していくよう努めて参ります。

さて、私も2期目の町政を担わせていただき、約1年が経過致しました。これまで「子どもたちに夢を、働く人に元気を、お年寄りに安心を」に「安全・安心のまちづくり」を加えた4本の柱で政策を進めて参りました。

まず、「子どもたちに夢を」につきましては、平成25年度におきまして小田地区において1つの敷地に幼稚園、小学校、中学校を整備し、9日に落成式を迎えます。これら幼稚園・学校には多くの町内産材を使用させていただき、木造の学校へ愛着を育むことと、地域産業への理解を深めるために、木材の伐採から製材まで子どもたちが学習し体験する機会を設けました。また、五城保育園・子育て支援センターもまもなく竣工の予定となっています。26年以降におきましても、学校の耐震化・建て替えを計画的に進めて参ります。今後におきましては、音楽やスポーツなどさまざまな分野において、子どもたちが本物に触れる機会を増やし、内子町出身で活躍していらっしゃる企業家の方などを訪問し、話を聞く機会を設けるなど、子どもたちが夢を持てる取り組みを拡げて参りたいと考えているところでございます。

次に、「働く人に元気を」をでございますが、内子町には品質の良い、資質の良い産品がたくさんありますが、販売が課題となっていると考えております。今年度において産業振興課に販売戦略専門官を設け、これまで行ってきた豊島区巣鴨における内子フェア等の東京で行ってきたイベント等に加え、県の「愛のくにえひめ営業本部」との連携で大阪でも内子産品のPRや販売促進を行っています。このような取り組みと併せて営業戦略を立て販売に工夫を施し、取引を増やしていけるよう努めて参りたいと考えておるところでございます。町全体でもっと経済力をつけていかないといけないと強く感じているところでございます。農業・林業・商工業それぞれの分野で、農業の6次化など新たなビジネスに対する支援や販売の支援など「稼ぐ」仕組みをつくっていくことが重要です。そのことにより、働く人の元気につながればと考えているところでございます。昨年4月よりしばらく休止状態であった小田地区にあります株式会社タケチ小田工場が操業を再開されました。新たな雇用の拡大を期待しているところです。町内にはモノづくりや住民の生活安定のためにインフラを整備している企業などたくさんあります。私はそれらの企業を広く町民の皆さん方に知っていただく、企業のご理解をいただいてそれら企業を広報できたり、町民の企業訪問などができるようなことが出来ないか検討して行きたいと考えているところでございます。町内外の企業など新たなマッチングや雇用の確保に少しでも応援をさせていただきたいと考えています。

三点目は「お年寄りに安心を」でございますが、デマンドバスは小田全域に加え、この2月から五十崎地区での運行が始まりました。残る内子地区についても、平成26年からデマンドバスの運行に際し、住民ニーズの把握や運行エリアの設定などの協議を進め、出来るだけ早く全域運

行が出来るよう努力して参ります。また、高齢化が進む中で認知症や寝たきりなど深刻な疾病に悩まされている人は少なくありません。健康を維持していくためには普段の食事や運動を考えて予防に努めることが大切です。行政でも関係する部署が連携して、高齢者の健康維持につながる活動を展開したい、進めたいと考えています。

「安全・安心の町のまちづくり」については、まず 自然災害にしっかりと対応する必要があります。危険箇所の補修を事前にすれば大きな事故につながりません。住宅の耐震化事業の充実など町で対応できる制度も整備しておりますので、活用していただき防災に努めていただきたいと思います。伊方原子力災害については、黒内坊地域が30km圏内に入り、「原子力災害内子町住民避難計画」を策定致しました。しかし30km圏内だけでいいのか私は考えているところです。60km圏内になると内子町ほぼ全域が入ります。病院に入院している人たちなどの移送や高齢者の移送手段をどうするのか、また安定ヨウ素剤をどういう手順で飲んでいただくかなど、課題山積でございます。一つ一つ、真摯に向き合って参りたいと考えているところでございます。

今年度から来年度にかけて平成27年度から10年間の第2期内子町総合計画策定作業を行っています。町の抱える課題に対して、私が掲げております公約を基礎に町行政全般にわたって、平成27年度からの計画と目標を示していきたいと考えています。今年度におきましては、景観や観光を主な課題とする「中心市街地」、林業や少子高齢化等の課題を持つ「小田地区」、少子化の課題の「子育て」、情報化をまちづくりの戦略に活用する「IT」の4つの職員によるプロジェクトを立ち上げ、具体的な施策・企画について検討をしているところでございます。また、町内の団体、企業経営者、有識者や若手の農業・商業に関わる方々のヒアリングを通して、行政に対して多くの良いご提案やご意見を賜っておりますし、一方では小田地区、五十崎地区で第二次の地域づくり計画が策定される予定で、それらを参考にしながら総合計画の策定に取り組んで参ります。次年度において構想から基本計画を具体的に示し、町民の皆さん方にお諮りし、ご理解と実現へのご協力を賜りたいと考えております。

26年度には総務省の制度である地域おこし協力隊を導入致します。2月に面接を行い、この4月から3名の地域おこし協力隊員を採用することと致しました。この3名については、それぞれ重松・御祓地区での地域づくりの支援、参川地区を中心とした小田地域での地域づくりの支援、N a n z eを核とした商店街の振興支援にその若い力を発揮していただくよう期待をしているところでございます。地域の皆さんにおきまして若い人を育てていくつもりで、協力をして地域づくりを推進していきたいと思っておりますし、町としても地域おこし協力隊員が地域に根付き、やがて定住をして欲しいと考えているところでございます。

27年1月には内子、五十崎、小田の三町が合併をして10年を迎えます。これまで町民の皆さん始め各団体にはご理解とご協力を賜り、一つの町の一として一体感が醸成されてきたと感じております。行政としても町を一つにまとめるということに腐心をして参りましたが、10年という節目を迎えるにあたり、合併からこれまでを振り返るだけではなく、一体となった内子町が、将来に向かってどういう町を目指していけば良いかということを考える機会になるような記念行事を計画していきたいと考えています。

また、26年度は、内子町国際交流協会が20周年であり、さらに27年には内子座創建100周年を迎えます。26年度はこれまでのまちづくりを振り返るとともに、次の新しいステップ

へ踏み出す準備をする重要な年にもなります。一方、町財政では27年度から地方交付税が段階的に減少し、5年間で約10億円減る見込みでございます。この減額による影響の大きさから、国において算定を若干見直すとも伝えられておりますが、町としては今後も行政改革を進めるとともに、何を優先し、何を我慢するのかというメリハリのあるまちづくりをしなければなりません。内子のまちづくりの目標を掲げ、しっかりと進路を定めて、立ち向かって参りたいと思っております。私たちのふるさとである内子町の良さを守りながら、一緒に汗を流し、総合計画に掲げております「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち 内子町」をつくっていきましょう。

以上、新年度に向けた施政方針を述べさせていただきましたが、内子町総合計画に基づき町民の福祉の増進のため選択と集中した事業・施策を展開していきたいと考えているところでございます。議員各位におかれましては、今後ともご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 以上で、「招集あいさつ及び平成26年度施政方針」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（下野安彦君） 「日程第5 一般質問」に入ります。

質問は、通告により一括質問、一括答弁を行い、それ以降は一問一答と致します。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。発言時間が35分を経過した段階でお知らせ致します。また、理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言下さい。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、6名であります。受付順に、質問を許します。

それでは、最初に森永和夫議員の発言を許します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○2番（森永和夫君） 3月議会に当たり質問します。今回から今議長言われましたように議会改革の一環として一般質問も一問一答方式で持ち時間40分ということになりました。これまでは質問時間15分、再質問は2回までということで12月議会では、議長より制限時間のご注意を受けましたが、今日は時間を気にしないで思う存分質問させていただきます。

さて、1月23・24日と文教厚生常任委員会の視察で、長野県下伊那郡「豊丘村」と長野県木曾郡南木曾町「妻籠宿」を訪れました。「豊丘村」では、子育て支援事業、定住対策事業、公共交通機関の確保について。「妻籠宿」では、町並み保存活動と南木曾博物館の運営についての研修でした。

まず「豊丘村」ですが、長野県の南部、飯田市の北東に位置し、天竜川が形成した日本一と謳われる河岸段丘の中心に位置し、人口約7,000人、マツタケやリンゴ・市田柿など果樹の生産が盛んな村です。豊丘村を選んだいきさつですが、昨年、豊丘村の下平村長が私の大学の後輩

ということを知りました。さっそく村のホームページを見てみますと、驚いたことにここ数年人口が減っていません。人口減少が大きな問題となっている中、信州の小さな村でどのような村づくりをしているのか、ぜひ研修に行きたいと思い、文教厚生常任委員会で提案をし皆さんからもご賛同をいただき行くことになりました。

まず、子育て支援事業ですが、福祉医療給付金ということで、18歳まで医療費無料です。その他にも、出産祝い金として、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子からは25万円が支給されています。また、子育て支援センターの充実ということで、年代別親子の交流広場や各保育所の園庭や遊戯室を解放する「つくしんぼクラブ」、子育てサロン、そしてこのような子育て支援情報誌「にじいろぽけっと」の発行などに取り組んでおられます。教育環境の充実では、小学校における英語教育、心の教室相談、ランドセルやテスト費用の半額補助、米飯給食推進事業として給食に使われるお米代の全額補助、誕生日プレゼントなどが実施されています。

次に、定住支援対策です。村営住宅の建設、住宅用地取得や住宅の新築・増築等の助成金、空き家情報活用制度などがあり、就職支援として、定住促進就業祝い金、Uターン助成金、就農支援などの取り組みもあります。内子町でも、移住相談を始め、移住体験住宅の整備、移住促進の情報提供及び定住促進事業補助金や農業研修施設の提供など色々と定住対策はとられています。その結果、Iターンでの移住者が愛媛県内では一番ということでもあります。人口減少を遅らせ、町を元気にするのはやっぱり若い人たちです。定住対策として、若者を呼び込むほどの魅力ある政策は何があるのか。昨年6月議会でも触れましたが、大洲、松山に通勤するけど、住むのは内子、子育てするのは内子だというような、他にない魅力ある子育て支援策を積極的に示し発信していくべきだと考えます。そこで伺います。豊丘村では、18歳まで医療費の無料化や出産祝い金、定住促進就業祝金、住宅用地取得や住宅新築・増築等の助成金など、子育て支援や定住促進対策に積極的に取り組み、合併しない中で、暮らしやすさを追求したきめ細かい住民サービスが行われています。その結果、村の活性化にもつながっていると感じました。このような出産祝い金や各種助成金制度に対し、今後内子町でも取り入れるお考えはないのか、町長のご所見を伺います。

次に、「地域の活力は、産業振興、雇用と人口にかかっています。明るく元気な村とは、若者も、お年寄りも、男性も女性もそれぞれに夢と希望を持って明るく活動することのできる環境が整った村のことです。」という下平村長のまちづくりに対する思いがまさに「豊丘村」の元気につながっているのだと思います。そして、今回の研修を通して私が感じたことは、豊丘村では村民の暮らしに重点を置いた暖かい村づくりが行われているということです。企業誘致にも積極的に取り組み、横浜ゴムの誘致が決まり、3月には操業となり、150名の雇用につながるということです。子育て支援や定住促進対策、企業誘致の実現、その結果、村の人口の減少にも歯止めがかかっているのです。もちろん内子には内子のよさがあります。しかし、この研修を通して見習うべき点も多々あると感じました。そういう豊丘村村長のまちづくりに対する思いと、町長の目指す「子どもたちに夢を、働く人に元気を、お年寄りに安心を」という思いはある面共通していると思います。人口の減り続ける現状にどこかでブレーキをかけないと、まち自体が夢も安心も元気もなくなると感じますが、新年度を迎えるにあたり、その点についての具体的な施策をお考えなのか伺います。

また、公共交通の確保ということで、村営バスの運行と福祉タクシー制度があります。高齢者及び重度心身障害者など、交通弱者といわれる方の交通手段を確保するため、利用者が運行業務委託タクシーを利用した場合、特定区域内に限り一律700円の自己負担で利用することができるというものです。内子町でも運行されているデマンドシステムも検討されたそうですが、豊丘村の地勢的条件下ではデマンドシステムの長所を生かしにくいという結論になり、「福祉タクシー制度」になったそうです。内子町ではデマンドバスの運行が行われていますが、デマンドシステムを採用するにあたり、当然他の方法も検討されたはずですが、どのようなシステムについて検討されたのか伺います。

次に、来庁者に対する職員の皆さんの気持ちのいいあいさつに私たちは大変感心を致しました。「明るい豊丘村はまず役場から」と考え、職員全員が来庁者に対して明るくあいさつができるようにと、毎朝「誓いの言葉」というのを音読しているそうです。飯田下伊那で一番明るい村役場を目指しているとのこととあります。参考までに「誓いの言葉」ですが、次のようなものです。「今日も一日私たちは自信と情熱をもって、村民の皆様には最大の満足を、豊丘村に役場に対して深い愛情をそそぎ、奉仕の精神を忘れることなく、自ら希望達成のために努めます」というものです。さらに「接客五大用語」というのがあります。「おはようございます」、「はい、かしこまりました」、「少々お待ちくださいませ」、「申し訳ございません」、「ありがとうございました」、これを毎日職員の皆さん仕事前に声に出されているそうです。もちろん、内子町の職員の皆さんも同じ思いで仕事に取り組んでおられるとは思いますが、まだまだ、服装、あいさつ、受け答えについて少し改善する必要があるのではないかと思います。こういった取り組みに対し、町長のご感想をお伺い致します。

もう一つこの「豊丘村」で感心したことがあります。村のホームページに「村長のページ」というのがあります。ここには「村長からのメッセージ」というのがあり、村長が日々感じたことを、写真付きで随時掲載されています。また、「村長より、今後の豊丘村政について」ということで、役場でのあいさつの徹底、社会教育施設の建替え、介護予防ステップアップ元年の取組み、防災・減災対策など13項目にわたり村長の取組みをある程度具体的にわかりやすく掲載されています。内子町のホームページに、「町長室へようこそ」というのがあります。今年の年賀交換会でのあいさつが掲載されているだけです。せつかくのホームページです。稲本町長も、もっとホームページを活用し、これまでの実績、これから取り組もうとしていることなど町民の皆さんにわかりやすく、町長らしさをアピールされてもいいのではないかと思います。町長のご所見を伺います。

次に、「豊丘村」では、このような「だんQくん」というキャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」があります。愛媛にも「みきゃん」があり、「バリーさん」もあります。全国的に「ゆるキャラブーム」です。今さら「ゆるキャラ」でもないという考え方もあるかと思いますが、内子にもなにか内子らしい「ゆるキャラ」があってもいいのではないかと思います。そのことにより、子どもたちにも喜んでもらえるし、自分たちのふるさとに対する親近感も生まれると思います。そして、それが全国的なものになれば、内子のネームバリューも一気に上がると思いますが、ご所見を伺います。

さて、視察2日目に我々は長野県木曾郡南木曾町「妻籠宿」を訪れました。ここは、旧中山道

の宿場町として栄えたところで、町並み保存の先駆けとして、内子町の町並み保存を進めるにあたり大変お世話になったところでもあると聞いております。私たちが訪問した時は平日とあってか観光客もまばらで、土産物屋もほとんど閉まった状態でありましたが、それがかえって良かったのか、まるで江戸時代にタイムスリップしたような町並みに感動を致しました。ここでは「売らない」「貸さない」「壊さない」の三原則による保存活動が進められたとのこと。この中心になるのが、妻籠本陣・脇本陣奥谷・歴史資料館を含めた「南木曾博物館」であります。お話を伺っておりますと、年々減り続ける観光客、当然、博物館の入館料も減っていく現状にどう対応するかが課題であるとのことでした。平成20年度の観光客数が60万8,200人、平成24年度で47万9,500人、入館者数は6万598人から4万3,000人になり、715万円の赤字だそうです。観光客の減少は、内子町にとっても共通の課題ではないでしょうか。そこで伺います。総合計画を見ますと、内子町の観光入込客数は、100万人とあります。この100万人の内訳は町並み観光客だけではないと思いますが、現在、町並みに来られる観光客数は何人ぐらいでしょうか。合わせて上芳我邸への入館者数と収支状況をお伺いします。

次に、プロジェクト10の中の「内子ツーリズムプロジェクト」でも、平成23年度の宿泊客数1万4,849人を26年度には1万9,000人を目標にして色々取り組みがなされています。宿泊客数を増やすためには観光客数を増やすとともに、内子にわざわざ泊まる何か魅力が必要と考えます。例えば、食であるとか、宿泊しないと内子を満喫できない何かが必要です。ビジターセンターもできました。具体的に観光地としての内子を今後どう発信していくのか、伺います。

次に、妻籠観光協会のホームページにもありますが、観光地には「見る」「食べる」「泊まる」「買う」「歩く」という不可欠の素材が必要だと思います。私は、妻籠にはそれがあると思います。しかし、それでも観光客数は現実減少しています。なぜ減っていくのか、どうすれば観光客を以前のように取り戻せるのか。このことを内子の町並み、内子の観光に置き換えて考えてみる必要があるのではないかと思います。「見る」「食べる」「泊まる」「買う」「歩く」この5つが内子にはあるのか。このことを原点に戻り見直す必要があると思いますが、この中で内子に欠けているものは何だと思われますか、伺います。私は、内子に欠けているものが何かと考えたとき、一つには名物料理とかご当地グルメといったものがこれといって無いのではないかと思います。昨年の6月議会で、給食も含めてご当地グルメとか安心・安全な農産物など内子の食をテーマとした町づくりというもの、もう少し取り組んでほしいとの質問に、町長は、「何も美食だけがすべてではなく、季節、季節のこの内子の風土の中で育った作物を十分に使い、そして最高の技術で、お客様や私たちが口に出来るような仕組みを考えていくということが大事だと思っており、今回の補正の中でプロの皆さん方から指導を受けるような予算を組んでいる」と答弁され、内子の食開発事業委託費として120万円の予算を承認致しました。先日、「食の開発事業」として「内子うまいもん賞味会」が開かれたと聞きますが、具体的な内子の食はできたのでしょうか、成果について伺います。

次に、今回の視察に当たりホームページをみて色々勉強しました。そこで感じたことがあります。先ほどの豊丘村にしても妻籠観光協会のホームページにしても、見やすく、わかりやすく、インパクトがあるということです。特に妻籠観光協会のホームページに掲載されている一枚の写

真を見て、私はそこへ行きたいという思いが募りました。一枚の写真にはそんな力があると思います。そして、ブログを見てもほぼ毎日のように写真も含め更新されていますから、今現在の様子が手に取るようにわかります。担当者の方は大変だろうと思いますが、見る者にとっては親切なホームページだと思います。果たして内子町のホームページはどうでしょうか。毎年更新されず古いものしか載っていないものもたくさん見られます。最新の情報や画像、ブログは頻繁に更新していくことで見る人を引きつけ関心を持ってもらえるようになるものです。また、最近では、それぞれの市町村には公式FacebookやTwitterがあり、情報発信のツールとしてきめ細やかな情報を発信しています。さて、内子町のホームページの中に観光のサイトがあります。もちろん、内子町観光協会のホームページもあります。残念ながらアクセス数に大きな差があります。妻籠観光協会には、3月1日現在、209万1,289人、2月だけでも9,300人のアクセスがありました。内子町観光協会では33万4,771人、2月は3,600人です。見易さ、画像も含めた内容などもう少し工夫がいるのではないかと思います。同時にFacebookやTwitterなども取り入れてはどうかと思いますが、町長のご所見を伺い、質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方からはまず、森永議員のご質問の豊丘村、そして研修されました感想等、真摯に聞かせていただきました。実は私は、豊丘村は行ったことはないんで、よく分かりませんが、南木曾の方は何回か行かせていただいた町でございます。

まず、第1点、豊丘村での取り組み、それぞれ各種助成制度、内子町にとって少し検討してみたらどうかというご意見、ご提言でございます。いろんな各種制度っていうのは、町民の皆さん方が少しでもこの町を愛して行こう、この町で住んで行こう、豊かな町にして行こう。町で出来る限りのそういう制度っていうのは、さらにやっぱり充実すべきものは充実しなくてはならないというのが、私は基本的にそう思っておるところです。ただ大事なことは、豊丘村が置かれた村のポディション、あるいは内子町があるポディション、産業構造であったり、人口構成であったり、面積であったり、年齢構成であったり、それぞれやっぱ違ったものがあります。歴史があるし、伝統があるし、文化があります。そういうその町が置かれたポディションというのをしっかり見ないといけない。そしてこういう補助制度っていうのは長続きをささなくちゃいけません。長続きをさすためには、財源をどうするかということが必要です。多々にしてこういう村独自、町独自の補助制度っていうのは一般財源を使わないとなかなか出来ないということがあります。ですから、自分ところの財政状況をしっかりと見て判断することも大事だというふうに、基本的に私はそういうふうに思っております。そこでまず医療費の拡充についてでございますけれども、18歳まで無料化と。本当にこれはうらやましいというか、それが出来れば本当にいいなというふうに私も思っておりますけれども、内子町ではご案内のように平成24年度から小学校卒業生までを無償化としましょうということでやって、今2年目というところでございます。あとから

また色々なその他の議員の皆さんからのご質問もありますが、関連しますけれども年々、この一般財源の持ち出しが増えているということでございます。ですから、今の国保会計の中で考えますと18歳まで無償とすることは内子町では今現在できるということではない、できないという判断をせざるを得ないというふうに思っております。それから何よりも内子町はやっぱり救急対応とか、あるいは入院できる病院があるということが、ある面ではいい、本当に安心できる住める町にも一助にもなっているのではないかなというふうに私は思っております。

2点目の子育て支援に関しては、出生祝い金につきましては合併前の内子町、五十崎町で一人当たり5万円を支給していたという制度がありました。合併後、平成17年度まで実施してございましたけれども、行政改革の事務事業の見直しによりまして廃止と致したところでございます。代わりに町独自で第三子以降の保育料を3分の1に軽減しましたし、また、3人同時に入所の場合には第二子を半額、第三子を無料と致しているところでございます。それから、移住対策につきましては、森永議員のご指摘にもありましたように積極的に内子町に呼び込もうということでさまざまな住宅政策をやっているところでございます。併せまして、ご案内のように内子町では景観形成と林業振興を同時に図っていくということで、町内産材を使ってお家を建てられる場合には、最高70万円、町から助成しましょうという制度も作っております、そういうものも年間10棟分だけ予算を計上させていただいております。また、福祉バス、あるいはデマンドバスの整備も順次進めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。またご質問の中にありましたように、さまざまな角度から新しい総合計画をこれから作っていかなくちゃなりませんので、その中で何が出来て何が出来ないかというのは精査して参りたいなというふうに考えておるところでございます。

次のご質問2点目、産業振興と雇用の問題。人口の減少の問題と関わってのご質問でございました。どっかにこの人口の減少にブレーキをかけないと大変なことになるよ。その点の具体的な考えはどうかというご質問だというふうに理解しております。この人口減少の問題っていうのは、やっぱりなかなか難しいと私は思ってます。なかなか特効薬はありません。これだというのはなかなか見つからないのが現状でございます。産業振興とのかかわりというのは非常に大事だというふうに私も思っております、基本は産業を活性化させて売り上げを伸ばす。それが雇用の確保や安定につながり、給料をいただいて、税金を納め、家族の暮らしが成り立つ。農業であれ、企業であれ、再生産に結び付いていく。こういう仕組みが私は基本だというふうに思っています。町内では農業生産法人が立ちあがりまして、野菜の生産や販売を開始されましたし、Iターンも皆さん方もご承知のようによく増えて参りました。新しいビジネスも取り組まれているところでございます。また、内子ワインも好調で3年目に入りまして、ビジネスの拡大が今諮られようとしております。地元の伝統ある酒屋さんも酒造会社さんも町内産ぶどうを使ってリキュールを開発し、販売にも取り組んでおられます。去年は商店街の若い人たちが組合を立ち上げてN a n z eを核に活動を開始されました。そういうふうに様々なところで活発化しておりますが、私は特に、Iターンの皆さん方が県内で一番多い町でございまして、長田地区や北表地区で、さらには立川地区で地域の中に溶け込まれて農業の分野だけでなく、地域の消防団に入るなど地域活動に若い力を発揮させていただいて、本当にありがたいなというところを感じているところでございます。こうした支援を積極的にやっていきたい。今後も続けていきたいというふうに思っており

ます。いずれにしても地域の魅力、それから自治力、挑戦する気持ち、そして併せて町の支援、こういったものがうまく重なってひとつひとつを真面目に重ね合わせて行く以外にないのかなというのが正直なところでございます。

それから3点目のホームページの件でございますけれども、私、町全体の施策や具体的にどのようなことをしようとしているのかということにつきましては、一番いいのは町の広報誌を見ていただきたいというふうに思っております。町の広報誌は、町民の皆さん方が町に対するどういう思いを持っていらっしゃるのか、また、行政が町に対してどういうことをやろうとしているのか、またやったのか、内子の広報誌は県内でもトップクラスの広報誌でございますので、これを全戸配布しておりますから、見ていただければ一目、よくお分かりいただけるんだろーと思っております。それ以外にも各地域での自治会における懇談の場や老人会など研修の場、またマスコミにも適宜情報を出しておりますし、シンポジウムの講演、また大学での講座も持っておりますので、いろんな所でいろんな思いというものを集めさせて発表させていただいております。ホームページの活用につきましては、26年度に見直しを予定しておりますので、議員ご指摘のような、もう少し充実したものになるように担当課に指示をして参りたいというふうに思っております。あとデマンドバスの件、そして観光行政の件、職員の接遇の件につきましては、担当課長に説明を致させますので、よろしくお願いを致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは、私の方からデマンドバス関連、それから職員の接遇関連、それからイメージキャラクターの関連につきまして答弁を致します。まず、デマンドバスシステムの採用にあたりまして、こういったことを検討していったのかというふうなことでございました。町営バスの運行方式につきましては、IT技術を用いて、リアルタイムで乗客の情報の的確に対応できるオペレーターを配置したデマンド方式といった先進事例などが一般的に考えられているところでございますが、内子町独自のですね、効率的に経常的に運営出来る方法はないだろうかというふうなことを基本にですね、検討を進めて参りました。町営バスの路線を再編することによってコミュニティーバスを運行してはどうか。それから民間への委託はどうか。それからタクシーチケットの配布はどうだろうか。こういったことを検討を進めて参りました。まず、基本的に高齢者バス利用への切実な思い、需要の実態はどうなのか。それから将来的に無理のない継続的に運営ができるのか。それから町内業者へのアウトソーシング、新たな雇用確保はできないだろうか。こういった視点から需要調査などを通して特に高齢者の月に1回から3回程度の通院と買い物に必要。またバス停までが遠い。自宅近くで乗りたい。時間帯が合わない。といった利用者のニーズに応え、さらに経費節減できる方式として予約制による、家の軒先から目的近くまで運行ができる現在のデマンド方式、こういうものを導入したところでございます。現在利用される高齢者の皆さんからは非常に喜ばれているということでございます。

続きまして、職員の接遇関連でございますが、町の方でも独自の接遇研修を始め、県や町村会主催のいろんな研修に派遣をして職員の資質向上、スキルアップに努めているところでございます。役場の業務は町民の皆さんの信頼なくして成り立たないわけでございます。こういったこと

を念頭に置きながら日常のあいさつの励行に努め、町民の皆様の気持ちになり、気持ちよく用事が済ませていただけるような職場作りに努めたいというふうに思います。毎日それぞれの職場で朝礼などの機会を設けておりますので先ほどの事例なども参考にしながらですね、各課長を始め、管理職を中心にそれぞれの職場にあった取り組み、町民から好印象を持たれるような明るい職場環境の改善に努めたいというふうに思います。

それから、イメージキャラクターいわゆる、ゆるキャラですね、これの発信効果と言うものは地域の経済効果であったり、郷土愛の醸成、こういったものが考えられると思いますけれども、内子町は、ゆるキャラに頼ることなく、まちづくり戦略として、町並み、村並み、山並みなど、地域性や独自の景観あるいは環境の保全・活用等によってですね、郷土愛を育みながら我が町に思いを寄せ、誇りを持てる本物のまちづくりを推進したいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） それでは、私の方からは観光行政についてお答えを致します。まず、町並みに来られている観光客数についてでございますけれども、毎年、1月から12月の年次で観光統計を取っております、内子町に来られた観光客を調査致しております。24年次で見えますと、113万人の方が内子町に来ていただいておりますが、この数字は、町並みへの観光客だけではなく、スキーやゴルフなどのスポーツレクリエーションや、「からり」などへの買い物、また、お祭りなどのイベントに来られる方々を区分ごとに集計したものでございます。町並みに来られるお客様は、文化・歴史の区分に該当しておりますけれども、約14万人という数字になっております。また、上芳我邸の入館者数と収支の状況でございますが、平成24年度の入館者は約1万8,000人で、収入が入館料等で約900万円、支出が賃金や光熱水費等で1,800万円となっております。

次に、観光地として、内子を今後どのように発信していくのかということでございますが、内子町は、八日市・護国の重要伝統的建造物群保存地区に代表される「町並み観光」、グリーンツーリズム等の農村部における「村並み観光」、更には自然豊かな小田深山を中心とする「山並み観光」と町内全域を視野に入れて、相互の連携により観光客が町内の観光資源を周遊し、体験などを通じて交流し、滞在時間や宿泊者、消費額の増加を図りたいと考えています。そのためには、内子の伝建地区の町並みをはじめとして、五十崎の泉谷の棚田や和紙、凧、また、小田の小田深山や巨木など各地域にある観光資源をさらに魅力あるものにする取り組みが必要であります。また、石畳地域の事例にありますように、地域を元気にしていこうとする活動に多くの方が魅力を感じ、そこに多くの方々が訪れるようになりましたが、このような地域づくりの活動も大きな資源であり、力になります。ビジターセンターでは、来られたお客さまに対して、これら町内の観光資源を巡っていただくよう誘導し、宿泊に結び付けるなどの機能が求められていますが、この施設ができたことにより、観光客が各地域に興味を持ち、出向いていただくようになっております。また、合わせて内子町に誘客するために、内子町を知っていただき、来ていただくための取り組みを行っていますが、「見る」「食べる」「泊まる」「買う」「歩く」などについて更に魅力

あるものにし、具体的な情報を必要とする方に的確にお届けすることなどを工夫し、来町を促すよう取り組んで参りたいと考えています。これらの取り組みを重ねることにより、宿泊客の増加につながっていくものと考えております。

次に、観光の要素として、「見る」「食べる」「泊まる」「買う」「歩く」の5つのうち、内子に欠けているものは何かということですが、これら5つの要素については、どの項目も課題を抱えており、その課題解決に向けて取り組んでいるという状況ですが、特に、「食べる」ということは大切であると考えております。内子に来られた観光客の皆様、内子といえどこの料理というものを開発し、食べていただきたいとの思いはございますが、その開発ができていない状況にあります。今までに、料飲組合では内子座弁当に取り組まれたり、道の駅内子フレッシュパーク「からり」では、内子豚と地元味噌によるバーガー等の開発がなされておりますが、現在、私達が食べております、内子に伝わる「バラずし」や「鯛そうめん」などの伝統食も含め、観光客の方に食べていただく食についての開発が求められております。そのため、現在、食の開発について取り組んでいるところでございますが、誘客の動機づけとなる大きなテーマであり、できるだけ早く開発していきたいと考えております。

次に、内子の食についてでございますが、本年度は「内子の食」を充実させる初めての事業として、県の補助制度を活用し「内子の食開発事業」を実施致しました。目的は、内子町内で広く料理を提供していただいている事業者のレベルアップを図るとともに、内子産の食材を取り入れた新しい「内子の食」の開発でございます。この事業に当たっては、松山市内の著名な旅館やホテルの総料理長などで組織する「名工会」の指導を受け、町内の料飲組合や内子グリーンツーリズム協会のみなさんと9回にわたって学習会を行いました。内子町内で収穫するトマトやもち麦、じゃばら、しいたけなどを活用し、先生方が考案した料理を参考に、いかに内子らしいメニューにしていくのか、各自で研究し試作品を作り上げました。その試食会として、2月19日に、内子自治センターで旅行の業界関係者など65人を招待して「内子うまいもん賞味会」を開催し、出席者には意見を書き込む評価表を手に試食をしていただきました。同賞味会には、内子グリーンツーリズム協会からは、お客様に提供している料理の中からレベルアップした一押しの料理を、また、料飲組合や「からり」などからは、「アユの姿ずし」「もち麦のだんご汁」「じゃばらのポン酢をかけた豚肉や野菜の蒸し料理」などをはじめ、新しく開発した各種料理を含め、21メニューが披露されました。また、食事に豊かな彩りを添える地元のお酒、内子ワイン、どぶろく、リキュールなども試飲いただきました。また、そのメニューの中で、地元産の豚肉や野菜などを使った「あさぎり鍋」については、料飲組合の一部の店舗では、既に宴会等で試食していただき、お客様の反応を見るなど商品化に向けての取り組みがなされております。ただ、今回の発表会をもって「内子の食」が完成したということではありません。「内子の食材が素晴らしく、また内子の食は美味しい」という食文化振興のスタートとして位置づけ、商工会や関係者と連携、協力し、今後更なる料理への精進、工夫を積み重ねて「内子のうまいもん」を作っていきたいと考えております。

次に、観光協会のホームページでございますが、現在の内子町観光協会のホームページは、観光協会が合併した平成18年に開設し、その後平成19年度にリニューアルがなされましたが、基本的にこれを使用しております。内容については、より宿泊施設や食事、土産物等がアピール

できるようにと画像の差し替えを行ったり、平成24年度には、宿泊施設やレストランなどの店主の思いやメッセージなどを伝えるため動画撮影を行い、それぞれの施設や料理が動画で閲覧できるように致しました。ただ、トップページ等は基本的に変更しておらず、木蠟と白壁の町内子というキャッチコピーになっているにもかかわらず、キャッチコピーと違う画像が出てきたり、全体のレイアウトやメニューバーなどについても洗練さや統一感がなく分かりにくいという専門家からの指摘も受けております。そのため、来年度、観光協会においてリニューアルをしたいと考えております。妻籠観光協会や先進地のホームページを参考に、内子に行きたくなる印象深い写真を活用し、多くの方にこのホームページを見ていただき、観光行動に結びつけたいと思います。さらに、フェイスブックにつきましては、来年度、ホームページで内子の情報発信をいかにやっていくのかという戦略をたてますので、その中で、活用について検討したいと考えております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 一問一答方式と言うことですので、まずですね、町長からもご答弁いただきましたが、出産祝い金等の現金の給付というのは、財政状況等によってなかなか難しいというお話です。それはそれで分かるんですけども、今現在内子町で新生児がですね、100人くらいと先ほどお聞きしましたが、せっかく若い人たちが内子で暮らして子どもを産んでいただいでですね、元気に巣立っていただける、それを応援する意味でもですね、私はなんらかの形でそういうものを、町としての気持ちを表す意味でも、お祝い金としたものは出されてもいいんじゃないかなと思います。その辺をもう一度、どうしてもだめなのか、将来的には考える余地があるのかをお聞きしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 現金給付っていうのはですね、やっぱり慎重に判断しないといけないというふうに私は思っております。これは出生祝い金の話だけじゃなくて社会保障費そのものがですね、今非常に内子の財政の中でウエイトが高くなってきてます。しかもこれは、制度は永続きをささないかんということですから、先ほど申しましたように一般財源がほとんど占めるわけですので、そこを慎重に判断をしないといけないというふうに今の段階は思っているところです。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 町長の言われることは、十分私も理解できます。そうするとですね、役場の中に、例えば豊丘村ではですね、先ほども申しましたように暮らしやすさを追求したきめ細かい住民サービスと私申しましたけれども、本当我々文教厚生常任委員会で役場へ行っている話を伺いして、本当感心することがたくさんありました。その中でもですね、ひとつの例なんですけども、例えば豊丘村の役場へ行きますと役場の玄関入るとすぐベビーベッドがあったりですね、キッズルームがあったり、そして役場に来られた村民の皆さんがつくろいで談笑できる村民サロンといったスペースもあったりしてですね、そういった取り組みを、村民の皆様が役場に

に対するイメージアップにもつながるし、便利に、赤ちゃんを連れてお母さんでもですね、窓口で相談する時にベビーベッドへ寝かしたりとかいったことで利用できるのではないかと思います、そういう役場内のイメージアップというのもですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 窓口に来られる町民の皆さん方がどういう要件で、どのくらいの滞在時間になるのかよくよく見ないとですね、いけないというふうに思ってますから、そこのところは状況を見て判断をさしていただきたいと思います。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） それと医療費の無料化ですけども、現在内子町では小学校卒業まで助成があるということです。長野県ではですね、愛媛県では小学校入学まで県からの助成金があると聞いておりますが、長野県ではですね、15歳まで県からの助成金があるそうです。やはりそういったことを考えると町長としてもですね、県に対してそういう要望を他の市町長さんらと一緒にですね、要望されていってほしいなと思いますのでその辺よろしくお願ひしたいと思います。

続きましてですね、人口を増やすということが町の元気につながるということで、その点は共有をしておるんだと思うんですが、たしかにIターンの人数、内子町大変多いと思います。6月に聞いた話では、6月の議会での話では103人ほどということですが、それからですね、今日まで多少増えたのかどうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 6月の時点からは大して増えてはおりません。一応、2名増えている状況でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） それとですね、以前の質問の結果というか進捗状況なんですけれども、空き校舎やグラウンドを地元自治会との協議の上で企業立地用地としての活用も視野に入れ、誘致活動を進めて行くと言うようなご答弁もあったと思いますが、具体的な進捗状況があればお伺ひしたいと思います。

○議長（下野安彦君） もう一度、森永議員お願いします。

○2番（森永和夫君） はい。今申しましたように、内子を元気にするためにはですね、やはり産業振興ということが大事ということでその関連としてですね、企業立地、空き校舎やグラウンドを利用した企業立地も今後進めていくと言うようなご答弁が以前にありましたので、今回ちょっと具体的な進捗状況があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（下野安彦君） 森永議員にお伝えします。今回の質問とは趣旨がちょっと違うんで。再度別の質問を。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） それではですね、続きましてデマンドバスについてお伺いします。小田でのデマンドバスの運行収支見込みというのは、役場の方で資料はいただいておりますが、五十崎で今回始まりました。そういったことで事前説明会とかいろいろ状況把握されておろうとは思いますが、どうなんでしょう。利用者をどのくらいと見積もっておられるのか。もし、分かればお聞きしたいと思います。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 利用者数字的にですね、数字上の全体の把握は致しておりません。とにかく地域をめぐってですね、利用していただきたいということで勧めております。五十崎地区につきましては2月からですね、試行期間ということで一ヶ月間は無料ですね、運行を致しております。1日のそれぞれの利用状況、それぞれ違うわけですが、若干、重松・藤社地域はですね、利用状況が。藤社地域についてはですね、ちょっと当初から乗客の見込みが少ないのではないかなと見ておりましたけれども、重松・藤社線については運行の無い日もですね、半分以上出ている状況でございます。4人とかですね、あるいは1人、2人といた状況でございます。あと多いのは御祓・池田線、この辺りは多い時には1日22人とかですね、10人とか22人という非常に多い日もございます。あとも1日4、5人から10人くらいまでの状況といったところでございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 私が先ほど町長に対してですね、町長のページがせっかくあるんだから、町長のいろんな政策等を、分かりやすく掲載されたいかがでしようかということをお願いしたんですが、広報があるというふうなことです。広報というのはあくまでも町内の町民の皆さん向けの情報誌ということでありますし、ホームページとは少し違うと思います。ホームページは全国の方が見られるわけですし、現在ですね、内子町のトップページのアクセス数を見てもですね平成24年度から25年度にかけて5,000人ほどの人がやっぱ見られてるんですね。そうするとやはり、せっかく見ていただいて内子の町長はどのような考えを持たれているのかというようなことをやはり分かりやすく掲載されていた方が町民に対しても、また、町外の方に対してもですね、いいんだろうと私は思ったので、そういうことを提案したわけです。その点についてもう一回。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） これは先ほど私が答弁して答弁漏れはないというふうに思っておるんですが、ホームページの活用につきましては、26年度に見直しを予定しておりますので、そこの中で検討して参りたいということでございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） それではですね、続きましてイメージキャラクターについてちょっとお

伺いたいんですが、総務課長よりですね、イメージキャラクター、ゆるキャラに頼らないまちづくりというようなことの話がありましたが、私は例えばこれ豊丘村のバスなんですけど、これは豊丘村の地域のですね、獅子のデザインをしたバスを走らせているそうです。私は例えば町の町営バスだとかデマンドバスだとか町のバス、自動車関係にですね、そういったゆるキャラ的なものをデザインをして走らすことで町の中も明るくなると思うんですよね。それでまた町外に出てもそのバスを見れば内子から来てるんだということのPRにもなるし、私は10周年を迎えるにあたってですね、ひとつの記念事業として、そういったものも取り組んでいただきたいという思いで質問させていただきました。それに対しては、今言うような頼らないまちづくりをすることですので、あれですが、それにちょっと少し関連するんですが、合併前は旧町それぞれに町の花とか町の木というのがありました。ちなみに旧五十崎では楠木とサザンカです。旧小田では杉とフジでした。内子町の木と花がなんだったのかというのを私も調べたんですが、これ合併をして旧五十崎や旧小田は内子町になったので旧五十崎、旧小田で検索すると出てきます。しかし旧内子で検索しても結局今の内子が内子なので、今の内子にはそういったものは無いので出てきませんが、そういったものを含めてですね、町のイメージ的なもので木や花というものも制定されたらと思います、その点についてのお考えをちょっとお聞きしたらと思います。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田繁君） ゆるキャラについてはですね、町長が答弁したとおりで、町としてはですね、そういったものに頼らない本物のまちづくりを進めていくということでご理解をいただきたいと思います。ただですね、町のイメージをしていただくためにはですね、やっぱりいろんな努力をする必要があると思ってます。そういったことにご理解をお願いしたいと思います。それから町の花、町の木につきましてはですね、今のところ定める予定はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） なかなかこれ一問一答方式というのは初めてですので、トップバッターということで、いろいろとここ何日かどうしたものかといういろいろ頭を悩ませましておるんですが、あんまりこうしつこいのもあれです。そうかといって、せっかくの一問一答方式ですので、多少関連したものも聞かせていただきたいなと思います。それでちょっと観光についてなんですが、ちょうどですね、私の質問を知っていたかのようにですね、愛媛新聞が昨日、「南予を楽しむ旅開発へ」ということで、「食や歴史テーマ案次々」ということで特集記事が出ておりました。誘客を目指して観光交流を推進する協議会があるということですが、私もですね、やはり内子町の観光のためにもやはり広域的な連携も必要だと思っております。それで特集記事を見ますと、大洲がですね、猫の楽園、青島を中心としたプランを選んで、これがフジトラベルサービスさんの方で5月・6月の商品として4月中に売り出すというような記事も出ております。こういったことのこの観光交流推進委員会での内子町としての、なんかプランというのは提案されたのかどうか。お聞きしたいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） はい。それぞれですね、南予9市町ございまして、それぞれ旅行のプランを持ち寄って発表さしていただきました。私の方からはですね、内子町からは2案なんですけれども提案をさせていただきました。ただですね、これ南予の広域ですので、それぞれ自分の市だけでプランを作られたところもありますし、広域でですね、隣の市とかそういうところと一緒に作ったプランを発表してもらったところもありますけれども、うちの場合にはですね、開明学校ですとか、あるいは大洲の臥龍山荘ですね、そういったところ。それから石畳とか、弓削神社あたりをですね、1泊2日なんですけど、旅行商品としていかがでしょうかというものでですね、もう一つは城川とかですね、そういう所の場所、あるいは深山、そういった所を活用した、使ったですね、旅行商品、そういったものも提案をさせていただきましたが、結果的にはですね、先ほど言われました大洲市の分についてですね、一応本年度については取り組んでみようということに結果的になったということでございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 私、内子町にとってですね、観光行政というのは本当に大切なもの思っております。私が思うのは、内子町が考えなければいけないのは、道後に来たついでに内子に2時間余りですね、寄っていただくというのではなく、わざわざ内子に来ていただくようなことにしなければいけないと思っております。そのためにはせっかく来ていただいたお客さんに、わざわざ泊まる魅力とかプランの提案というものも必要かと思えます。私は、大洲にもおはなはん通りがあり、宇和町にも町並みがあります。そういったことで、内子を拠点に、内子を1日目はゆっくり見ていただく。そしておいしいものを食べて、泊まっていたいて、例えばちやがまるでおはなはん通り、宇和町へお連れしてまた内子へ連れて帰って、それからご自宅の方に帰っていただくといったようなプラン。56号線があって町並街道としてですね、PRするとか。それと河辺、五十崎、大洲、長浜と、龍馬脱藩の道ルートというのもありまして、私が言うんですが、Xルートが出来るわけですよ。そういったことで、今いう内子に泊まっていたいて、次の日には龍馬脱藩の道を歩いていただく。そして、また五十崎から長浜まではちやがまるでご案内するとか。そういったプランを考えて、そういったことを売り出すということも必要かと私は思っております。そういったこともぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょう町長。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） そういうルート設定もですね、大事だと思っておりますけど、いろんな切り口で、私も営業をJALとかANAと一緒に行ってアピールしております。そういうのも含めてアピールしていきたいというふうに思います。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 最後にですね、ホームページについてお聞きしますが、私がホームページを見ているいろいろ言うのはですね、例えば内子座のホームページ見ても、本当全協でも言いまし

たけれどもちょっと物足りない。あれでは見た人も感動しないだろうと思うんです。本年度の予算でいろいろリニューアルというようなことも言われておりますけれども、私はまず今のホームページを職員の方が改良できるだろうと思っておるんですよ。例えばブログにしてもそうなんです。妻籠なんかは、ほぼ毎日のように写真とブログ、更新されております。内子町観光協会のページ見ますと、ブログがありまして昨年の6月29日から始めたそうですが、本当月1回ポンポンと忘れた頃ですね、更新がしてあるんです。そういったことが私は日々職員の皆さんで改善できることだと思いますし、トップページのことを今課長言われましたが、トップページにしても、あのトップページもどっか業者に委託して作ったものですから、悪い所が分かっておるんであれば、今の業者といろいろ話をして、改良は私は今日にでも明日にでもできるものと思います。そういう努力をした上で、やっぱりそれでもだめということであればリニューアルということも必要なんだろうと思いますが、私は今のホームページを改良はできると思っております。そして町のホームページもそうなんです、上芳我邸とか高橋邸というのは内子にとっても大変な観光の資源です。ところが内子町のホームページから上芳我邸、高橋邸を探すのはですね、大変なんです。どこにあるのかなと思って、最終的に検索の欄で高橋邸とか上芳我邸を入れて、やっとちょっと出てくるだけなんです。そういうことは、今まで30年近く内子の町並みとしたものを観光の中心として捉えて内子町も来たわけですから、なんでこんなかなと私残念なんです。ぜひそういったこともですね、取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度それについての決意をですね、お聞きしたいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたようにですね、充分でない状況にあります。もう少しですね、きちんとインパクトがあるような、そういうホームページにしていきたいというふうにも考えております。ブログにつきましてもですね、若干1カ月に1度ということではないんですけれども、1週間とかですね、10日くらいの、それくらいのスパンなものですから、非常に少ないという状況になっております。そこらもブログも含めてですね、次年度にはこういうホームページが一番いいだろうという結論を出してですね、そういうふうにして誘客に結び付けて行きたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを致します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 最後にですね、町長、Facebookはされていますでしょうか。できたら町長以下ですね、職員の皆さんがFacebookをされて内子の情報をですね、毎日発信出来るわけですから、そういったことにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。まず町長にですね、取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 検討して参りたいと思います。

○議長（下野安彦君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時より再開します。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、才野俊夫議員の発言を許します。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 9番、才野です。

〔才野俊夫議員登壇〕

○9番（才野俊夫君） 3月定例議会にあたり内子町が抱えている課題の中から、質問通告書の通り「行政全般」及び「ふるさと納税」について一般質問を行います。何点か森永議員と重なる項目もありますが、私としての考えと別の角度から質問させていただきます。

最初に「行政全般」について、町長就任6年目を迎えられた稲本町長の所信及び所見を改めて質問致します。

「広報うちこ」の本年2月号の「特集 未来への羅針盤」の中で「まちづくりの進路」という表題で稲本町長のインタビュー記事が掲載されています。「子どもたちに夢を、働く人に元気を、お年寄りに安心を」と、「防災を中心とした安全安心なまちづくり」を加えた4本柱で政策を行ってこられました。次なる課題として「少子化問題」の解決策をあげ、「結婚、妊娠、出産、育児」を総合的に支援する必要性があり、保育園、幼稚園の充実と共に「ハード面だけでなく、ソフト面の充実にも役場内各課で連携して対応する。」と発言されています。

「ハード面」と申しましたら、建物とか物品、データの数値とか、目に見える形である程度我々にも十分認識できますが、「ソフト面」の充実とは、稲本町長におかれては具体的にどのような施策を進め、どのような有様を考えておられるのか、「ソフト面」の詳細な内容をまず伺います。

同じく、インタビューの中で、今後の見通しとして、30年後、内子町の人口が1万人程度になる予測が出ていると人口問題研究所等が作成した資料を基に発言され、今後の人口減少に伴い、生産性の低下や経済力の落ち込みを危惧されておられます。併せて合併10年を迎える来年平成27年度から、交付税が順次減額されてくることに備えて「行政改革」の一層の推進と、行政政策の優先順位を峻別して、優先して実施する事業と我慢して先延ばしにする事業との見極めをしていくと発言されています。確かに、金額の限りがある町予算を有効に実施するためには、メリハリのある政策の遂行はある面必要があると考えますし、町民の皆さんにも丁寧に説明をすることで、ご理解、ご辛抱いただけると考えます。これからの人口減少が既定の事実であり、将来を見通して改善策が全く無いならば、それも致し方ありません。しかしながら、全国の先進自治体の成功事例を良き教訓として、急激な人口の減少に歯止めをかける手段を内子町上げて模索研究し、内子町の実状に合った有効な行政政策を果敢に遂行し、構築してことを検討すべきと考えますが、稲本町長の所見を伺います。

私達、内子町議会文教厚生委員会は、先般1月23日、24日に長野県の豊丘村と南木曾町の2自治体を視察研修しました。先ほども森永議員が質疑の中で申されましたように、長野県豊丘

村は、永年、村の人口が減っていない状態で推移しているということで視察研修の場を選びました。豊丘村の村長からこういうお話を伺いました。「豊丘村に来て住んでもらうだけでなく、豊丘村から出て行かない政策を立案し、実践することで近隣の市町村との差別化を図っている」と発言されていました。豊丘村が取り組んでいる先進的事例には、子育て支援事業として「出産支援」、「子育て支援」、「保育の充実」、「社会教育の充実」、「教育環境の充実」を柱に、多くの先進的な政策を取り組まれて実施されています。また、定住促進事業としても「定住支援」、「就職支援」、「就農支援」、「農業交流」、「公共交通機関の確保」を柱にして数多くの興味ある政策を取り入れ実施されております。内子町においても、従来より程度の差はあれ、町の行政として多様な政策を取り入れ実施されていることは十分承知しております。その中で、内子町の人口減少問題対策の重点施策として取り上げ、早期に実施すべき事業として、次の2つの事業実施を強く要望致します。

まず、子育て支援事業として18歳までの医療費の無料化です。平成24年から、内子町も小学卒業生12歳までの医療費無料化が実施されています。同様な政策は、近隣市町はもちろん県内市町もほぼ導入されています。町の調査によると、中学生や高校生の医療費は、小学生以下に比べて相対的に金額的には少ないと伺っています。ぜひ、この際18歳までの医療費無料化を実施すべきと考えます。次に、定住対策促進事業として、「住宅用地取得補助金」並びに「住宅新增設等補助金」の支援事業実施を要望致します。内子町でも、町が開発した住宅団地においては、同様の支援事業を従来から実施されておりますが、住まわれる個人の考えはそれぞれ、要望は様々です。この支援事業を町内一円において支援することになれば、町外から若い世代や新しい家族の参入も大いに期待できると考えます。以上二つの事業を導入し、内子町の定住人口を減少からストップへ。そして将来的には人口増加を図ることになれば、大いに内子町の未来も明るくなると思いますが、稲本町長のご所見と今後の方針を改めて伺います。

次に「ふるさと納税制度」について質問致します。まず、「ふるさと納税制度」、ふるさと応援寄付金が創設された時の設立趣旨と、平成20年度より制度開始以後、内子町における、年度ごとの納税件数及び受領金額をまず伺います。先日、我が家のパソコンで内子町の公式ホームページを検索しました。トップページの左中段の一角に「ふるさと応援寄付金」と表示されています。そこをクリックすると、稲本町長のお願いのあいさつが平成22年4月1日、4年前ですが、その更新のままで「こころのふるさと『エコロジータウン内子』を応援してください。」とお願い文書が簡潔な内容で記載されています。続いて、「ふるさと応援寄付金について」、「お申込み方法」「ふるさと応援寄付金申込書」、「内子ふるさと応援寄付金寄付者一覧」とクリックごとに表示されてきます。ここには過去の実績やお礼の言葉は一切見当たりません。現在のホームページを見る限りにおいては、先進的な県内や県外の自治体と比較して、この制度を積極的に運用しようという意気込みは全く見受けられません。現時点での内子町における「ふるさと納税」制度の位置づけと、運用状況を伺います。内子町として「ふるさと納税制度」を知恵と工夫でうまく活用し、運用することにより、内子町全体のPRはもちろん、内子町内特産生産物の消費拡大を図り、且つ内子ファンの掘り起しの役割、ひいては、貴重な自主財源として、各種の事業実施の助成金として活用すべきと考えますが、稲本町長の所見と今後の方針を伺います。以上の通り総括質問を致します。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 才野議員にお答えします。先ほどの森永議員と重なっている所もあります答弁になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。まず、先般2月号の私のインタビューの記事の内容、少子化問題のソフト面は具体的にはどういうふうなことを考えているのか、というご質問からお答えをさせていただきます。私も結婚されて、そして妊娠、出産、育児、小学校の高学年くらいまで、一番いろんなことでご心配の時期、子育ての時期だろうというふうには捉えております。そういう中で、行政としてどういうふうなことが応援としてできるんだろうか。福祉なら福祉、教育委員会なら教育委員会ということではなくて、役場の中でそれを横断的に、子育て支援チーム、プロジェクトチームといったようなのを作ってですね、具体的に一つ一つ詰めて行こうよ、ということで今プロジェクトを立ち上げて検討しているということでございます。具体的にはこれからということではございますけれども、例えば婚活イベントの支援ができないだろうか。あるいは子育てを支援する総合的な冊子なんかの発行はできないだろうか。あるいは、働く女性が増えていることから、子育て相談事業の休日への対応なんかはできないものだろうか、いろんな角度から今それを検討中だということでございます。ある程度まとまりましたら、また議員の皆さん方にも町民の皆さん方にもオープンにさせていただいて、ご批判を受けたいというふうに思っているところでございます。

2点目の、政策の優先順位を付けてメリハリの政策実行は、ある程度は必要であるというふうに私は考えておりますけれども、なかなか急激な人口減少に歯止めをかける。先ほど森永議員のご質問にもありましたように特効薬はありません。これだというのはなかなか無いというのが現状でございます。しかしながら、そういう中にあっても少しずつでもいいから知恵を絞りながらですね、前向いて進む以外にないというふうに思ってます。今日までやって参りました保育料の第三子以降の3分の1の減免であったり、また3人同時入所をされた場合には、第二子が半額、第三子からは無料というようなそういう保育への支援、また住宅政策、もろもろ移住者に対する住宅政策等々も今まで同様もうちょっと充実したことができればいいんですけれども、これも国の支援を受けながらですね、やっておるといふところもあるものですからやっていきたい。さらに町内の木材を使ったそういう住宅に対しても支援をさせていただきたい。あわせて産業政策、あるいは観光政策、第一次産業政策、それらが一つ一つ特効薬はないんですけれども、やっぱり合わせ技みたいなものでですね、全体的にレベルをあげていく、対応していくという以外にないのかなというふうに私は考えているところです。

3番目の子育て支援事業としての、18歳までの医療無料化についてということでございますが、これも森永議員にお答えしましたように、今、内子町で例えば国保会計、後の議案の中でもご議論いただくと思うんですけれども、平成23年度と比べまして、小学校卒業するまで、卒業生まで無償化したことによって、平成23年度は約1,500万くらいの町の持ち出しでございましたけれども、平成24年度で2,800万くらいな持ち出しになってます。25年度予測でございますけれども、3,000万くらいな持ち出しということで、23年度と比べますと25

年度約倍くらいなですね、持ち出しになっている。これはもうちょっと分析してみないといけませんけれども、早めにかかった方があまり大きな病気にならないということで、早めに受診されて回数が増えたのかどうか。その辺もですね、もうちょっと、これはしっかり分析をしないといけないだろうというふうにも思っておりますが、しかし一方でこの保険の話をしますと、7割、5割、2割軽減の人が60%いらっしゃいます。1年間に220万円、これ一般財源を使って繰出しているという現実もあります。おそらくこれから基金も取り崩してですね、非常に残り少なくなるという状態が起こってくる、こういう状況の中で、新たにその中を拡充するということは、今の状況では出来ないというふうに私は考えているところです。なんとか被保険者の皆さん方の税負担が大きくなるような形で、ぎりぎりのところでですね、今せめぎあいみたいなことでやっている状況でございますので、内容を充実させるということは非常に今の状況では難しいというふうに私は考えておるところでございます。

それからもう1点の宅地取得あるいは住宅新築の増築、新增設の補助についてでございますけれども、これも先ほどとちょっと重なりますけれども、全町をカバーするのであればですね、町単独で今やっております、最高70万円出せるですね、町内木材を使ったり、日本瓦を使ったりしていただく、これであれば全町カバーできるのではないかなというふうに思っておりますけれども、そうでない住宅で支援をするということになってくると、町の政策としての一貫性というものも出てくると思います。これはなぜこういうふうな政策をやっているかと言いますと、農村景観は第一素敵なものにしましょうよと。町内の木材をもっともっと普及拡大出来るような計画にしましょうよと。併せて定住にもつながればいいという思いで、これやらせていただいております。ですからどんな住宅でも、建つ事によって定住につながるのであれば補助金を出しますよということであればですね、私は政策の一貫性というのは、やっぱり薄れてくるのではないかなというふうにも思うわけでございます。先般も内子自治センター主催で小布施の町長に来ていただきまして、農村景観、景観行政をどうするかということのシンポジウムを行いました。その中でもやっぱり、こういう小布施らしい町を作っていくことの景観の大切さということが謳われたということで理解しておりますので、そういう所も調整はしないといけないという。今のところ、じゃあやりましょうと言うわけにはなかなか行かないかな、ということをご理解をいただきたいというふうに思います。それから、あとふるさと納税につきましては安川班長に答弁を致させます。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

〔安川徹政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（安川徹君） 私の方からは、ふるさと納税についてご答弁申し上げます。ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとへ貢献したい」「自分と関わりの深い地域を応援したい」という思いを実現するため、平成20年度に創設された制度です。内子町では、名称を「エコロジータウンふるさと応援寄付金」として、美しい風景づくりや環境の整備、総合計画に基づいたプロジェクト10の推進などに活用させていただきたく、ホームページやチラシを作成して寄付を募っているところです。これまでの年度別の実績は、平成20年度が16件で100万561円、平成21年度が19件で134万3,750円、平成22年度が17件で350万1,000

0円、平成23年度が18件で207万7,000円、平成24年度が15件で247万2,000円、平成25年度が32件で406万3,000円となっており、合計しますと117件、1,445万7,311円であります。運用につきましては、400万円を幼稚園、小学校、中学校の上杉文庫の充実のための図書購入に活用致しましたが、残りは基金として積み立ております。基金分の使途については、一般の幅広い事業に充当するのではなく、「ふるさと応援寄付金」で実施したことが分かりやすいよう、環境など特定の事業に活用できないか現在検討をしているところでございます。このふるさと納税制度は、2,000円を超える寄付をした場合、寄付者は所得税額控除のメリットがありますが、内子町独自では5,000円以上寄付された方に3,000円相当の特産物と「広報うちこ」1年分を送付しております。他の自治体でも特産品を送るなどのお礼をしておりますが、寄付金額によってお礼内容の差があったり、特産品の消費拡大を大きな目的としているところなど様々でございます。内子町では、特産品の消費拡大というより自主財源の確保を目的に、寄付金の活用計画に合わせた効果的なPR方法を今後検討していきたいと考えております。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） ご回答いただきました。それでは個別の件について質問させていただきます。まず、子育て支援事業として庁舎内、各連携してやっていくということで、町の取り組みは十分分かっております。ただ私どもとしては、それがある程度具体的に近々お知らせしますと言うことで言っていたかと思うんですけど、お示しいただいて、我々町民とか議員の意見も取り入れていただくような機会も作っていただきたいと思っております。その点いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 今いろんな角度から申し上げましたように、町内プロジェクトでやっておりますから、ある程度まとまりましたらですね、広く皆さん方にお示しをするという機会もあるかというふうに思います。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） よろしくお願ひします。それから人口減少についてですが、実は総務省統計局が出されておる資料で内子町の人口構成とかいう部分がありまして、それを読まさせていただきました。現在ですね、0歳から4歳までが558名。人口の3.1%。一番多い世代が60歳から64歳、8.8%を占めております。ということは、単純に比較したら60歳から64歳までの世代より0歳から4歳までの世代が半分以下になっておるということで、少子化が進んでいるということの裏付けではなかろうかと思っております。それをですね、改善する、改良するにはですね、何らかのインパクトがないと若い世代の方も内子町には残っていただけない、住んでいただけないということが明白であろうかと思っております。内子町に魅力があれば内子町に住んで子育てをし、学校に行かし、お父さんは大洲、松山へ働きに出るというような形態もですね、選択としては出来るんじゃないかと思っております。せひですね、今の子育ての子ども達のパーセントがですね、せめて今の倍程度になるか、年間のこの出生がですね、200人を超えるような施策

を推進していただきたいと思います。その中で先ほども質問させていただきましたように、18歳までの医療費無料化と。それから定住促進に対するさまざまな助成ということを提言させていただきました。たしかに内子町も24年から小学校6年生まで議員総意の希望もあり、町長の方で取り上げて実現して今日に至ったわけですが、先般、保健福祉課の方に確認しましたら、だいたい中学生3年生までで、年間400万円。高校生になると若干それよりも少ない数字で、だいたい医療費無料化が実現するというお話も聞きました。700万、800万という金額ですから決して少ない金額ではないんですけど、そうすることによってですね、県内の近隣の他の市町と区別ができ、それが引き合いになって内子町に住もうか、内子町は住みやすいけん住みにいこうか、というようなことも生まれてくるんじゃないかと思うんですが。まずその少子化対策の高校生まで無料化について、今一度ご回答をお願いしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） まず、前半の少子化の数字を見せていただきました。私は人口構成の中で一番大事なのは、子どものウエイトもさることながら、やっぱり労働生産年齢人口、ここだと思うんですよね。内子は15から64歳までたしか53%くらいじゃなかったかなと思います。ここが一番働くところ、あるいは稼がないといけない層がどれだけなのかと、一番やっぱりこの所が大事な所。で、やっぱり冒頭先ほど申し上げましたように、小田で休業中の企業が再開したりですね、また新たにからりのじゃばらと五十崎の昭和刷子さんがジョイントして石けんの開発をしていくとか、そういう挑戦していくという、がんばるぞというもの、機会というものも大事だな。そこで雇用の場ができたり、お給料をいただいて、家族が養えたり、税金が払えたりというこの循環は絶対に大事だと。町の基本だというふうに私は思っております。ですからそういう応援団に町もぜひならないといけないな、応援したいな、というふうに思っていて今日までやっているところでございます。後半の医療費の無料化の問題はですね、私は日本全国どこに住んでもですね、この町は18歳までがタダでこの町は小学生までがタダでなんていうのはおかしいと思っておるんですよ。やっぱりこういう社会保障は、全国どこに住んでも命に関わることでですから同じ状況にならないと本当はいけないというふうに思っています。ただども現実は今言われたように町の財政力とかいろんなものの中です、やっぱり皆さん方この自治体も、なるべく、やっぱり町民の皆さん方によってあげたいという思いは一緒だと思うんですね。ただども私ところの国保の状況を今申し上げましたように、なるべく国保料を上げないようにぎりぎりのところなんとか踏ん張っている。もう基金を取り崩さないといけない状況に入っているわけでございます。そして先ほど申しましたように7割、5割、2割の軽減者が2,000人に対して60%あって、そういう人たちに対しても年間2,000万円を超える一般財源の持ち出しをせざるをえないという状況にあるということで、今、内容をですね、さらに拡充するという状況にはないと。金額の問題ではなくて、やっぱりその制度そのものをですね、その制度そのものをなんとか維持していかなくちゃいかんというところに、精いっぱいのところがあるということをご理解いただきたいと思います。ただ、消費税絡みで国の方も消費税分は社会保障費に使うと言っているわけですから、私たちはそれがどこまで内子町にきちんと還元されるのか、しっかりと注視はしていきたいというふうに思っています。ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） すみません、傍聴者の方、携帯は外でお願いします。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） ありがとうございます。ただ今の町長からありました生産年齢15歳から64歳までの人口が現在がだいたい63.5%ということになっております。ちなみに14歳までの人口が12.1%、65歳以上の割合が34%ということで、これが30年後には生産人口が53.5%から46.2%で、幼い子どもさんの0歳から14歳までの世代が12.1%から9.1%に落ちるといふような予測が出ております。その分お年寄りの年齢が構成比が高くなるわけですが、そういうことをです、ぜひこの予測にならないような、内子町としてはこういう予測だったけど、結果的には微減で済んだとか、横ばいよというような形になるような施策をぜひ町をあげてやっていっていただきたいと思います。そのために先ほどの定住促進についてもですね、やっぱり町長の言われる県内どこでも同じ条件のものが、ベター・ベストなんだということなんですけど、現実的にはそういうことがなかなか出来ない。じゃある面で自主財源をやりくりしてそういう少子化に特化した施策をするのも、それは内子町の目玉になるんじゃないかと思うんです。その点あえて再度ご質問させていただきます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） お気持ちはよく分かるんですがございますけれども、実際に内子町の財政状態、財源状況をみた時にはなかなか思うようにならないということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） なかなか難しい問題であること十分承知はしておりますが、また、今後日々研鑽していただきたいと思います。次にふるさと納税について何点か質問致します。只今、安川班長より6年間ですか、で、117件、1,445万7,311円の応援寄付金が入っているというご報告でした。県内です、一番多い市町がですね、宇和島市がですね、6年間で5,868件、これ若干増えよるんですけど、3月末ですからね、1億1,540万4,900円。1億を6年間で越してます。宇和島市もね、最初から多かったわけではないんです。20年度は307件、21年度は409件、22年度が698件、23年度が880件、24年度が1,377件、25年度になって2,200件を超えておるそうです。なぜそういうことになったかというたら、やっぱりホームページをリニューアル化したということもありますし、なんとか宇和島を助けてや、応援してやというふうなキャッチフレーズです、出されていることも相乗効果を生んだ。また宇和島は海産物、真珠とか魚とか、それからミカンとか、そういうふうないろいろふんだんな特産物がありますから、それを楽しみにふるさと納税される方もあるからこういう形になったんだと思うんです。そういう点からみますとですね、内子町の寄附件数は今年の32件が最高で、6年間で117件と。あまりにも宇和島から比べれば少ないんじゃないかと思えます。ちなみに町村で、町で比較しますと愛南町が6年間で合計で3,149件です。4,333万3,333円ということで内子町の3倍強の金額になってますし、件数的には20倍以上の

方が愛南町のふるさと納税に参加されておると。同じ町であってもですね、やっぱりやりようによってはこういう開きがあるわけです。こういう金額がですね、たしかにふるさと納税のお返しとして地元産品を送って頂くということも楽しみの一つであると思うんですけど、しかしこの金額が少なくともそれぞれの自治体にとって、貴重な自主財源となつて、いろいろな施策の助成金、補助金として使われてきているわけです。そういった面でありましたら、やはりこのふるさと納税の趣旨は別としてぜひですね、全国の方々に内子町を知ってもらって内子町の特産品を手にとって、それがまたリピーターになり、内子ファンになり、観光にも繋がるということになれば、一石何鳥にもなると思うんですが、この件について今後のお考えをお伺いします。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 特産品の活用についてのご質問でございますけど、先ほど答弁の中でも申し上げた通り、内子町はいわゆる特産品の消費拡大ということはこのふるさと納税の方ですね、目的としているということではございませんので、このことについては、また自主財源の確保と言うことでPRを今後進めていくということで、またホームページとかその辺の失礼につきましては検討さしていただいたらというふうに思っております。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 安川班長からですね、特産品の販売は考えていないという答弁をいただきました。これはおかしいと思うんですよね。せっかくこういう制度があつてですね、特産品を内子町にとって日本国中に手にとっていただけるんですから、その今の考えは撤回してください。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 言葉が足りませんで失礼を致しましたが、特産品の消費拡大ということが主たる目的ではないという意味で申し上げました。もちろん特産品のこともご紹介するべくですね、5,000円以上寄付された方についてはですね、からりの産品4種類ございますけれども、この中からですね、1品選んでお送りするようにしておりますので、全くそのことが頭にないということではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 先週、民放で特集番組がありまして、北海道の上士幌町がですね、今年1年間で、今年度ですね、2月25日現在で1万2,048件の申し込みがあつて、金額がですね、2億2,244万5,053円、2億以上のふるさと納税が上士幌町に入ったということをニュースをテレビで聞きまして、ホームページで確認させていただきました。この上士幌町もですね、2年前は390件、1,174万6,011円。昨年度24年度が969件、1,595万9,020円。そして今年度がですね、現在までですが1万2,048件で、先ほどご紹介しましたように2億2,244万5,053円のふるさと納税がなされたということを示唆させていただいております。やはり知恵と工夫によっては、こういうふうに全国のファンから申請金額が増え、納税金額も増えてくるということも不可能ではないと思うわけですね。であるならば

ですね、内子町としてもぜひですね、内子町にも町内の特産品いろいろあります。山の幸、川の幸、それからシイタケ、いろいろありますので、そういうふうなものをですね、ぜひ全国の方に知ってもらうためにもですね、今後、来年度からホームページをリニューアルされるということですから、それに合わせてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田繁君） このふるさと納税制度なんですけど、最初はですね、内子町出身の方がですね、町に対して資金的な援助をするということで始まった制度だというふうに思っておりますけど、現在はですね、そういう内子町出身者に限らずですね、内子のまちづくりに共感すると、そういった方々がですね、その自治体に対して寄附をするというふうに広がっているというふうに思っております。そういった意味ではですね、議員ご指摘のようにいわゆる情報をですね、例えばホームページで当町のふるさと納税制度について説明するとかですね、あるいはどういったものに活用していく、あるいはどういった成果があった、そういった情報をですね、提供することが大事かなと思っております。それと同時にそういった気持ちに対してですね、どういったものをお返しとしてお返しするかと、そういったことも3つが大事だと思っておりますので、そういった面では少し足りない分、改善する点があるというふうに思っておりますので、そういった取り組みを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 今副町長から前向きなお話をいただきまして、少し安堵しました。時間的にまだ30分程度残っておるんですけど、以上私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下野安彦君） 次に、菊地幸雄議員の発言を許します。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

〔菊地幸雄議員登壇〕

○3番（菊地幸雄君） 3月の定例議会にあたり一般質問をさせていただきます。初めに学校給食の衛生管理について質問を致します。学校給食に関する事件として、今年の1月17日に静岡県浜松市で学校給食の食パンが原因で、ノロウイルスによる集団食中毒が発生を致しました。欠席者が小学校17校で1,060人、中学校や幼稚園73人、合計1,133人が下痢やおう吐などの症状を訴えて欠席をしました。それによって、学校は15校と2つの幼稚園が閉鎖されました。また、1月の25日に広島市の市立中学校10校の生徒303名、教職員21人が同市内の施設で調理された給食の弁当を食べて下痢や嘔吐の症状を訴える、このような事件が多発しております。ノロウイルスは、感染者の吐いたものや便、飛沫から感染するものでなく、感染された牡蠣などを十分に加熱せずに食べたり、ノロウイルスに感染した調理人が料理したものを食べたりすることでも広がる。冬場の食中毒の主な食中毒は、ノロウイルスとされております。強い

感染力をもち、例年11月から2月が感染のピークであり、厚生労働省によると平成24年にはノロウイルスで1万7,000人以上が食中毒になったと報告をされております。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒に必要な栄養量を満たしつつ、安全かつ安心できる学校給食でなければなりません。学校給食においては、栄養管理と同様に衛生管理についても万全を期する事が求められます。

そこで質問を致します。まず、一点目、内子町の学校給食の衛生管理はどのようになっているのかお聞きを致します。二点目に仕入れる食材の検査は、どのようにしているのかお伺いを致します。三点目、従業員の健康管理はどの様にしているのかお伺いを致します。四点目、集団食中毒が起きてしまった場合、緊急対応マニュアルはどのようになっているのか以上、4点についてお伺いを致します。

次に、食物アレルギー対策について質問を致します。2012年12月に東京都内の私立小学校で女子児童が給食が原因とされる食物アレルギーの重篤な症状、アナフィラキシーショックで亡くなりました。アレルギー疾患の中には重篤な症状を引き起こす場合があります、慎重な対応が求められます。また、名称、形が類似した加工食品の見落としによる食物アレルギー発症事件も起きております。平成17年6月、食育基本法が制定されてから全国的に食に対する取り組みがなされるようになりました。特に子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけて行くためには何よりも食が重要であり、食育は生きる上で全ての基本となるべくものと位置づけられております。健全な食生活を実践するために家庭、学校、保育所、地域等の教育の中に食育が求められ、食育に対する考えがしっかりと定着されつつあります。食物アレルギーの子どもを持つ親にとって学校給食をどうするかは大きな悩みであります。そこで給食事故防止に向けてお伺いをします。内子町内の学校で食物アレルギーのある生徒さんの人数、アナフィラキシーを起こされた生徒はいるのかどうか現状についてお伺いを致します。次に食物アレルギーに対する給食献立のチェック体制についてお伺いを致します。三点目、食物アレルギーによる事故が起こった場合、学校の対応について。以上、3点についてお伺いを致します。

次に、人口減少対策について質問を致します。先ほど同僚議員が質問を致しましたが、私も同じような質問になる所もあると思いますが、違う観点で質問を致したいと思っております。私は内子町の将来を考える上での最大の課題は、人口減少問題であると考えております。急速な人口の減少は産業、経済、福祉、医療、社会保障や税収減による自治体経営硬直化、地域活性化の減退に大きく影響してくるからであります。昨年の町長選挙立候補の町長のあいさつで「町の人口が毎年200人ずつ減り厳しい」こんなあいさつがありました。平成17年に合併した時、1万9,620人であった人口は、今年2月の報告では内子町総人口1万7,989人となり1万8,000人を割り込んでしまいました。平成22年の国勢調査によると、17年から22年までで松山市以外の10市9町は人口が減少し、減少率をもっとも高いのは久万高原町の11.89%で、内子町は8.03%で4番目であるとの報告がありました。他の市町に比べて減少率が高いことに非常に危惧をしております。そこで質問を致します。合併後の人口動態及び高齢化率の推移についてお聞かせ下さい。また人口減少に歯止めをかける一層の取り組みについてお聞かせ下さい。以上、質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは、学校給食の衛生管理についてお答え申し上げます。学校給食の衛生管理につきましては、学校給食法に位置づけられています学校給食衛生管理基準に従って、衛生管理を行っております。原材料の納入に際しましては、調理従事者が必ず立ち会い、品質、鮮度、異物の混入等について点検を行い、その結果を記録しております。食肉、魚介類、野菜等の生鮮食品につきましては、1回で使い切る量を調理当日仕入れるようにしております。また、継続的に購入する場合は、配送中の保存温度の徹底を指示する他、納入業者が定期的に行う原材料の微生物検査等の提出を義務づけております。3番目の従業員の健康管理でございますが、定期的な健康診断及び月2回の菌検査を実施しております。必要に応じて、今年度のような場合はノロウイルスを検査項目に追加して行っております。また、本人の健康状態及び家族の健康状態について、個別に健康観察記録表を作成して栄養士等が確認を行っております。各学校における緊急事態発生時の対処につきましては、緊急連絡マニュアルにより速やかに行うこととなっております。

食物アレルギー対策についてでございますが、食物アレルギーについて平成25年度は、学校生活管理指導表による管理を希望するものは、小学生が12名ございました。アナフィラキシーは1名ですが、この児童につきましては食物ではありませんでした。蜂の毒ということです。中学生は1名、アナフィラキシーはありません。そういった状況でございますので、現状では食物によるアナフィラキシーの児童生徒の対応例は今のところございません。各学校におきましては、まずアレルギー調査を行って、対応が必要な児童生徒につきましては、主治医からの診断書、意見書、食物アレルギー対応食申請書の提出を依頼しております。また、保護者との個別面談を行って再確認等をしております。学校給食の実施につきましては、学校栄養職員、学級担任、養護教諭と連携をし対応を行っております。各学校では、食物アレルギーをもつ児童が、体調の変化を訴えた場合、常にアレルギー症状の可能生を考慮しながら観察経過を記録しております。そして迅速な対処ができるよう「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」などにより対応を行うこととしております。以上でございます。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

〔安川徹政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（安川徹君） 私の方から人口減少についてご答弁申し上げます。合併後からの人口の動きでございますが、住民基本台帳によります合併からの人口については、合併時に2万797人であった人口が、平成26年1月末で1万8,018人となっており、2,779人、率にして13.4%の減少となっております。その内、出生から死亡を引いた自然減が1,649人、転入から転出を引いた社会減が1,130人となっております。旧町別の人口の減少率は、内子地区で11.2%、五十崎地区で9.0%、小田地区で26.9%となっております。高齢化率については合併時に31.1%ございましたが、今年の1月末現在で35.4%と4.3%上昇しております。人口減少への対策につきましては、合併時からの内子町の重要なテーマでご

ざいます。そのために総合計画には戦略として位置づけ、うちこんかいプロジェクトを進めてきております。町が取り組んでおります定住促進の施策につきましては、これまで同趣旨のご質問で答弁させていただきました通りでございますので、ご理解下さい。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） まず、衛生管理について衛生管理に沿ってやっておりますというような報告でしたが、平成21年に学校給食法が施行されて、学校給食衛生管理の基準も改定されて衛生管理の徹底が全国で図られていましたが、平成26年の2月に北海道の岩見市で学校給食による食中毒が発生を致しました。その時に北海道の522の施設を保健所と合同で調査をした結果、衛生管理体制についてですね、衛生管理委員会に学校医や学校歯科医、学校薬剤師、保健所職員等の専門家の協力を得て、衛生管理を行うことが出来る組織体制となっていないものなどが371施設、約67%ある。整備をしないと、組織体制の整備をしないとというのが67%。また学校給食衛生管理基準に基づく関係諸帳については、衛生管理定期検査の実施や記録保存が適切でない施設が277施設で約50%となっておる。約半分が適切でなかったというように指摘をされております。他にも施設内の換気が徹底されてないというのも23%、他にもいろいろ出ておりますが、多くの指摘をされております。内子町は完全に出来ていると思っておりますが、内子町の衛生運営委員会とかいう組織体制はどのようになっているのかお聞かせ下さい。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 組織体制についてもできておりますので、その中で議論しております。指摘を受けた事項につきましては補正予算等で順次改良している状態でございます。それにつきまして注意とかいったものは特にありませんが、好ましくないというようなものは順次改良している状況でございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 次にですね、学校給食従事者についての健康管理について。健康管理とそれから検便を月に2回というような報告でありましたし、今回のようには、特別にそれ以外にもやっておったという報告であります。その記録も十分に保存しておられると思っておりますが、家族の健康状態も調べておるといって報告でしたが、その家族などに健康被害いうか訴える方がおった場合、管理者としてはどのような対応をされておるのか。お聞かせいただきたいと思っております。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 学校給食日常点検票とか、そういった点検票で家族の分についてもやっておりますが、そういった家族の症状が出たとか、そういったものについて従事者がもしそういう症状を訴えた場合にはですね、現状を見守るとかそういったものをやっておりますし、休むというような手立ても取るようになっております。ただ症状が出てないとか、そういった場合には経過観察というような形になると思っております。ちょっとこの点はまだ確認はしていません。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 合わせてですね、給食センターの場合は学校へ配達をしなければならないと思うんですが、その配達をする運転手というんですかね、その方たちの健康状態なども確認をし、検便などもされておられるのか、お聞きをします。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 健康管理については従業員となっておりますので、含んだ形の健康管理をやっておると報告を受けております。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 自校式からセンター方式にこれから移行するようになると思うんですが、センター方式になると多くの数をこなすということで、より安全性を求められると思うんですが、集団食中毒の手法としてハサップというのがあると思うんですが、分かりませんか。ちょっと質問を変えます。ハサップという食品原料の受け入れから製造出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視記録するための衛生管理手法として、今全国で何校か試験的に学校給食で取り入れて、今検討されておる手法だそうですが、今後検討をしていただきたいというふうに思っております。最後に学校給食だけではなくて、高齢者、それから病弱人などの抵抗力が非常に弱っておる、食中毒にかかりやすい入所している老人福祉施設などの給食施設に対しても、食中毒の防止などの一層の衛生管理の徹底を図っていただきたいと思います。

続いて食物アレルギー対策についてお伺いをします。小学生が12名でしたかね。というようなことがございました。それからアナフィラキシーが1名でこれは食物でなく蜂の毒でということですが、この子どもさんについてはアドレナリン自己注射ですかね、あれが有効であるというふうに言われておりますが、その注射とかいうのも持って来ておられるんですかね、学校の方に。ちょっとお聞きします。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 学校の方には持って来てございません。学校がそういう事態になった時には近くに病院がありますから、すぐ病院の方に相談、連れて行くというふうな状況になっているようでございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） アドレナリン注射はですね、アナフィラキシーになるとすぐ打たないと効果が無いというふうに言われております。もしもなった場合にですね、手遅れになるというふうに言われております。ちょっと学校医とかとご相談をする必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。食物アレルギーを持つ児童生徒が先ほど12名おるといふふうに言われておりましたが、今後はですね、増えることはあっても減る

ことはないと言うふうに言われております。給食センターにもアレルギー対応の施設設備があるとは思いますが、現在どのようになっているかお聞かせ下さい。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） アドレナリン自己注射薬ですね、商品名エピペンですが、これにつきましては、先ほどの蜂の毒の児童に関しましては緊急性がないということで持たせてはないうけです。ただ、最近になってですね、1名小学生でそういう疑いのある子が出てきました。これ先日聞いたばかりなんです、その児童につきましては、注射を持っていると、所有しているという状況でございます。ただ、何の食物に対してのアレルギーか、食物でないのかというのは今病院で検査中ということでございますので、これについては分からない状況でございます。それと給食センターの対応状況でございますが、昨年9月、夏休み中に内子給食センターにはアレルギー対応食に対しての調理場を新しく作っております。完全に職員が取り扱うのを分離しまして、卵等の除去とかそういったものに対応しております。そういった状況でございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 今の注射の件は、早急に検討していただく必要があるかなというふうに思っております。新年度になりますとですね、児童生徒新入学とか転入されてくるとか、それから教職員の人事異動で環境が変化をします。食物アレルギー等を有する児童生徒の対応に関して改めて校内態勢、確認をしていただいて、児童生徒の状況に応じた万全の態勢で対応を努めていただきたいと思っております。

最後に人口減少対策について質問します。先ほどから森永議員、才野議員から質問があつて町長さんからもお答えをいただいておりますので、同じような質問にもなりますが、先ほどですね、うちこんかいプロジェクトということで、平成26年度末までに移住者200人の数値目標を定めて展開されているということで、6月の議会で同僚議員が質問した時に43名、今日もありませんでしたが、103人定住。それから転出したのが7世帯で17名であったというような報告だったかと思うんですが、200人の目標は難しいというような答弁だったかと思っておりますが、先ほど新しく入ったのが2名でしたかね。2名入ってこられましたという報告がありました、出て行かれた方ですね、17名。この方たちの理由と言いますか、意見といいますか、集約をされておいたらお聞かせ下さい。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 転出の理由につきましては、それぞれの世帯によってさまざまでございます。もちろん内子町で農業に就業したけれども、合わなかったという方もいらっしゃいますし、子どもの進学のことですとか、あるいは親族の方のご不幸があつたとか、そういったことで一律に傾向的な所が見られるような理由にはなっておりません。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 森永議員、才野議員からもございましたが、議会改革の一環として、私

達もですね、総務常任委員会で2月の6日、7日と佐賀県の嬉野市に研修に行っておりました。やっぱり同じような内容ですけれども、この嬉野市でもですね、定住人口の確保と増加を図るためということでいろんな施策をやられておりました。その中に、一つとして内子町と同じような形にはなるんですが、定住奨励金を支給する制度という中に転入奨励金と持ち家奨励金というのがあって、定住されることを目的に住宅を購入された場合、住宅1戸につき50万、市内業者施工により100万円の加算。その他いろいろ説明がございましたが、この定住奨励金の効果として内子町も同じですが、人口減少はどこもしておりますが、この定住奨励金というものをしなかった場合の人口と実施した場合の人口の差をずっと調べておられました。実施をしていなかったら減っていたよという報告でしたが、これを実施したために減り方が少し緩やかになっておるといような報告で、今後住民税とか固定資産税の増収につながるというようにも考えられるということで説明がございました。もちろん企業、町長さんからもありましたが、企業誘致活動、これは継続的に進めてもらわないといけないと思いますが、この定住促進事業の人口増を図るのも、町全体の活性化を進める上で、安定的な財源の確保ができるものと私も考えております。内子町にはですね、うちこんかい定住促進事業補助金制度というのがあります。この制度はですね、私もあまり詳しく知らなかったのでもっと調べてみますとですね、内子町及び内子町土地開発公社が分譲する宅地を取得し、自己の居住の用に供するための住宅を建築するという、こういう制約が付いているんですね。先ほど町長さんが一貫性が薄れるというようにお話もございましたが、嬉野市はですね、住宅の新築の他に中古住宅、またはマンションの取得も可能であるとなっております。なぜこれを私申し上げるかということですね、私の近所の方が昨年4月に伊予市の方へ家を建てて出られました。今回また今年の4月に子どもを3人、小学生1年生と2年生と5年生おるんですが、3人連れて大洲市の方へ新築を建てて行かれるという話が入ってきました。非常に子どもが減っておるといことも心配しておるんですが、地域がだんだん寂しくなっていくよということも合わせて、先ほど町長さんの一貫性がなくなるというように話もありましたけれども、この制約を、だけに制約をつけると「うちこんかい」だけでなく、中古住宅、マンション、そういうものを使って定住する人たちにもこういう補助金を出すというようにお考えがあるのか、無いのか町長さんの所見をお聞かせ下さい。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 菊地議員にお答えを致します。現段階ではそこまで内容を充実させる、あるいは広げるという考えはございません。この定住の問題はですね、やっぱり働く場といひますか、雇用される場、働く場、ここのところと関連してくると思うんですね。住宅のことももちろん大事ですけれども、どういうふうにして働く場を確保していくのか。幸いにしてご存知のように、今大洲職安の有効求人倍率は1を超えていると思います。若干超えてると思います。ですからそういう所もにらみながら、やっぱり就業の場、地場産業の振興、そして定住、いろんなものを、先ほどから言いますように重ね合わせて、合わせ技で全体的に対応していくということを考えないとそれだけではなかなか難しいと。財政的なものも含めて、実施するというのは難しいというふうにお答えを申し上げたいと思います。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） 財政的にも非常に厳しい中で、なかなか新たな取り組みも難しいのかなと私も考えておりますが、やはりこれだけ人口が減ってきておるのが分かっておる中で、やはり新たな対策をやっぱり考えていかなければ、行政自体も成り立たなくなるというふうに私も心配しております。ぜひいろんな私が申し上げたことじゃなくて、他の方策についてもいろいろとご検討いただいて取り組んでいただきたいというふうに思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩します。午後2時35分より再開します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、山上芳子議員の発言を許します。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員。

○8番（山上芳子君） 8番、山上です。

〔山上芳子議員登壇〕

○8番（山上芳子君） 3月定例議会通告に従い質問させていただきます。初めに子育て支援の視点から5歳児健診の導入について質問致します。

核家族、共働き家庭が増える今、子どもとの関わり方、子育ての悩みなどお母さんの手助けとなる子育て支援について、どのように取りまわせておられるのか。今回、長野県豊丘村と大分県豊後高田市を視察させていただきました。各自自治体において子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供しながらいろんな世代の人たちとの交流を通し、子育ての不安感、負担感を緩和しながら、安心して子どもを育てる事が出来る環境づくりでしっかりとサポートしておられました。そしてお母さんのお腹に赤ちゃんが誕生した時から始まる子育ての全てが、1冊の情報冊子でこの窓口へ行けばよいのか、一目で分かるように工夫されています。なんととっても職員の皆さんの明るいあいさつと笑顔での対応は安心感を与えます。先ほどから同僚議員からも子育て支援についての質問がありましたが、そんな子育て支援の中から、私は豊後高田市で実施されている5歳児健診を本町でぜひ導入していただきたいと思い再度質問をさせていただきます。乳幼児健診の実施は月、年齢に応じた発育・発達のチェックと養育環境。例えば親の心理状態や養育能力などです。そして予防接種歴の確認など、育児全般に関する相談の場になっております。本町では集団健診が3歳までとなっておりますが、実はこの3歳健診から就学前までの期間が約2年から3年あります。この期間の開きが、なかなか発見しにくい発達障害について重要だと言われております。早期発見、早期療養の開始が大事になります。5歳くらいになると気になる行動が見えてくる、落ち着きが無い、集団になじまないなど重要な年齢と聞きます。就学直前健診で障害が発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって適切な対応、対策も難しい

と言われております。また、親にとっても子どもの発達で気になることをどこへ相談に行ったらいいのかという悩みも出てきます。豊後高田市では5歳児健診の目的を次の様にと言われております。一つに適切な生活リズムと食習慣の確立に向けた支援。二つに発達障害のリスクをもつ子どもへの早期適正支援。三つに育児不安の軽減と虐待予防。四つに就学前の予防接種率の向上と疾病児の低下であります。この目的の中でしっかりと支援をされておりました。そして、5歳児健診により期待が出来る効果は、保護者が子どもの就学に向けて意識を高め、子どもの穏やかな成長、発達を確認できること、発達障害に視点を置いた早期支援ができ、子どもを迎える学校側の受け入れ態勢が整います。そして、関係機関とのネットワークが構築され、スムーズな就学に向けた支援体制が出来ます。発達障害についての正しい知識の普及啓発、発達障害のリスクを持つ子どもの特性と適切な対応についての理解が得られます。以上を期待する効果とし、行政、医師、保健師などが子どもの育成支援などに取り組んでおられます。そして豊後高田市の保健師さんはこう言われました。集団健診では、5歳児健診が最後の関わりになるかと思えます。お母さんたちの就学前の相談にも検診の時にしっかりと聞くようにしておりますと笑顔で話されました。本町においても子ども達の生活リズム、発達状況を知るためにもぜひ5歳児健診の導入を願うものです。お考えをお聞かせ下さい。

次に、子どものネット依存対策について質問致します。厚生労働省研究調査班の報告により、子ども達のネット依存の深刻さが明らかになりました。パソコンや携帯電話でインターネット利用が長時間化し、自分の意志では辞められない、いわゆるインターネット依存は全国の中高生で51万8,000人に上るとのことでした。これは、全国の中高生を対象に2012年10月から13年の3月までに調べております。中学生、約3万9,000人、高校生、約6万2,000人から回答を得たものです。これを昨年8月に調査結果を厚生労働省が発表致しました。日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪いが59%、依存が無い人の2倍近くとなり、午前中に調子が悪いは24%と依存が無い人の3倍近くとありました。以前からネット依存については、問題視されており、国立病院機構久里浜医療センターでは全国で初めてネット依存の専門外来を設置し、2011年7月に専門外来を開設して以降、診療したのは約160人、この内の半数が中高生で大学生を含めると全体の7割に及んだとのこと。今まで全国規模の実態調査が行われていなかったため、全体像が掴めず具体的な対策が取れておりませんでした。しかしこの調査から今後の予防と対策を進めていかなくてはなりません。一日の利用時間が長時間化するようなネット依存の重傷者は、昼夜逆転の生活も起こり得ます。学力低下、睡眠障害やうつ症状など精神面でのトラブルも引き起こす他、視力の低下、運動もおろそかになったり身体症状の悪化を招く恐れもあります。このように生活に不可欠となったインターネットの利用が過度になると健康や暮らしに悪影響が出ます。一刻も早く対策が必要で、とりわけ早期発見が何よりも重要です。子どもたちが遅刻欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないことが大事です。子ども達にネット依存の怖さを認識させる必要があると考えますが、ネット依存対策の取り組み、また保護者や教師への啓発も併せてお聞かせ下さい。

最後に、消防団の処遇改善について質問致します。近年、局的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が近々の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織で、全

ての自治体に設置しております。消防団員は、非常勤、特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から駆け付け、対応に当たる地域防災の要であります。間もなく3年を迎える東日本大震災では、多くの団員が自らも被災しながら救援活動に身を投じ、大きな役割を果たされ、命がけの職務であることが全国的にも知られました。しかし、現在ではその消防団員の実態が厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に約130万人以上いた団員は2012年には約87万人に落ち込んでおります。その背景には、高齢化に加え、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくいという事情も団員減の要因とされております。また、内閣府の世論調査によると、消防団に入団しない理由として体力に自信がないが約47%、高齢であるが約39%、職業と両立しそうでないと思うが約30%に上がったとありました。こうした実態を受け、昨年12月に消防団を支援する消防支援法が成立致しました。この法律は、消防団を将来に渡り地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在と定義されました。そして、地域防災の要の存在である消防団員の処遇改善や装備品、訓練の技術に向けた予算が確保されました。具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律に5万円を上乗せする他、年額報酬、出動手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。消防団の報酬は、年額報酬と出動手当から成り立っており、各自治体で条例で決めております。本町は、一般団員の年額報酬は1万5,000円、火災時の出動手当は1回1,800円であります。各自治体によって長い消防団の歴史はあるでしょう。しかし、今回の法律制定を契機に改めて消防団員の処遇改善に取り組む必要があると思います。そこで、質問致します。一点目は、消防団支援法に示している消防団員の退職報償金や年額報酬、出動手当についてのご所見をお伺い致します。二点目は、全ての消防団員に情報通信機としてトランシーバー、安全確保のための装備品である安全靴、ライフジャケットなどの配布、また全ての分団に救助活動用資機材としてチェーンソーや油圧ジャッキなどの配備が求められております。この消防団の装備の充実に向けてどのように取り組んでおられるのか、お考えをお聞かせ下さい。三点目は、団員の減少に歯止めをかけようと全国の自治体も動いております。自治体職員の入団については、これまで自治体の裁量に委ねられてきましたが、消防団支援法では、職務に支障が無い限り認めるよう義務付けが明記されています。そこで、町内の各地域に在住の職員を入団させて質の高い消防団を整備することについてのご所見をお聞かせ下さい。また、機能別分団、例えば郵便の職員、農協の職員などを地域の災害の担い手として取り込んでいくことも必要かと思いますが、お考えをお聞かせ下さい。以上、よろしくお願ひ致します。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 曾根岡地域医療・健康増進センター所長。

〔曾根岡伸也地域医療・健康増進センター所長登壇〕

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） 私からは、5歳児健診の導入についてお答えをさせていただきます。内子町の発達支援事業につきましては、まず1歳6ヶ月児健診、それから3歳児健診で保護者からの発達に関する不安の相談に応じるとともに、発達支援が必要な対象児の把握を行い、支援を開始しているという状況でございます。ご指摘の通り、3歳児健診

以降の発達の遅れなどフォローしていくことは重要でございます。内子町では5歳児を対象に、アンケートによる調査を実施しております。25年度は対象114人中、111人の保護者からの回答がございました。未回答の家庭からは、担当の保健師が電話での聞き取り調査を行なっております。その結果、25年度の調査では新規の把握者はありませんでした。対象児が保育園や幼稚園に入園している場合につきましては、日々保育を行っている担当教諭や保育士からの情報や、教育委員会の巡回指導教諭による園の巡回により対象児を把握、必要に応じて個別や集団での発達支援事業などに繋げておるところでございます。また、保育園や幼稚園、巡回指導教諭、心理士、発達支援教室スタッフ間では、定期的にカンファレンスを行いまして、対象児の発達支援、就学に向けた対応などについて協議を行い、就学前から就学後への一貫した支援ができるよう体制を整備しておるところでございます。集団健診という形態での5歳児健診は、内子町では行なっておりませんが、アンケート調査や個別対応により、的確に状況を把握できており、必要な支援につなげる体制にあることをご理解いただけたらと思います。ご提案の集団による健診は、現在のところ実施を考慮しておりませんが、今後、関係機関との連携をより強化していくことで、的確な発達支援事業を展開して参りたいと考えております。以上でございます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは、子どものネット依存対策についてお答え申し上げます。インターネット依存症は、日本ではまだ疾患として正式には認知されていませんが、最近特に注目を浴びてきている病的症状でございます。中高生のネット利用につきましては、スマートフォン等の利用を含めて年々増加の傾向にあります。内子町教育委員会では、平成25年から小学5年生以上を対象に、小中学校のインターネットに関する調査を行っております。平成25年度の調査結果によりますと、1日3時間以上インターネットを利用する児童が調査対象児童小学生333人中3人、約1%弱ですね。中学生は477人中30人約6%となっています。高校生になると県内の県立高校では、15%が依存症の自覚ありとなっているようでございます。各学校におきましては、保護者に対しまして、学級便り等での啓発、学級活動においても児童生徒の指導を行っております。また、各中学校ではN T Tや教育センターなどから講師を招いて生徒や教員、保護者に対して講習会の実施や、実施の検討をしている状況でございます。26年度におきましても実施予定を組んでおる学校が多くございます。教育委員会と致しましても消費者行政と連携を図りながら、インターネットだけではございませんが、様々な弊害について啓発が出来る準備を進めております。ネットを使うことは、若者の文化の一つでもありますから、健康的な使い方ができるよう教育や啓発を進めていきたいと考えております。

○危機管理班長（亀岡弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

〔亀岡弘危機管理班長登壇〕

○危機管理班長（亀岡弘君） まず、消防団員の処遇改善についてお答え致します。現在、内子町では827名の方が消防団に入団して活動をしていただいております。消防団員の方々は、普段は別の仕事を持ちながらも、町民の生命や財産を守るために日夜訓練に励むとともに、火災や

災害時など、いざとなると消防団精神を発揮し、災害対応活動をしていただいています。町民の皆様方の生命や財産を守らなければならない責務のある町の立場から、団員の皆さんに対して心から敬意を表するところがございます。そのような消防団員の活動・活躍ぶりからすると、現在の内子町における団員報酬や出動手当は、決して十分かと言えばそうではないかもしれません。しかしながら、団員の方々に対して出来る限り、消防団活動をしっかりと出来る環境を、団員さんや消防団幹部の方々とは話し合いながら整備をして参りたいと考えております。

次に、消防団装備の充実に向けての取り組みについてお答えをします。消防団への資器材整備ですが、トランシーバーについては、平成24年度に消防団幹部と各部2台ずつ整備を致しました。安全靴につきましては、新入団員に無償配布をしております。ライフジャケットは、現在、五十崎方面隊の樋門管理をしている部に配備をしております。それからチェーンソーは、小田方面隊各部に1台ずつと団本部に2台配備をしております。それから、油圧ジャッキは配備しておりませんが、近い将来、必ず起こると予想される南海トラフ地震での建物倒壊等による救助資機材として必要ですし、その他の装備もまだまだ十分とは言えず、消防団とも相談しながら適宜整備をしていきたいと考えております。

最後に、消防団員の勧誘についてお答えをします。消防団の方々のご努力により、団員は昨年度末より8名増えました。内子町のような雇用の場が多くない中山間地域では、人口、とりわけ若年層の減少が消防団員のなり手の減少につながることも予想されますが、団員減少に歯止めをかけるべく、町として努力をしていきたいと考えております。町職員への消防団加入促進につきましては、新採職員の研修時をはじめ、町職員として当然のことではあります。地域の行事や地域のボランティア活動には、積極的にかかわるよう指導しております。機能別分団については、町内の郵便局職員や農協職員は、消防団員として積極的に協力していただいております。機能別分団につきましては、現在のところ考えてはならず、消防団も現在のところ考えていないようあります。以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） 私は、この5歳児健診はもう6年ほど前にも質問をさせていただきました。で、今回もそういった視察をさせていただく中で、今5歳児健診も各自治体増えているということもお聞き致しました。なんとしてでもこの内子町でも実施をしていただきたいと思いますと思いをもち、これ再度質問させていただきました。前の以前の時のような状態からは、けっこう進んでの5歳児の対応をしていただいているようでございますが、やっぱりお母さん方についてですね、お母さん方がいろんなやっぱ就学の前になると、子どもさんについては一番心配するのがそういった体のことではあります。なかなか保育士の方、幼稚園の先生の方も毎日面倒をみていただく中で気をつけてはいただいているとは思いますが、なかなか先生も忙しいようでもあります。そういうお声も聞いておりますので、よっぽどの目立つ子でない限りは個別にですね、この子がちょっと行動が目立つんですということも、なかなかそれは掴めないんじゃないかなと思っております。そういうことからぜひともですね、5歳児健診をしっかりと私は導入をしていただいて、子ども達、未来のそれこそ内子町にとって宝になる子ども達に対してですね、しっかりと対応をしていただきたいと思います。今の対応で理事者の方は十分だと思っておられるでしょうか。

そここのところちょっとお聞きしたいと思います。

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 曾根岡地域医療・健康増進センター所長。

○地域医療・健康増進センター所長（曾根岡伸也君） ご指摘の件ですけれども、5歳児健診の前に3歳児健診であるとか、1歳半健診であるとか、そういったところから、お母さん、家族の方との関係性を作って参っておりますし、保育園の方でも些細なことから発達の遅れがないかというふうなことについて、見落としのないようにということですね、子どもの発達支援に関する学習も保健センターと一緒に進んで参っておりまして、現在のところ、5歳児につきましてはアンケート調査で最終のフォローができるのではないかと考えておるところですが、なお現場といいますか保育園や、ご家庭の状況なども保健師などと検討しまして、必要であれば今後検討していきたいと思いますが、現在では5歳児はアンケート調査で把握出来ておるといふふうに考えておるところでございます。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） 今、答弁いただきましたが、5歳児健診は、計画というか考えてないということではありますが、即、今決断出されるのはどうかと思いますが、今後もしっかりと対応していただくと共にまた5歳児健診の導入をしっかりと取り組みをしていただきたいと、私再度お願いを申しあげます。それからネット依存対策についてですけど、これも今ネット社会、大人の中でも本当にネット、ネットで本当に若い人たちは特に歩くのでも、自転車に乗るのでも、本当インターネット、パソコン、携帯電話を離さないといった状況をよく目しておりますが、この厚生労働省の調査班によりますこのインターネット依存、全国で51万8,000人いるということではありますが、今ではもっと増えているとは思いますが、この数値に対してどのように感じられたか、お聞かせ願ったらと思います。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長

○学校教育課長（片山哲也君） 全国的には、多い数字だと思っております。ただ内子町に関しましては、この数字的に小学生は少ないというふうに。小中学生についても少ない。高校生につきましても愛媛県内平均が15%ということでしたが、内子高校では約10%くらいだろうという推計が出てます。そういった意味では、町内では少ないというふうに感じております。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） 今の状態が少ないと。これは安心出来ないわけで、これからもっともっとネット依存が広がるのではないかとと思いますが、保護者・教師の個体の啓発もですね、厳しくですね、やっていただいたらなと思っております。本当にこれネットの依存というのは、重症化すると本当1日で重症化するそうです。今、質問の中にも書いておりましたけど、本当昼夜が逆転する、そういう子も現におられるということで。内子町内にはそういったアンケート調べておられるので、ないかもしれませんが、そういうふうなことが実際にやっばありますので、しっかりと今後保護者、教師の方にも啓発をさせていただいて、そういったネットの使い方、安全教室

等も開いていただいたらなと思っております。よろしくお願ひ致します。

それから消防団の処遇改善についてであります。私もいろいろと消防団のことに調べさせていただきました。2月に出初式がありまして、本当に私達この今住んでいる内子町の安心・安全を、本当守っていただく消防団の方に本当に心強く出初式を見させていただきまして、感じずにはおれませんでした。本当にどの自治体においても消防団員の団員数が少ないというのが、一番の問題点になっているようでございます。消防団員のそういった退職報償金や年額報酬でありますけど、今答弁の中にも決して内子町はいいところではないんですね。出動手当にしても年額報酬にしてもですね、一般団員の方は。砥部町なんかはもう2万6,000円で、それから出動手当が2,200円。で、東温市などでも年額報酬が2万1,000円で出動手当が3,000円というふうにですね、手当云々じゃないですけど、今回そういうふうに消防支援法が改正されましたので、少しでも消防団員の皆さんのそういった日頃のお力の中で、こういったことにもぜひとも内子町で出動手当をですね、ちょっと考えていただいたらなというのが実際のところあります。国にしましてでも年額報酬が2010年なんですけど、平均年額報酬が2万5,064円です。そして一回の出動手当が2,562円となっております。内子町にしましたら大幅に下回っているわけなんですけど、これもぜひとも私達の先ほど言われましたように生命・財産を守っていただける消防団につきまして、なんとか条例改正もしていただいて、消防団員の方に報いてほしいなというのが私の思いであります。再度退職報償金についてもですけど、全階級で一律5万円の上乗せをするということについてはどうなんでしょうか。

○危機管理班長（亀岡弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

○危機管理班長（亀岡弘君） 大変消防団の方も大変よく頑張っているんですけど、基本的には助け合いと支え合いの精神と言うことで、基本的にはボランティアをですね、基本精神として考えております。ただ、おっしゃられるように今度消防団幹部の方々と、またそういう話が出たということで協議をしながら、また財政状況等を見極めながらですね、協議検討していったらと思います。以上です。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） よろしくお願ひ致します。この中にも消防団員の方もおられると思いますので、実情と言うのはしっかりと分かっておられますので、少しでも消防団員の方にもお応えしていただいたらと思っております。2点目の情報通信機のことです。東日本大震災の時ですね、この時にやはり個別の無線トランシーバーですね、これがやっぱし不足をしていたということで、避難の誘導とか正確な情報がこのトランシーバーがないことで得られなかったということをお聞き致しました。そういうのが教訓となつてですね、この情報通信機とか、それから救命活動の資機材なんかでもしっかりと各分団13分団ありますけど、そこでしっかりと把握をしていただきながら、今回の26年度の予算の中にも計上をされてもおりますけど、またなお分団、分団の情報も把握をしていただいて、しっかりと充実したものにしていいただいたらなと思っております。分団には、AEDは設置はされてはないんですか。

○危機管理班長（亀岡弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

○危機管理班長（亀岡弘君） 全部はちょっと把握はしておりませんが、AEDはおそらくあまりないと思います。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） AEDもこれもやはり分団にやっぱ配置されたらどうでしょうか。これもぜひともお願いをしたらと思います。人命にかかわることですので、よろしくお願い致します。それと最後にですね、簡単に言うわけではないんです。本当、人命を預かってもらう消防団員に対してしっかりと設備もしていかなければ私はならないと思っておりますので、これAEDも設置をしてほしいということをお話させていただいたんです。それから団員の減少ですけど、昨年同僚議員が内子町の職員の中に何人くらいいますかと言われてました。154名中73名が消防団員に入団しているということをお聞き致しました。そういう答弁でありました。職員は内子町を担う方ですので、これからもですね、新しく入られる職員の方には当然のことながら入団の話もして行ってほしいと思っておりますけど、できしそういった職員の方の入団も極力ですね、進めて行っていただきたいと思っております。機能分団に致しましても、これはそれぞれのメリットを生かしながら消防団の活動ができますので、松山なんかは郵便職員の消防団があったり、それから大学生の消防団員がおられまして、いろんなことをサポートして、消火活動というのはしてないわけですけど、そういった活動の一助となるそういった機能分団も再度考えていただきまして取り入れをしていただきたいと思っております。そのことについて再度お願いします。

○危機管理班長（亀岡弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

○危機管理班長（亀岡弘君） 山上議員のおっしゃられることになるべくですね、対応して参りたいと思いますが、先ほど申し上げましたように機能別分団につきましては、一般的にはそういった広報とか啓発が主体とか、女性消防団とか、道路とかが寸断された時のバイク隊とかいろんな機能別集団があるんですけど、内子の場合は先ほど申し上げましたように郵便局職員とか農協職員、それぞれその地域に入っておりますので、現在のところは考えておりませんが、消防団のラップ隊とかも現実的にありますので、そういうふうな部分でですね、基本的には対応できているのではないかと思っております。以上です。

○議長（下野安彦君） 一般質問の途中ですけれども、議員の皆様、最初にお願いしましたように、質問に対しては要領よく簡潔にまとめていただきまして、また特に再質問等には質のある深い質問をしていただきますよう、ご協力をお願い致します。

○議長（下野安彦君） 次に、池田洋助議員の発言を許します。

○7番（池田洋助君） 7番、池田洋助です。

〔池田洋助議員登壇〕

○7番（池田洋助君） 3月定例会にあたり一般質問を行いたいと思います。先程来、同僚議員からも同様のご指摘がありました。私も一応少しずつ切り口を変えてですね、ご質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。どこの自治体も少子高齢化に伴う人口減少が

深刻な問題であります。その対策として内子町でもまちづくり戦略に「地域の魅力を高め、人口減少を食い止める」として定住人口の増大に努めるとあります。また、国も大きな社会問題となっている少子高齢化問題を解消する手段の一つとして、平成24年8月に「子ども子育て支援関連3法」を制定し、消費税引き上げ後の財源を充てて、平成27年度4月より子ども子育て支援制度を本格スタートすることとなっております。新内子町になって以来、学童保育や延長保育など子育て支援のための政策が取り入れてられました。そして、稲本町長の英断によって、議会の要望を受け入れていただき、平成24年4月より小学校卒業までの通院・入院にかかる医療費無料化制度を導入いただき、保護者の皆様はもとより、住民の方々からも高い評価をいただいているものと存じます。そして、昨年6月議会での町長答弁の中で、「医療制度の持続性とその財源、特に平成27年度から減少すると言われている地方交付税の動向についての危惧をしている」との旨を述べられておたと記憶しておりますが、小学生までの医療費無料化について、この1年間、導入前後の内子町の財政負担の状況についてどうなっているのか、改めてお尋ねを致します。また、この制度を中学生まで拡大するには、約400万円が追加でかかると答弁されておりましたが、子育て中の保護者やその他住民の声の中には、「子ども手当の減額や消費税の増税も心配であり、せめて義務教育期間は同じ条件で子育て支援を、是非中学校卒業までの子供たちの安全安心を」と求められております。平成25年度4月からの1年間「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る内子町内学校の利用額」というデータを拝見致しますと、学校活動での主に怪我による事案であります。小学生が71件、中学生が91件で医療費支払い額で見ますと、小学生が120万円で中学生は307万円あります。つまり、実態としては中学生の方が部活動等でのケガによる医療機関の利用が多いということになります。その他子どもたちの医療費で耳鼻科、歯科などはもちろん含まれていないと思うのですが、内子町のまちづくり戦略の若者定住・移住促進のためにも、中学生までの医療費無償化の拡大を進めるべきだと考えますが、改めて町長の前向きなご答弁をお願い致します。

次に、本年3月で内子町内の小学校3校、田渡小、参川小、御祓小が閉校となります。学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、またその校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域コミュニティの拠点として活かすことが重要であると考えます。今まで理事者の説明の中では、「閉校に伴う今後の利活用については、地元自治会や地域、保護者の意見を伺って学校施設をどう利用していくか協議していく」とのことでしたが、現在までの協議の状況はどうなっているかお尋ねを致します。先月、私たち産業建設常任委員会の調査業務として広島県の神石高原町の福祉課を訪問し、小島総合福祉施設を視察して参りました。ここは、閉校した鉄筋コンクリート3階建ての中学校校舎に、高齢者向け配食サービス、放課後児童クラブと託児所、高齢者のグループホームが整備された複合施設として、地元の社会福祉法人が指定管理者として管理運営を行っておられました。この神石高原町も平成の大合併で、平成16年に近隣3町による合併をされたのですが、合併前の平成10年中学校跡地利用検討委員会を設立して、約2年間をかけて検討を進められたとのことで、平成12年3月に閉校し、その年に高齢者への配食サービス事業をスタートさせました。その後、乳幼児保育事業、高齢者居住施設、放課後児童クラブを開設、平成15年に文部科学省の「廃校リニューアル50選」に選ばれたそうでもあります。3町合併によって3つの中学校を統合して、1つの中

学校を新設し、残りの2校も廃校となりました。また、1校は私立高校への無償提供、もう1校はふれあい交流施設として民族資料館と宿泊研修室として利活用されております。行政が十分に地域の声を聞くという作業は、もちろんいかなる時も大切なことであります。廃校という選択を先に決定した以上その責任は大いにあり、また、内子町の地域的バランスを考慮した総合的計画づくりを図るべきであり、町として利活用対策に総合的に取り組むべきだと考えますが、町長の方針はどうなっているかお伺いを致します。以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 池田議員にお答えを致します。私の方からは、中学生の医療費無償化についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。財政状況の件でございますけれども、平成23年度の決算額が2,584万7,566円でございます。この時点で一般財源は1,554万3,406円ございました。ご案内のように、翌24年度から小学校卒業生までを対象にということで拡大をしたわけでございますけれども、平成24年度は、3,870万7,211円の支出に対しまして、一般財源が2,821万3,780円となっております。1,267万ほど増加ということでございます。平成25年度の見込みでございます。見込みでございますけれども、一般財源を3,018万7,000円と見込んでおりまして、平成24年度より197万3,000円ほどの増加ということの見込みでございます。先ほど申し上げましたように無償と言うことで、軽い症状でお医者さんに行って、大きくなる症状を抑えられたということもありましょうし、ここの所はやっぱり分析しないとよく分からないということでございます。一般財源の持ち出しの数字につきましては以上のようなことでございます。

次に、中学生を対象にしてはどうかということでございますけれども、先の定例会で私は、中学生までを対象にした場合には新たに約400万程度のものが増えます、というお話を申し上げたと思うんですが、小学生の場合にはまだまだやっぱり体力的にも弱いですし、病気になりやすい年齢層だというふうに思います。しかしながら、中学生になりますと体力もつきましますし、実際に数字を見てもですね、昨年なんかは中学生で入院した子どもは一人もいないという状況なんですね。そういうふうなことから考えますと、内子町の中学生を対象とするというのは今の時点でいかなるものかという考えをもっております。それから先ほどのご質問の中で学校での部活動、あるいは校内での怪我があるというお話でございますけれども、私も十分承知はしておりませんが、それらは保険にかかった、保険でみていただくような仕組みになっているのではないかなというふうに私は思っています。もし間違っていたらお許しをいただきたいと思っております。そういうふうに私は理解をしておるところです。一方ですね、やっぱり今ぜひ池田議員にもご理解いただきたいのは、何回か私申し上げて参りましたが、現在、この国保会計の中でですね、7割、5割、2割の、この軽減の被保険者というのは60%、約3,200人いらっしゃるんです。町の一般財源をこの補てんのために2,200万毎年入れ込んでます。こういう状況が一つあります。私達はやっぱりなるべく国保税を上げないようにですね、町民の皆さん、被保険者の皆さん方のご負担が増えないように、なんとかしないといけないという

ことで、基金なんかも切り崩さざるを得ないという状況になっているのでございますけれども。そういうふうなことで制度の全体の運用を図っていく、安定を図るという、この方がむしろ今中学生に拡大をするよりも大事なことではないかというふうに思っています。もう少し県も、本当はカバーしてくれればいいんですけども、なかなかそういう状況にはなっておりません。消費税が今度導入されますから、全体的に社会保障の方にウェイトがかかってくることを期待しているのでございますけど、まだそこは不透明な所があるという状況の中で、今中学生まで無料というのは現時点では難しいというふうにご理解をいただきたいというふうに思っています。以上でございます。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

〔亀岡忠重教育長登壇〕

○教育長（亀岡忠重君） それでは、私の方からは閉校の利活用について答弁をさしてもらったらと思います。昨年の9月定例議会において、泉議員の同様なご質問に対して回答しております。先ほどもですね、言われた通りでありまして、自治会の方にはですね、投げかけてきました。ですが、閉校、それから統廃合のことについてはですね、一生懸命やってきましたので、そういう一つの廃校後のですね、利活用については十分話は出来ておりませんが現状であります。その中でもですね、参川地区のですね、3自治会においてですね、そういう模索をするということでありましてですね、徳島県の勝浦町及び上勝町における廃校利用活用ของですね、施設の研修をされております。今やっておるのはその程度のことです。地域の方はですね、前にもお話しとると思うんですが、防災面とコミュニティとかですね、社会体育施設ということで体育館の方はそういうことで耐震化をしておりますが、今そういう現状であります。今後においてですね、どういふふうにしていくかということは、大きな課題だと思っておりますが、五十崎自治センター及び小田自治センター管内のですね、自治会において次年度ですね、第1期の地域づくり計画書が満了しますので、第2期のですね、地域づくりの計画書を作ることになっております。そういう地域づくりの計画書の中、それから先ほども町長の方のですね、話の中にもありましたようにですね、26年度から導入する地域おこし協力隊などの支援を活用しながら、閉校後のですね、利活用を含めた次期計画書が出来ればいいなということで期待をしておるところでございます。そのような状況を見極めながら、地域活性化となる拠点施設や全国公募による施設活用、企業誘致等を考えていきたいと思っております。ずっと言いながらも、そのまま何年もですね、かけていくということではなしにある程度ですね、期限を決めてですね、そういうものを検討していきたい、そういう中でどうしても要らないということになればですね、取り壊すというふうなこともですね、考えていかないといけないのかなと思っておりますが、基本的にはですね、地域住民の意見をですね、大切にしながらそういう地域のですね、活力ある施設をですね、どうにかして作ってきたいという考えがありますので、また皆さんのですね、いろんなご意見をいただいて地域がですね、ただ学校が閉校になって、寂しくなるというのではなしに、何かこう人が来てくれてですね、話が出来るといふ施設ができればいいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ致します。そういうことで私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田議員。

○7番（池田洋助君） そしたら改めて再質問ということですが、私も慣れておりませんので、ちょっと先に町長の答弁の中で、医療費無償化に伴う財源が1年目2,700万と今年度に200万弱増えるというようなことをございましたが、平成27年の先ほど申しあげました子育て支援に関する法律で、今年度確かそういった計画をまた作っていくというようなことだと思うんですが、この法律はもちろん子育て支援に関しての待機児童の問題等々があるかと思うんですが、こういった法律がまた制定されてですね、計画を立てて行く上で、そういったものの財源が今後見通しとしてですね、回せないものかという点を改めてご質問したいというのが1点。

そして、今教育長から学校廃校の今後の利活用についてのご説明があったんですが、先ほど視察した所もあったように、検討委員会の組織自体が全町の有識者とかそういった人も上げてですね、地域だけでなかなかやれるっていう問題は非常に難しい。実際例えば大洲市さんらもですね、昨年ですか、今年また新たに4校なくなりますけど、5校分についてはですね、全国公募で利活用について公募をされておりますが、まだ結論も無指定というようなことで、なかなかそういった利用についての反応が、なかなかよろしくないというような現状だというふうに認識しております。そこらあたりはですね、もう少しやはりいろんな先進地、視察もされて皆さん勉強もされたんだと思うんですが、知恵というものはなかなか出にくいというふうに思いますので、先ほどいろいろ企業誘致とか、いろいろ確かに選択はあろうかと思うんですが、ただ実際に現地をですね、企業の方が見られた場合、本当に行けるか行けないかといったような図面も含めて計画的な事業展開をですね、今後進めて行けないものかという点についてもう一回ご質問したいと思います。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 平成27年度より国においては子ども子育て支援システムが開始されることになっております。内子町でもこれに合わせましては昨年度ニーズ調査を実施しております。町内の子育てニーズの小学校、今行っている最中でございます。その調査結果から得られた子育てニーズについて、内子町子ども子育てニーズ会議で検討をして、内子町子ども子育て支援計画を作成致します。町としては、限りある財政の中で子育て支援政策を効果的に実施していく必要があるために、費用対効果や公共性、公平性など内容を勘案しましてより良い子育て支援政策を展開できるように考えていきたいと考えております。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私の方からお答えをします。私自身は、27年度からの子育て支援の法律の中身がよく分かっておりません。正直に申し上げます。いろんな事業メニューの中で、もしそれが中学生にまで医療費拡大する財源に使っていいですよ、ということであればですね、おそらく検討できると思いますね。まだちょっとその所の、中身がよく分かってませんから今申し上げられるのはこのくらいに止めさせていただきたいと思います。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

○教育長（亀岡忠重君） 統合の後ですね、利活用については、今、池田議員さんから言われた通りであります。長田のですね、小学校においてもですね、やっぱり地域住民の思いの中でうまく出来て来ておると思います。基本的にはですね、地域住民のですね、考えとか思いをですね、つないでいくということが一番なんです、先ほどあったようにいろんな形を取っていかんといけんと思っております。最終的には全国公募、それから企業誘致等もですね、考えて行くということなんです、やっぱり私達だけのですね、力では難しいということがありますので、先ほども言われましたように、地域だけの組織じゃなしに一つの全体的にそういうものができるんであればですね、そういうものも考えながらですね、やっていく必要があるのかなと思っております。やっぱり統合後ですね、やっぱりいつまでも草が生える状態で置いておくのもいけませんので、スピードを持ってですね、やっていく必要があるのかなと思っておりますので、またいろいろとご指導よろしくお願ひしたらと思います。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩します。すみません。池田議員。申し訳ございません。

○7番（池田洋助君） ありがとうございます。ひとつですね、さっき言い忘れたんですけど、保険の関係については5,000円までの怪我ということになっておるそうでございますので、中学生になって骨折した場合とかいろいろあるかと思うんですけど、例えば怪我の程度によってどっちを選ぶかというのを保護者がされているというのが現実でございますので、また医療費の分についてはですね、先ほど町長から前向きな答弁が出ましたので、これ以上は詮索しないようにして、なにとぞご検討をよろしくお願ひしたいと思います。それと教育長さんにはですね、ぜひ利活用促進会議設置とかですね、利用計画作成、そしてプロジェクトチームの作成と、それから事業主体の報告等、戦略的な行程表を作っていただいて、それで進めていただくようによろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩します。午後3時50分から再開します。

午後 3時38分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

○議長（下野安彦君） 次に、宮岡徳男議員の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 15番、宮岡です。

〔宮岡徳男議員登壇〕

○15番（宮岡徳男君） 3月議会にあたりまして、最初に教育行政についてお伺いを致します。安倍内閣は、教育委員会制度を大きく変える改革案を国会に提出をしようとしております。この改革案は首長の意向反映や国の最終的責任を大きな柱として掲げておりまして、今回の改正が1956年に委員公選制度を廃止以来の大改悪とも言われているわけでありまして、今、安倍政権が

進める教育委員会制度改革について、内子町の教育現場の実態からみて教育委員長はどのようなご認識を持っておられるか。ご所見をお伺いをするわけでありませう。

さて建国記念の日奉祝大会の案内チラシ配布問題にも関わるわけですが、町内の小学校へ子どもを通わせている若いお母さんから、内子町の教育委員会に対する疑問や不信を記した手紙を私はいただきました。内子町の教育行政のあり方に関わり、住民の声としてお聞きをいただき、感想をお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。この手紙には、子どもが学校から持ち帰った建国記念の日奉祝大会の案内チラシも同付されておまして、まずこのチラシを見て、「ああまたか。」と嫌な気持ちになりましたと記されております。今までにも教育委員会経由で団体と銘打って、幼い子どもたちにライフル射撃体験を進めるチラシが配布されていたからです、と書かれているわけでありませう。このようなチラシを子どもに持ち帰らせることに疑問を感じ、担任の先生にお聞きすると、自分がどんなチラシを子ども達に手渡しているか内容をチェックしていないとの回答であったということでありませう。また他の先生にお聞きすると、配布チラシが多くていちいち内容のチェックはできないと言われたそうでありませう。また、原子力発電の是非が問われている現在で、出前授業と銘打って四国電力の社員による授業で、日本は資源の貧しい国だと刷りこみ教育をしたとも記されております。避難計画があつてちゃんと避難できるとのチラシも配布されたというわけでありませう。このようなチラシ配布行為に対して、教育委員会と学校の対応に不信と不満を表明しておられる手紙であったわけでありませう。このような声に対して教育委員長はどのような感想と今後の対応をお持ちになられるか。このことについて教育委員会制度改革問題と合わせてご所見をお伺いを致します。

次に建国記念の日奉祝大会案内のチラシ配布問題についてお伺いを致します。新聞報道によりますと、この大会は実行委員会方式で開かれており、事務局が名うての改憲団体であり、教科書問題等でもいつも名前の出てくる日本会議の事務所内に置かれているとのことでありませうが、今年の大会の後援には、県教育委員会は政治的にも宗教的にも問題があるとの理由で後援をしていないとのことであり、チラシ配布にもかかわらなかつたとの報道でありませう。そこで内子町教育委員会はこの大会の後援をされたのかどうか。内子町でチラシが学校に持ち込まれ、子どもたちに渡されているわけでありませうが、県教委でさえ問題ありとするようなチラシが配られたのはどのような根拠によって配られたのか。私ども日本共産党は、建国記念の日はもともと天皇を神格化し、その政治を美化した戦前の紀元節を復活させたもので、主権在民を定める憲法の民主主義の原則に反しており、憲法の国民主権の原則と言論思想、信仰、学問の自由を守る立場から建国記念の日に反対をしておりますが、今回の奉祝大会への県下各自治体への、教育委員会による後援とパンフ配布を容認し、学校現場、教員が無批判に配布をしている現状を見ますと、日本社会がどこへ向かっているのか。今一度検証が必要と考えるわけでありませう。そこで伺います。まず、第一に県教委が政治的に宗教的に問題ありとして関与していない集会への後援、チラシ配布に関与された根拠はどこにあったのか。第二に新聞報道などによりますと、大会顧問の国会議員が、法案が可決されて3カ月経つ今なお反対世論が多数を占めている特定秘密保護法を美化する発言や、大会長による、民主党政権が壊した日本と日本人の誇りを取り戻すために頑張っている安倍首相を応援しようなどとの発言と共に、お二人とも憲法改正への強い取り組みを求める挨拶があつたことが報じられており、この大会が政治的色彩の強い大会であつたことが伺えるわけ

ありますが、このような大会を後援し、学校と子どもたちを利用することは憲法や教育基本法、改悪された現在の教育基本法にも抵触をすと考えますが、どのような認識を持っておられるか。後援を打ち切るべきと私は考えておりますが、これに対してどのようなお考えかお伺いを致します。また、第三に町内の各学校のこの問題への取り組み、対応がどのようになされていたのかについて把握されている点についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に昨年ブリッジカンパニー社より出されておりました北深地区の特定事業計画のその後についてお伺いを致します。北深地区へ南予最大規模の産廃の最終処理施設と中間処理施設が併設をされて、稼働が始まってから約18年近くが経過をしているわけではありますが、産廃施設はこの間大きく拡張をされ、知清地区から北深地区一帯が一大産廃地帯となっているわけであります。当初は台車付きの焼却炉が今では大きな炉になっております。当初町民の要求に応じて作られていた、周辺を囲う塀に作られていた監視用の柵も、騒音対策と称して除去されているわけあります。町民の知らない間に大規模化されてきているのであります。昨年1月の議員全員協議会において、新たに現在までの安定型施設の隣接地へ特定事業施設が計画をされ、県の許可を得て稼働をしておるようであります。この特定事業所には、伊方原発構内の建設残土が持ち込まれていることも明らかになっております。その時の説明によりますと、特定事業の目的は今稼働をしている焼却施設の移転用地等の造成との説明でありました。焼却施設は移転とは言っても現在の施設を取り壊して新たな施設を作るとのことでありました。今までの経緯から想像するならば、より大型化した焼却炉の建設が計画をされているのではないかと考えるわけであります。それは敷地面積からしても想像が出来るわけあります。町はこの特定事業に関してどのような状況に今なっていると把握をされているか、この点についてお伺いをするわけであります。その第一には伊方の原発関連施設建設残土が運び込まれておりますことが報告されてきましたけれども、町外の残土は、どのような種類のものがどれだけ現在運び込まれているのか。その点についてお伺いをするわけであります。第二に焼却施設移転新設についての新たな情報を掴んでおられるか、否か。昨年の説明では県への許可申請を出す前に町と協議をするとのことでありましたが、より大規模な施設の計画が出た場合に、町はどのような態度をとられるのか。町民の多くは今の施設でさえ、周辺山林の変色に見られるように、環境面からも大型化には反対の声が強いわけあります。町の対応についてお伺いを致します。最後に焼却施設周辺の山林の変色については現地調査を行い、原因の特定と改善を諮るとの以前私の質問の答弁をいただいておりますが、どのような調査をされ、どのような問題が出てきているのか。改善はどのように進められているかについてお伺い致しまして、私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○教育委員長（城戸彰君） 議長。

○議長（下野安彦君） 城戸教育委員会委員長。

〔城戸彰教育委員会委員長登壇〕

○教育委員長（城戸彰君） まず、宮岡議員さんの教育委員改革のですね、私の見識を聞きたいということですが、はっきり言って反対です。今の教育委員会の制度は、権限の分散、町長と教育委員会と教育長ということで、うまくですね、中立性が図れると思えます。今度の改革でですね、一人の人物に権限を集中させるということは、非常に望ましくないと考えております。です

から教育委員会制度は改革じゃなしに、今の制度をより活用する方にさせていただきたいと考えております。

それからですね、チラシの関係、一つはですね、後に出ました。建国記念日の関係、これは後でお話します。それから国体のライフルの関係、これはたぶんライフルの射撃体験教室のチラシだと思いますが、これはご存知のように去年の10月の広報でですね、国体を成功させようということで町民上げてですね、取り組んでおります。そのためにこれは学校へ送ったんだと思います。それから四国電力の関係は電力の方から、エネルギーの授業の関係でやりませんかという申し出があってですね、やったんだと思います。それからもう一つのチラシですね。これちょっと次の回答と重なるんで順番にいきますが、実は12月の教育委員会でこの大会のですね、後援について協議を致しました。申請書の内容は愛媛県教育委員会、県下20市町の教育委員会の申請中となっております。趣旨目的は、建国記念日をお祝いするものとなっております。役員名簿には、愛媛県知事をはじめ、国会議員、県下市町、議長が役員となっております。実行委員会規約においても建国記念日を奉祝し、県民一人一人のうちに建国を偲び国を愛する心を養うため、県下各界各層の団体・個人が提携協力して、国民的運動を展開していくことを目的とあります。このことから、近隣の市町の状況等確認して後援を行ったものでございます。後援を行っておりますので、先ほど議員さん言われたチラシはですね、各学校に配布はしました。ただ、教育委員会としての推薦の文書は付けておりませんので、申し添えます。当日において、大会顧問からの発言で安倍首相への支持、支えるといった内容があることについては事前に分かっておりません。そういった発言があったことを今後の教育委員会でご報告し、委員さんの意見を求め、今後の後援について慎重にいうか、協議を行って参ります。他の後援につきましても、開催当日において政治的な意味合いを含んだものであれば、事実確認を行い、今後の後援については、慎重に行って参ります。チラシを配布した学校は、小学校10校中7校、それから中学校4校中2校です。配布しなかった学校の理由は、教育委員会の文書が付いていなかったため、学校の判断で配布しなかった。愛媛県教育委員会の後援状況を確認した、などの理由でございます。配布した学校は、後援の中に県下自治体とあったため、という理由でございます。以上、答弁と致します。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

〔大森豊茂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（大森豊茂君） 私からは、環境行政についてお答えをしたらと思います。まず、昨年ブリッジカンパニーより出されておりました、中間処理施設の用地造成を目的としました特定事業場の推進状況についてでございますが、この特定事業場は、平成25年2月8日付けで県の許可を受けております。その後、約1年が経過した中でのこの間の進捗状況についてお答えを致します。許可後、土砂の搬入が最初に行われましたのは、6月に入ってからでございまして、その後、今年の2月20日までの間に3万3,402^mが搬入されています。計画されている埋立量が、10年間で41万597^mでございますので、約8.1%の進捗率となっております。また町外からの残土につきましては、搬入量のうち2,882^mでございます。伊方原発敷地内からの搬入量は、その中の2,100^mでございます。

次に、移転予定の焼却施設の件についてでございますが、会社と県にも確認を致しましたが、

現時点では移転や施設の規模拡大に関する具体的な動きはございません。なお、昨年の特定事業場の許可に当たりまして県に提出致しました町の意見書の中に、焼却施設の具体的な移転計画を立てる際には、町に事前協議をすること、また施設を規模拡大することのないよう計画することなどを記載しており、会社側にも確認を致しているところでございます。従いまして、先ほどご質問にもありましたように、規模が大きくなった、計画段階で規模が大きくなった場合にはどうするかということでございますが、これをもとに反対をしていったらと考えております。

次に、産業廃棄物処理施設周辺の山林の変色に関する件でございますが、この件は、平成23年7月に、産業廃棄物処理施設横の県道沿いにある杉などの色に変化が見られたということで、昨年3月の一般質問でその対応についてご質問があったところでございます。その際、これまでの経過観察では、被害の拡大や変色の進行は見られず、定期的な調査を行い、環境変化の進行や拡大が続く場合には、県とともに現地調査の上、原因の特定・改善を図っていくこととしてお答えをしたところでございます。その後、昨年4月、5月、8月、11月、2月におきまして目視による5回の現地調査を行っております。4月には八幡浜保健所と、8月には産廃処分場の水質調査を行っております。業者とともに現地も確認してございまして、調査方法についての検討を行っております。これらの調査におきましては、いずれも葉の色などの変化に進行あるいは拡大は見られず、以前と比べますと回復状態にあると思われておりますので、検査等はひとまずのところ行ってはおりません。今後も観察を続けまして、被害の拡大、変色の進行があった場合には、大気測定や土壌の分析を行っていったらと考えています。以上答弁とさせていただきます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） まず、一点目の件から伺います。今、教育委員長はご説明の中で「建国記念日」と言う発言をされました。これは「建国記念の日」でありまして、この中にある「の」というのは非常に重要な中身を持っていると言われておるわけでありまして。と言いますのは、この「建国記念の日」が制定をされた時に、史実に基づく「建国記念日」とは無関係であり、建国されたという事実をもってこの日が制定されたと言われておるわけです。と言いますのは、戦前の起源説というのが神武天皇の言わば即位をされた日と言われておりますが、それと同時に日本国憲法の今の規定の中で言いますと宗教的な色彩、これをやはり問題視をされて憲法に抵触をするんじゃないかというような立場から、そういう史実からこういうことが決められたのではない、というようなことがどうもあるようであります。特に今回配られたこのチラシによりますと、こういうくだりがあるわけでありまして。わが国では、近代国家の仲間入りをした明治時代に、初代神武天皇がご即位された年の元旦を太陽暦に換算をして2月11日が起源説として定められた。先の大戦後に一次廃止のやむなきに至りましたが、占領の終了とともに国民の中に建国記念の日をお祝いする日を定めようと機運が方々として起こり、昭和41年に建国をしのび、国を愛する心を養うことを目的に再び2月11日が名称を「建国記念の日」として制定された、と書かれているわけでありまして。このことはこの集会で、特にこのようなチラシで示されているような神話に基づく記念日ではないということでありまして。そういうような状況の中でこれが学校に持ち込まれ、子どもに持ち帰らせる。そういう状況というのは、私は日本国憲法や改悪されたあの教育基本法にも触れると思うんであります。先ほどご説明いただきましたように、大会での大会長や

大会顧問の挨拶がされていない状況の中での流れであります、改めてお聞きをするわけですが、あのような大会の流れ見るならば、これはまさに即刻この後援を打ち切るべきと思うわけですが、教育委員長の再度のご認識と今後への取り組みをお伺いを致します。

○教育委員長（城戸彰君） 議長。

○議長（下野安彦君） 城戸教育委員会委員長。

○教育委員長（城戸彰君） 私個人としては、その言葉を厳粛に受け止めたいと思います。ただ教育委員会は5名の合議性でございますので、一応その旨説明してですね、協議をして参ります。たださっきの建国記念の「の」はすみません。私もうっかりしております。本当は「建国記念の日」ですよ。すみません。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 若いお母さんの手紙にもありましたように、非常に今、学校現場では多くのそういうチラシが配布をされていると。先生方が大変忙しい状況もあるんじゃないかと思うわけですが、実際にその中身もチェックをされないままに子どもに配布をされるというような状況というのは、これは私はぜひ改善をしていただきたいと思うのであります。そのことも含めて教育委員長はねこの建国の記念日に対してやはり教育委員会の中で再度検討をするということですので、ぜひともこのような大会への後援、これは取りやめていただきたいと強く求めるものであります。そういうご回答をいただきましたので、その見識ある方向に期待を致しまして、この問題については終わりますが、ただ若いお母さんからいただきました、あの四国電力との刷りこみ教育などに対して、これはまさに今、国を二分していろんな議論がされている中身でありまして、このような問題に対して当事者である電力会社の社員を招き入れて、学校で授業をやる、このようなことは私は直ちにやめるべきだと考えております。この点についての教育委員長のご見解を改めてお聞きを致しますとともに、本当に子ども達の健やかな成長の為に教育委員会が最大の活動をされることを期待するものであります。

次に環境行政について引き続いてお聞きをします。焼却施設についてより大きなものが出てきた場合には町は反対をするというご見解でありましたので、そのことは私もぜひ強く主張をしていただいて、これ以上あの一帯が産廃通りにならないような対応をお願いをしたいと思うわけがあります。それともう一点、あの周辺地域の変色問題で事態は改善をされているというようなご回答でありましたが、実際に焼却灰が、非常に杉の葉っぱにたくさん付いていたというようなことがあるわけでありまして、私はそのような焼却灰が出るような焼却施設というのには問題があったんじゃないかと思うわけですが、その点についてはどのような対応をとられているのか。それと同時に今までの産廃問題で出てきておりますのは、そういう焼却灰から出るダイオキシンなどの被害、これはなかなかすぐには出て来ないと思うのでありますが、実際に今後対応をしていく場合に、どういう中身であったのかいう、その検査無くして業者とのそういう対応は出来ないのではないのかと思うわけですが、ぜひ焼却灰あたりの実際の検査、それはやっていくべきだと思うのでありますが、その点についてどうお考えか。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

○環境政策室長（大森豊茂君） まず焼却灰についてですが、今の所が変色した当時、23年の7月から9月頃じゃったと思いますが、その当時にですね、かなり煙が出ておったということで現場へ行きまして業者の方とも確認を致しまして、原因を聞きますと燃やしすぎたというか、中へ投入をしすぎて不完全燃焼が起こっていたということで、その頃かなり煙が出たということでその以後ですね、改善されて煙が出るような。蒸気は朝燃やし始めの時は多少出ておりますが、煙自体については現在のところはあまり出ておりませんし、地域からもそういった苦情は今のところ入っておりません。それから焼却灰が木に付着しとるということでございますが、現地を確認する中でですね、焼却施設の横に破碎施設がございまして、その破碎のですね、粉がですね、多少上がっている様な所が見られましたので、業者にもちょっと注意をしてですね、そういった事のないようにということで現在対応を致しております。ダイオキシンについてですが、ダイオキシンについては今の業者がですね、半年に1回の煙の検査を義務付けられておまして、その報告についてもいただいておりますが、現在までのところ、そういったダイオキシンについては基準値以下ということで数値が上がっておりますが、これまでに蓄積されたダイオキシンをですね、心配されるということでございますので、今度26年度の予算の中で、今の産業廃棄物の処理施設の検査の費用をですね、多少上乘せした金額で要望を致しておりますので、お認めいただきましたら、その中で検査を行っていったらとは思っております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 今後、新しい焼却施設を作られるようでありますので、その時の対応のためにも私は今、土壤検査辺りは当然やっておくべきだと思うわけですが、ちょっとこの点について町長はどのようにお考えか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長

○町長（稲本隆壽君） 疑義があれば町の姿勢としてはですね、きちんとやっぱり検査をしたいというふうに。県とも相談しながらですね、その必要性があれば対応していくというふうに思っております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 県と協議していることではありますが、私は町としては町民の健康やそれを守る立場から私は町独自ででもやるという気概、私は、それはぜひ持っていただきたいと思うんでありますが、再度。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長

○町長（稲本隆壽君） 町独自で検査をする技術が十分ではないんですね、今ご承知のようにですね。ですからそれは県の機関なりなんなりに頼まないといけないわけでございますから、その所を私は申し上げたんでございます。町としてやるということには変わりません。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 協議するというのと委託するというのでは、私は内容が違うと思うんでありますが、今のお答えをお聞きしますと県に委託をしてやるというような内容に取れたわけではありますが、そのところ再度。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長

○町長（稲本隆壽君） 町で検査するって言いましても、町のどの機関じゃあ検査するんですか。私はお聞きしますけれども。無いんですよ町のその施設の中には。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 町が検査するというのは何も町の機関でやるというのだけが検査じゃないと思う。今までだっているような問題は専門の機関に委託をして検査をされたら、それが町の検査の結果じゃなかったですか。私はそのことを言いよるんです。なにも町が直接調査するいうのではなく、専門的なところへ委託してでも、町独自の予算も組んでちゃんと検査もするということを求めているんでありまして、何も役場の職員がそれをやれといいよるのではないんですよ。そのところについて。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長

○町長（稲本隆壽君） 私もそういうつもりで回答を申し上げたと思うんですけども。それはそういうことでございます。

○議長（下野安彦君） 以上で、一般質問を終結します。

ここで、5分間休憩をします。4時35分から再開します。

午後 4時28分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、町長から、「議案第57号 備品の取得について」が提出されました。これを追加日程第1とし、ただちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、備品の取得についてを追加日程第1として日程に追加し、ただちに議題とする事に決定しました。

追加日程第 1 議案第57号 備品の取得について

○議長（下野安彦君） 「追加日程第1 議案第57号 備品の取得について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第57号、備品の所得につきましては、平成25年9月定例会におきまして、一般会計補正予算の議決をいただきました小田小学校、中学校の備品購入につき、昨年11月21日に一本化して入札を執行し、同日落札業者と契約を締結したところでございます。本件は、予定価格が1,000万円以上となる契約であり、本来でありますと内子町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得・または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を付すべき財産の取得に該当していたところでありますが、大変遺憾ながらその点を失念致しました。議会の議決を経ずに契約の締結をしたものであります。このため本契約を平成25年11月21日にさかのぼって有効とすることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものであります。本法令に基づく行政を推進する立場にありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいましたことは、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、今後こうした事が二度と起きないように、内部の連携、またチェックの態勢を強化し、再発防止に万全を期して参る所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。内容につきましては、学校教育課長に説明致させますので、どうぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） 備品の取得についてでございます。内子町において次の備品購入締結をすることにつき、地方自治法第96条第1項第8号、並びに内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。設置場所でございますが、内子町寺村557番地、小田小学校、小田中学校でございます。種類・数量につきましては、小田小・中学校の職員用の机・椅子他でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札。取得金額につきましては、1,176万円でございます。契約の相手方、内子町内子1930番地。久保昭和堂、代表者、久保賢司でございます。支出予算科目、一般会計、10款教育費、2項小学校費及び3項の中学校費でございます。1目学校管理費、18節備品購入費となっております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 先ほどの説明を受けたわけではありますが、法令のどこに抵触をしていたのか。この点だけちょっとお聞きを致します。再度こういう状況になったのか。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 地方自治法第96条の第8号でございますが、これにつきまして

ては、前2号に定めるものを除く他、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得または処分をすること。これは議決要件として第96条に明記されております。内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条でございしますが、地方自治法第96条第1項8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格1,000万円以上の不動産もしくは動産の買入もしくは売払い。土地については、5,000㎡以上のものに係るものに限ると。または不動産の信託、受益権の借入もしくは売払いとするという条文がございします。これに抵触をしているということでございします。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

【宮岡徳男議員退場】

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第57号 備品の取得について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

【宮岡徳男議員入場】

○議長（下野安彦君） これから、議事日程第1号にしたがって、提出議案の審議に入ります。

日程第 6 委員長報告 平成25年受理第5号 TPP交渉からの撤退を求める請願書について（産業建設常任委員会付託のもの）

○議長（下野安彦君） 「日程第6 委員長報告」を行います。

この平成25年受理第5号「TPP交渉からの撤退を求める請願書について」は、12月定例会において、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていたものであります。

産業建設常任委員長から、委員会の審査報告書が提出されておりますので、審査結果の報告をお願いします。

池田 洋助産業建設常任委員長、ご登壇願います。

〔池田洋助産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 受理第5号TPP交渉からの撤退を求める請願書についてご報告申し上げます。平成25年12月第68回内子町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託された、受理第5号「TPP交渉からの撤退を求める請願書」について。去る、2月18日に当委員会を開催し、委員全員の出席のもと、紹介議員である宮岡徳男議員より趣旨説明をいただき、審査を行いましたので審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本請願内容は、「T P P交渉の内容を公表すること。政府はT P P交渉から撤退すること。」を、議会決議をもって政府に強く働きかける事であります。委員の意見を求めたところ、「交渉内容を公表すべきである、ということには賛同できる。しかしすでに交渉も進んでいる過程であり、撤退ということではなく、国会決議を順守して進めてほしい。守れない場合には撤退も辞さないということで交渉を進めるべきである。」という意見。「政府も、国益を守る、地域の農業を守るための交渉を一生懸命行っており、今、交渉を撤退することは現実的に出来ないのではないか。」「T P P交渉においては、情報開示を徹底し、国会決議を順守し、地域の農業を守るべきであるという意見書を、議会でまとめるべきではないか。」などの意見がありました。採決を行った結果、この請願書の採択に賛成する委員はありませんでした。よって、受理第5号は不採択にすべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） ただ今、時刻は午後4時45分を過ぎております。審議内容から考えますと、午後5時までに終了することは難しいと思われますので、内子町議会会議規則第9条第2項の規定により会議時間を議事終了時まで延会することを宣告致します。

ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 国の最高議決機関であります国会の委員会における決議、これにも撤退の問題が書かれているわけでございます。それは国益を守る上で聖域5品目について、これは農産物が含まれていると思うんでありますが、それが守れない場合には撤退を求めるといような決議もされているようでもあります。その点から言いますと、私は今現状のT P Pの交渉の状況を見ますとアメリカ政府は日本政府に対しまして、全ての農産物の関税撤廃を強行に要求し続けておりまして、米や麦や牛肉、豚肉、乳製品、砂糖など農産物の重要5品目の部分譲歩での合意を狙っているようでもあります。このことは自民党が今いろいろ対応しておられるようですが、政府の委員においては、その落とし所をどうするかというような検討がされているやにも聞くわけであります。私はこのT P Pが元々、多国籍企業が国境を越えて自由に利益を追求できるように、全ての関税の撤廃と非課税障壁の撤廃を原則としているのがこのT P Pの中身であります。それは参加国の産業や農林水産業の損失を脅かすことにもなりますし、国民生活に深刻な影響を与えるものと言わなければなりません。それぞれの国内でT P Pによって、多国籍企業が栄えて国滅ぶ、というような構図にもなっているとも言われているわけであります。そういう状況の下で私は、今こそ、この交渉から撤退の道を選ぶべきとの考えを持っております。そういう立場からこの点について委員長のご見解を再度お伺いを致しておきます。

○議長（下野安彦君） 委員長報告に対する質問をお願いします。委員会に対する、報告に対する質問をお願いします。もういいですか。そしたら質疑もありませんので、これにて質疑を終結します。

池田洋助産業建設常任委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論に入ります。

この請願に対する委員長報告は不採択です。委員長報告に反対者の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 私は委員長報告に反対の立場で討論に参加を致します。なぜ委員長報告に反対をするかと申しますと、先ほど早とちりでいろいろ述べましたけれども、このTPPというのがそもそも多国籍企業優先の貿易協定でありまして、このことによって国内の食糧生産なども大幅に落ち込むと、食糧自給率も10%台に落ち込むという試算も出ておるようであります。このことは日本だけでございませんで、アメリカの農業者も、このTPP交渉については反対の運動が広がっているようであります。そういう立場から私は農業だけでなしに保険問題とかいろんな問題、それから国内の法そのものを変えるような仕組みも、これは多国籍企業から訴えられたらそれが通っていくような状況が、今参加国の中でも起きているようであります。こういう状況を見た時に、流れとして国内の農業や国民生活を守るという立場からしても、これは当然撤退をすべきであろうと思っております。そういう立場から委員長報告には反対を致します。TPPからの撤退を求めるものであります。

○議長（下野安彦君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○4番（泉浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉浩壽議員。

○4番（泉浩壽君） 4番、泉です。私は、委員長報告に賛成の立場で意見を述べます。TPP交渉については、米国以外の10カ国との話し合いを優先し、進める方針で戦略を転換するなどすでに大詰めを迎えている段階でありまして、この請願にありますように、今すぐTPP交渉から撤退することは、現実的に考えて出来ることではないと思います。撤退するのではなく交渉において、国益を守るため国会決議を順守する交渉を行うべきであり、情報も開示すべきだと思います。以上のことから本請願は、委員長報告のとおり、不採択にするべきであると考えます。以上。

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、委員長報告のあった「平成25年 受理第5号TPP交渉からの撤退を求める請願書」の採決に入ります。

委員長報告について反対意見がありますので、起立により採決をします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。本請願を委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員起立]

○議長（下野安彦君） 起立多数であります。

したがって、本請願は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

平成26年3月第69回内子町議会定例会

次の本会議は明日5日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって延会とします。

午後 4時57分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成26年 3月第69回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 平成26年 3月 4日（火）
 ○開会年月日 平成26年 3月 5日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 久保美博君 | 2番 森永和夫君 |
| 3番 菊地幸雄君 | 4番 泉浩壽君 |
| 5番 大木雄君 | 6番 山本徹君 |
| 7番 池田洋助君 | 8番 山上芳子君 |
| 9番 才野俊夫君 | 10番 下野安彦君 |
| 11番 林博君 | 12番 山崎正史君 |
| 13番 寺岡保君 | 14番 中田厚寛君 |
| 15番 宮岡徳男君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 稲田繁君 |
| 総務課長 西澤美男君 | 住民課長 三根生憲一君 |
| 税務課長 山上幸久君 | 保健福祉課長 鉾岩洋子君 |
| 会計管理者 宮野照三君 | 建設デザイン課長 橋本健一君 |
| 町並・地域振興課長 小野植正久君 | 産業振興課長 久保義雄君 |
| 小田支所長 土居好弘君 | 環境政策室長 大森豊茂君 |
| 政策調整班長 安川徹君 | 上下水道対策班長 西川安行君 |
| 地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君 | 危機管理班長 亀岡弘君 |
| 教育長 亀岡忠重君 | 学校教育課長 片山哲也君 |
| 自治・学習課長 井上淳一君 | 代表監査委員 片岡安男君 |
| 農業委員会会長 宮田久男君 | |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 堀本増隆君 書記 水本隆君

○議事日程（第2号）

平成26年 3月 5日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議案第 1号 内子町公共物管理条例の一部改正について
 日程第 4 議案第 2号 内子町民会館条例の一部改正について
 日程第 5 議案第 3号 内子町就業改善センター条例の一部改正について

平成26年3月第69回内子町議会定例会

- 日程第 6 議案第 4号 内子町下町駐車場条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 内子町青少年問題協議会条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 内子町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 内子町改良住宅等管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 内子町都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 内子町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 内子町簡易水道等施設条例の一部改正について
- 日程第16 議認第14号 内子町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 五十崎特産センター条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 内子町農村交流施設条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 内子町森の里研修センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 内子町林業センター条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 内子町小田深山観光施設条例の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について
- 日程第29 議案第27号 内子町護国駐車場条例の一部改正について
- 日程第30 議案第28号 内子町五十崎凧博物館条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について
- 日程第32 議案第30号 内子町ビジターセンター条例の一部改正について
- 日程第33 議案第31号 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について
- 日程第34 議案第32号 内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例について
- 日程第35 議案第33号 内子町立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第34号 内子町社会体育施設条例の制定について
- 日程第37 議案第35号 内子町小田高校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部改正について
- 日程第38 議案第36号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第37号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第38号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第41 議案第39号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第42 議案第40号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第43 議案第41号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第44 議案第42号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第45 議案第43号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第46 議案第44号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第47 議案第45号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第48 議案第46号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第49 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について
- 日程第50 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第51 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第52 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第53 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第54 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第55 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第56 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第57 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第58 議案第56号 内子町監査委員の選任について
- 日程第59 推薦第1号 内子町農業委員会委員の推薦について
- 日程第60 受理第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
- 日程第61 受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願
- 日程第62 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第63 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○追加日程（第2号の追加1）

追加日程第1 議第1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第57、追加日程第1まで

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、3月4日の本会議に続きまして、平成26年3月内子町議会定例会2日目の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番菊地 幸雄議員、4番泉 浩壽議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております議事日程第2号のとおりであります。ここで、暫時休憩をします。

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、産業建設常任委員長、池田洋助委員長から「議第1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、ただちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議第1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について」を追加日程第1として日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議第 1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について

○議長（下野安彦君） 「追加日程第1 議第1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出議員、池田洋助産業建設常任委員長登壇願います。

〔池田洋助産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議第1号議案、TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書についてですが、今TPP交渉は大詰めの段階にきております。先月にはシンガポールにおいて閣僚会議が行われましたが、2国間協議はまとまらず、先送りされたということです。何が決まって何が先送りされたのかは、以前として不透明であります。よって国に対し、TPP交渉において情報開示の徹底、国会決議の厳守、地域特産物の振興など、国益にかなう最善の道

を追求するために、全力で交渉に臨むよう意見書を提出するものです。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い致します。

次に意見書を読みあげさせていただきます。

議第1号議案、TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成26年3月5日提出。

提出者、内子町議会産業建設常任委員会委員長、池田 洋助。

提出の理由。

TPP交渉において、情報開示の徹底、国会決議の厳守、地域特産物の振興など、国益にかなう最善の道を追求するために全力で交渉に臨むよう意見書を提出するものである。

TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書。

TPPをめぐる情勢については、大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままであり、不透明な状況にある。

TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であり、国民に対する情報開示は必要不可欠である。

2月22日から25日まで、シンガポールにてTPP閣僚会議が開催されたが、交渉がまとまらず先送りされた。

言うまでもなく、昨年4月の衆参両院の農林水産委員会の決議は、国権の最高機関である国会の意思表示であり、TPP交渉の前提となった経緯を踏まえ、決議は必ず厳守されなければならない。

については、TPP交渉に関する下記事項について実現を強く要望する。

記。

1、TPP交渉において、国民への情報開示を徹底すること。

2、TPP交渉に関して、農林水産分野の重要5項目などの聖域の確保を最優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした、TPP交渉参加に関する国会決議を厳守すること。

3、地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている地域特産物について、今後とも地域における生産が安定して継続して行われるよう十分に念頭に置いた上で、断固とした対応をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月5日。愛媛県内子町議会。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 昨日同様の請願が否決をされたわけでありましたが、それは反対されとる皆さんの意見というのは、ただちに脱退せよということがどうも問題とされたようであります。であるならば、ここで書かれております重要5品目、5項目じゃなしに5品目だったと思うわけでありましたが、その聖域の確保が譲歩などされた時にはどういう位置づけをしておられるのか。今、交渉の中でアメリカからの要求というのは、豚肉あたりの関税を外すようにというような、どうもその辺については譲歩をするのではないかというような情報も入っているわけでありますが、この5品目についても譲歩などがされて、この国会決議から外れるような事態の時にはどういう対応を求められるのか。その点についてお伺いを致しておきます。私も昨日のあの決議が否決をされましたけれども、事前の策としてこういう決議が出ることについて反対のあれはないんですけども、しかし昨日のあの請願とここで言えばあまり違ってはいない部分だろうと思うわけで。と言いますのは、昨日も言いましたように今アメリカとの交渉の中で言わば日本の重要5品目についても譲歩を迫られて、その結果、検討をするということが自民党の担当の委員辺りからも出ていると言う情報も入っているわけでありますが、そういうことも含めてどういう対応を求められるのか。その点をお聞きを致したいと思います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ただ今、宮岡議員からご指摘がありました通りですね、趣旨については昨日の請願についての内容についてはですね、撤退という部分について反対をさせていただいたわけございまして、今言われた重要5項目、麦、米、牛肉、豚肉、そして乳製品と砂糖のうちの、今言われた牛肉の部分についての関税を引き下げると言うようなお話だと思うんですが、これについてはですね、政府からの交渉の先ほど申し上げましたとおり、まだこの交渉についてはまだまとまっておりませんし、一昨日のニュースではオーストラリア、ニュージーランドとの交渉を最優先して進めているようなことで、関税撤廃についてですね、全てを日本が認めるということではないとは思いますが、この意見書の中身についてのご理解は得れたと思いますので、この特に5項目を守るということとですね、それとこの地域産業に対する国の毅然たる態度、守っていくその思いをですね、内子町議会として意見書を提出したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 再度お尋ねを致しますが、もし譲歩の過程、譲歩がされるというような状況が起きた時には、当議会としても直ちに撤退をせよという意見を国に上げる決意があるかどうか。そういう5品目が守られないというような状況が起きた時には、そういう意見書を上げる決意を持たれているのかどうか。その点だけお聞きしときます。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 今の情報じゃなしに譲歩ですよね。譲歩、結局緩めると言うことです。内子町議会としては現在のところですね、今の部分についてのまだ議論について

は委員会の方でもしておりませんので、現在までの状況の中で意見書として提出をさせていただきたいというふうに思っております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 私は委員長自身のこれは決意もお聞きをしておきたいと思っております。これは出された。委員長自身はどういう思いをもっておられるのか。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 個人的な意見と言われましたんですが、これは委員会として議論をさせていただいた上での提出とさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田洋助産業建設常任委員長、席にお戻り下さい。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「追加日程第1 議第1号議案 TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について」の採決に入ります。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（下野安彦君） これから議事日程にしたがって、提出議案の審議に入ります。

日程第3 議案第1号 内子町公共物管理条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議案第1号 内子町公共物管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町公共物管理条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは、議案書の4ページをお願いを致します。それから議案説明資料の方はナンバー6の資料ですが、1ページでございます。それでは、ご説明を申し上げます。内子町公共物管理条例の一部改正でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。その内容でございますが、通常、土地の長期貸付等については消費税対象となっておりますが、短期のもの、1カ月未満の短期の貸付については課税対象となっております。従いまして現条例でございますが、説明資料の方を見ていただいたらいと思いますが、1ページの下段の欄、備考欄で税率を表示致しております。この部分について備考欄で該当部分の改正、100分の5を100分の8に改正するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 私は消費税そのものに反対の立場を持っております。特に今回引き上げられます、消費税5%から8%というのは、決められた段階で経済的な状況を見て、今年4月からというような決め方であったと思うわけでありまして。ところが今、実際には働く労働者の賃金と言いますか、そういう状況というのは下がったままであります。特に実質賃金は低下をしておるわけでありまして。家計消費も低迷をしております、そういう状況の中で消費税を上げることについて我々は問題が有りと考えております。そういう立場からこの3%引き上げの条例改正については賛成致しかねますので、反対を致します。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 私は、この条例について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。皆様もご存じのとおり、年齢構造の大変な変化で社会保障費全般、年々増え続けております。そういった中で若い人たちがばっかし負担を強いるのではなく、やっば全体的にある程度決まった税収が見込める消費税の増税をしなければ、部門ごとに、例えば国保だったら国保、介護だったら介護、そういった部門ごとに個人負担を上げていかななくてはならない。そういった意味からにおいても普遍的な税収になります消費税のアップをもって、その増税分を社会保障に充てるという考え方は、間違いではないと思っておりますので、私はこの議案に対して賛成を致します。

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第1号 内子町公共物管理条例の一部改正について」の採決に入ります。

反対意見がありますので、本件は起立により採決をします。本案を、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 2号 内子町民会館条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第4 議案第2号 内子町民会館条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町民会館条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の改正の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは、議案書6ページ、議案説明資料2ページの方をお願い致します。内子町民会館条例の一部改正でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。建物貸付は課税対象でございます。会場利用については電気料など維持管理財源とすることから、税率の改正等に伴う使用料改定を行うものでございます。改正の内容でございますが、議案説明資料2ページの方の左側の欄でございます。このようにそれぞれ最低10円からですね、改正をするということで税率適応してですね、改正をするということでございます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田議員。

○7番（池田洋助君） これの数字なんですけど、例えばですね、いくら計算してもこの数字にならないという。私がちょっと計算させていただくと。例えば100円のものが108円になるという計算をそのまま当てはめるとですね、どうもちょっと若干金額が違うようなんですけど、これの計算式についてちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 現行の料金の方ですね、105%ですね、これを100に戻しましてですね、108%に計算をするということで端数調整がございます。最終的には10円未満切り捨てということでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第2号 内子町民会館条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3号 内子町就業改善センター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第5 議案第3号 内子町就業改善センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町就業改善センター条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは失礼します。議案書8ページ、説明資料の方は3ページでございます。よろしくお願いいたします。内子町就業改善センター条例の一部改正でございますが、消費税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。建物貸付でございますので、課税対象ということでございます。会場利用につきまして電気料など維持管理財源とすることから、税率改正等に伴う使用料の改正を行うものでございます。説明資料の方を見ていただきたいと思います。ご覧のように左の欄が消費税率8%に改正したものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡議員。

○13番（寺岡保君） 条例の改正を今しているわけなんですけど、合計金額が一切知らされないんですけど、いくらになるのか。上げた場合には、その金額を教えていただきたらと思うんですけど。どこにも書いてない。上げてどれだけになる。1年間でどれだけになるということが。差額がどれだけ出るということが書いてないんですよ。それを教えていただきたいんですけど。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤課長。

○総務課長（西澤美男君） 全体像につきましてはですね、当初予算の予算委員会の時にですね、ご説明を致したいと思うんですが。ただ今の議案につきましてはですね、就業改善センター、ちよようど分庁の隣の方でございますが、現実には業務関係、今セコムが入っておりますので、業務関連で使う場合がほとんどでございますが、実際に適応になる貸館としてのですね、適応になっている実態はですね、ほとんどございません。以上でございます。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 今、西澤課長の話だったんですが、商工会が2階部分をお借りして使っている。商工会の会をやる時に上の部屋を使ったりしますが、その部分についても今、現在というか商工会が3階を使ったりする場合には費用は起きてないということですか。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 産業振興関連ということですね、業務関連、職員も関連するというような関係でございますが、実態として取っていないのが現状でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第3号 内子町就業改善センター条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4号 内子町下町駐車場条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第6 議案第4号 内子町下町駐車場条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町下町駐車場条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは、議案書10ページ、説明資料の方4ページをお願い致します。内子町下町駐車場条例の一部改正でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。条例の内容でございますが、駐車場貸付課税対象でございます。当該駐車場、内子の商店街にございますが、屋根付きの設備をしているということで維持管理財源とするため、税率改正等に伴う使用料改正を行うものでございます。説明資料の方にございますように4,000を4,110円とするものでございます。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 私語は謹んで下さい。すみません、私語は謹んで下さい。

これより質疑に入ります。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田議員。

○14番（中田厚寛君） この新しい分なんですけれども、有料分の使用料は1区画につき、月額4,110円とあるんですけれども、無料の部分と有料の部分とがありますけれども、有料の部分については現在何台くらいが使用をされておるのか。今貸されておるようでしたら、ご説明いただきたらと思います。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 屋根付き部分、6区画ございます。あとは無料分というのは手前でございます商店街に開放している分でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第4号 内子町下町駐車場条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決すること、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5号 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議案第5号 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特殊勤務としている業務の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、総務課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それでは、議案書の方、12ページ、説明資料5ページをお願いを致します。内子町特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございますが、これまで特殊勤務としております業務の見直しに伴いまして、特殊性が希薄ということから、本条例の一部を改正したいというものでございます。説明資料の方、5ページの新旧対照表でございますが、第2条に野犬取扱手当がございます。第5条で月額1,300円としておりましたが、現在は捕獲機による捕獲や持ち込み等が主体でございます。他の業務と比べ業務の危険度や特殊性などが希薄をしたというふうなことで、そういったことの検討の結果、今回特殊勤務手当から削除をしたいというものでございます。関連致します、第2条、第4条、第6条を改正するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） この野犬取扱いなんですけど、今では分庁の裏の方の檻に何回か入れられたり、よく警察なんかは預かってそのまま役場に連れて来るようなこともあったと思うんですけど、結局取扱いについてはどうされるということですか。取扱いしないということですか。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 取扱いしないということではなくてですね、ここでは特殊勤務手当ということですね、手当をこのように条文にございますように、手当を支給しておりましたけれども、以前は縄で捕えたりですね、ある程度危険度が高かったというふうなことだったんですけど、最近ではほとんどがですね、捕獲機によるもの、あるいは持ち込みが増えてきたというふうな実態がございます。ですから他のいろんな業務と比べた時にですね、特殊性がだいぶ希薄し

たんではないかというふうなことで職員の理解も得られましたので、この度こういうことでさし
ていただきたいということでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡議員。

○13番（寺岡保君） 質疑ではないんですが、ちょっと聞きとりにくいんですよ。マイクをも
うちょっと近くに寄せて言っていたら助かると思うんですが。年も取りましたので、耳も
遠くなったし、目も薄くなりましたので、聞こえるように言って下さいや。お願いを致します。

○議長（下野安彦君） 答弁される方、今のようにマイクを近づけて意識してしゃべって下さい。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

マイクに口を近付けて。

○総務課長（西澤美男君） 基本的に特殊性が希薄になったということで、改正をするとい
うこととございまして、ここの条例にございます野犬取扱いの手当をなくすということで野犬の取扱
いをしないということではございません。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第5号 内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の採決
に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第8 議案第6号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部
改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正につきましては、防災
施設に必要な財源確保に関する地方税の臨時特例に関する法律、及び地方税法地方法人特別税等
に関する暫定措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するも

のでございます。内容は、税務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

〔山上幸久税務課長登壇〕

○税務課長（山上幸久君） 議案第6号、内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書14ページをお願い致します。内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案説明資料の6ページをご覧くださいと思います。本条例は、内子町税条例及び内子町国民健康保険税条例により賦課徴収する税に関し、徴収等の特例を設けることにより収納率の向上、事務の効率化を図ることを目的に制定されているものでございます。現在内子町ではこの条例に基づき、町民税、固定資産税、国民健康保険税を6月から3月までの10期に分けて徴収しており、その中で町税別の免税額が町民税の均等割にあたる4,700円より以下の場合においては第1期6月でございますが、6月に一括で徴収しております。今回の改正は、その一括徴収する税額を5,700円以下に引き上げるものでございます。これは、平成23年12月2日に制定されました東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律等の施行を受けまして、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税の均等割りが4,700円から5,700円に引き上げられたことに伴いまして、一括徴収する税額を均等割の額に合わせて改正するものです。来る4月1日施行、6月からの徴収に適用するものでございます。改正内容につきましては、議案書15ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） この中身、1,000円ではありますが、これは均等割りの方だけというふうに理解したんでよろしいでしょうか。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） その通りでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） それともう一点、低所得の方も言わば1,000円を納めるという東北大震災支援の分ではありますが、それともう一点、私は、これは国の方の改定の中で法人税がたった3年間であったと思うんですが、それが2年に前倒しをされるというようなことも報じられてきたわけではありますが、この内子町で2年に前倒しをされるような法人税の納税者いうのがあるのかないのか、その点。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） 誠に申し訳ございません。ちょっとその資料、手元にございませんで、後ほどまたお答えさしていただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第6号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 7号 内子町青少年問題協議会条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第9 議案第7号 内子町青少年問題協議会条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町青少年問題協議会条例の制定につきましては、法改正に伴う地方青少年問題協議会法の改正に対応するため、条例の全部を改正するものでございます。内容は、保健福祉課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは、議案第7号内子町青少年問題協議会条例の制定について説明致します。議案書16ページ、説明資料は7ページになります。今回の改正につきましては、地域の自主性及び、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法において、地方青少年問題協議会法の一部改正により法第3条第2項及び

第3項に規定されていた地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件が削除されたため、会長の選任、及び委員の任命基準を新たに条例で定めるものでございます。

説明資料の方をお開き下さい。組織として第3条で「協議会は、会長及び委員10名以内で組織する」、第2項で「会長は、町長をもって充てる」、第3項で「委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、町長が任命する」を追加規定するものでございます。また、会長の権限並びに副会長の設置及び権限として、第4条「会長は、会務を総理する」と規定するものでございます。なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員

○12番（山崎正史君） 私、勉強不足で分かんのですが、内子町青少年問題協議会という組織は、どういう役割を果たしておるのか。目的とか今までにそういう青少年の問題点があつて会を開いておるとか、そういう実績がありましたら事案説明を兼ねて目的を説明していただけたらと思います。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） この協議会の所掌事務としましては、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について審議するとともに、関係機関相互の連携調整を図っております。この会につきましては、現在開催は致しておりません。それで教育委員会部局に内子町青少年健全育成連絡協議会等がございまして、それで対応しておりますので、今回の改正に伴いまして来年度からは協議会を設置し、整備したいと考えております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） ただ今のご説明をお聞きますと、今までは教育委員会で対応してきたと。今回はこの会でやると。機能的にはどう変化するのでしょうか。その点を。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） この会は町の部局ということで、先ほどの青少年健全育成連絡協議会は教育委員会部局となりますので、その辺で連携を図って。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 私のお聞きしたのは、今までは教育委員会でやってこれたと。それが今回、この会に、これを見ますと町長が会長をやられているということでありますから、教育委員会部局から町長部局が主催をするということになるんだろうと思うわけですが、その辺が教育委員会部局から町長部局が主催をするということになったらどう変わるのかというのを

お聞きしたわけです。

○保健福祉課長（銚岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 銚岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（銚岩洋子君） この件につきましては、法に基づきまして町部局で設置するものと教育委員会部局で設置するものがありまして、今回町部局で設置するというございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） それでは、今までやっておられた教育委員会の部局も同じように残るといふうに理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（銚岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 銚岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（銚岩洋子君） そのとおり残ります。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第7号 内子町青少年問題協議会条例の制定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第10 議案第8号 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（銚岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは、議案第8号、内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてご説明を致します。議案書18ページ、説明資料は8ページになります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法の改正に伴いまして、内子町障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正を、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。障害者総合支援法の改正により、障害程度区分を障害支援区分に変更するものでございます。

説明資料をお開き下さい。旧条例中、「内子町障害程度区分認定審査会」を「内子町障がい支援区分認定審査会」に改正をするものでございます。併せて、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例も同じく「内子町障害程度区分認定審査会委員」を「内子町障がい支援区分認定審査会委員」に改正をするものでございます。なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○9番（才野俊夫君） 議長

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） この条例で支援という文字が入るんですが、その支援という文字が入ることによって、町としての仕事の内容についてはどのように変わっているのか、説明を求めます。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 障がい福祉サービスを利用するには、障がい認定調査が必要になっております。これが「障がい程度区分」から「障がい支援区分」に変更を致します。障がいには身体障がい、それから知的障がい、精神障がい等があるんですが、現行の障がい程度区分については、この調査票が全国共通のものではあるんですが、要介護認定と同じものを活用をしているため、知的障がい、それから精神障がいについて一次判定で低く判定をされ、二次判定で引き上げられるという傾向がありましたので、知的障がい、それから精神障がい者の特性に応じて適切に一次判定が行われるように、障がい支援区分という名称のもと、見直しがされるということになっております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 審議の仕方であってちょっと質問をしたいと思うんですが、ただ今議題となっております議案第8号の内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正というので、ただ今説明を受けてその議案書の方に附則の2において、この委員の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例も併せて改正をするというふうに提案はされておるといのは分かるんですが、特別職の報酬の条例というのは別個の条例であろうと私は認識しておるんですが、こういう形で合わせて改正を進めて可能なかどうか、ちょっと私疑問を持つんですが、他の条例

においてもこういうことが出来るようになるんじゃないだろうかという認識をするんですが、そこらについて質問をしたいと思います。

○議長（下野安彦君） 暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 先ほどの質疑でございますが、条例改正の第1条の中で「内子町障害程度区分認定審査会」を「内子町障がい支援区分認定審査会」に改めるということでございまして、この目的、中身、性質的に変わるものではございませんので、附則の中で、内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというふうなことで、その中身についての名称の移転ということでなんら法制的に問題はございません。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 問題ないということで、確認をしたいと思うんですが、それでは本日議題となっておりますこういう審議をすれば、条例39号費用弁償に関する条例も併せて改正が出来るかと認識しとったんでよろしいでしょうか。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） そのとおりでございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第8号 内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 内子町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第11 議案第9号 内子町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法の一部を改正する法律、及び消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第9号、内子町道路占用料徴収条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。議案書につきましては、20ページから。説明資料と致しまして、説明資料6の9から10ページに記載しておりますので、それぞれお開きいただいたらと思います。今回の改正につきましては、道路法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、内子町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。説明資料の6の9ページでご説明申し上げたと思いますので、よろしくお願い致します。まず2条の占用料の額でございますけれども、第1項におきまして、国営林野事業が25年4月に企業形態を廃止したことに伴いまして、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなりました。よりまして、該当した所がありますので、「法第35条の規定により同意をした」を削除するものでございます。次に第2項でございますが、道路占用料は土地の貸し付けにかかる対価に該当するため、非課税でございますけれども、消費税法施行令第8条の規定によりまして、占用期間が1カ月未満である場合には課税対象となっております。今回消費税法の改正によりまして1.05、5%でございますが、1.08%に改正するものでございます。参考におきましても、1項と同様、「法第35条に規定する事業」を削除するものでございます。

次のページ、10ページでございますが、第3条、占用料の徴収方法でございますが、1項につきましても同様に許可をし、また「法第35条の規定により同意した」を「許可をした」に。また、「許可又は同意をした」を「許可をした」と改めるものでございます。4条の別表、第2条関係でございますが、この分につきましては前ページの第2条第3項1号におきまして、道路法施行令の略称規定がなくなりましたので、別表の2段目の所に今回加えたものでございます。附則と致しまして、この条例は26年4月1日から施行するものでございます。経過措置と致しまして、この条例に改正後の規定はこの条例の施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料につきましては、なお従前の例によるものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第9号 内子町道路占用料徴収条例の一部改正について」の採決に入ります。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 内子町改良住宅等管理条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第12 議案第10号 内子町改良住宅等管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町改良住宅等管理条例の一部改正につきましては、教員住宅の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正し、一般住宅として管理するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第10号、内子町改良住宅等管理条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案書につきましては、22ページ、説明資料と致しまして、資料6の11ページ、それから昨日のお昼にお配り致しました位置図等があらうかと思っておりますので、合わせてお目通し願ったらと思っております。今回の改正につきましては、内子町教職員住宅の用途廃止に伴いまして、比較的新しい健全度の高い施設につきましては、町営住宅として管理するため内子町改良住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。それでは、説明資料の方で説明させていただきます。資料6の11ページでございます。まず3条の設置でございますが、これ別表でございます。今回、教職員住宅の用途廃止に伴いまして、改良住宅及びその他の住宅と致しまして、改正後の下段部の方にありますけれども、施設を加えてございます。場所でございますが、位置図の方を見ていただいたらと思っております。まず、堂の浦でございますが、左半分の方に記載しております。真ん中どころに赤い色で塗っておりますが、これが場所でございます。ちょうどその左側に田渡小学校がございまして、ということで、田渡小学校の隣ということでございます。間取りとかそういう配置については、下の方に記載しております。内容につき

ましては、堂の浦ということで住宅でございまして、木造瓦葺2階1棟2戸建てでございまして、面積は68㎡、1戸当たりですね。68㎡でございます。次に、中川地区にございます藤井住宅でございまして、位置図に基づきますと右側にございます。ちょうどですね、この付近には下の方にありますが、内子町の参川地区の体育館がございまして、その付近のところでございます。ちょうど県道の美川小田線のちょうど上部にございます。この藤井住宅につきましては、木造瓦葺平屋1棟3戸建てでございまして、1戸当たりの延べ面積は、36.1㎡でございます。一番下の段になりますが、同じく藤井住宅ということで木造瓦葺平屋1棟2戸建て。1戸あたりの延べ面積は、39.8㎡でございます。位置図につきましては、ちょうど一番右の方になりますので、見ていただけたらと思います。以上、これらを今回追加致しまして、町営住宅として管理し、地域住民の安定した住宅の供給の確保、また地域振興を図るものでございます。この条例は26年4月1日から施行するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 数点質問をしたいと思っております。教員住宅であったものを今後町営住宅として活用をしていきたいということで、大変有効な利用で、地域の方々も希望者があるものと信じておるんですが、こういう町営住宅にする場合、説明では比較的新しいという説明はあったにしろ、やはり傷みがあると思うんです。そこらの対応を考えておられるのかどうなのかということが第1点。で、堂の浦住宅の今説明をいただいた建物のこの位置図では、上ひらに色塗りがしてない建物があると思います。そこらは、教員住宅の位置付けとしてなかったのかどうなのか。それをちょっと質問したいと思っております。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 第1点目のですね、今の修繕の対応というか、それがどうなってるのかというご質問だったと思うんですけど、早速ですね、どういうふうになっておるかというのを調査しております。その中で入居ということになれば、当然ある程度手を入れなくてですね、今住めるような状態になっておりませんので、早速26年度予算とかですね、いうところに対応するものはして、行って、あと公募をしていくというふうにご検討いただいております。それから堂の浦の方でございまして、ちょっとお待ち下さい。堂の浦の方についてはですね、一応、廃止済みになってございましてですね、今のご指摘の案件につきましてはですね。この分については、ちょっと答弁を政策班長の方に変わりますので、よろしく申し上げます。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） ご質問のありました住宅につきましては、現在移住者のお試し住宅として活用させていただいております。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） そしたら教員住宅として利用していたものを用途変更して、現在は移住者の住宅として活用をしておるという理解をしたんでいいと思うんですが、その場合、地元から聞いておるんですが、移住者の一次滞在であろうと認識するんですが、地元の方は誰がいつ入居をしておるのか全く分からない。地域も入居者とのコミュニティが取れないというような切実な声を聞いております。移住者の一次入居の住宅は、ここ堂の浦の物件だけじゃなしに、長田に在り、研修所として大瀬中央に在りということなんですが、入居者の性格にもよるのかもしれないんですが、やはり町が仲介をしてそういう対応をするのであれば、入居していただく時点には、せめて地域の自治会長さんあたりにはつないで、地域とのコミュニティもとれるような対応をぜひお願いしないと、そこに長い期間おられるわけではないにしろ、地域の方も対応に困るというお話も聞いておりますので、そこらについての考え方を聞かせていただきたいと思います。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） たしかに短期滞在と言うことがあります。それからこちらの住宅については住所をこちらに移す必要がないということもございますので、そういった意味で地域でのつながりとか、そういった我々が例えばそういったことについて仲介をするということについて、配慮が欠けていたというふうに考えております。今後、指導を行いまして、このような事がないよう注意をしていきたいと考えております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第10号 内子町改良住宅等管理条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 内子町都市公園条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第13 議案第11号 内子町都市公園条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町都市公園条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン

課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第11号、内子町都市公園条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案書につきましては、24ページでございます。説明資料と致しまして資料6の12ページ、13ページに記載しておりますので、それぞれお開きいただいたらと思います。今回の改正につきましては、消費税法の一部改正する等の法律の施行に伴いまして、内子町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

それでは、説明資料6の12ページでご説明させていただいたらと思います。まず別表第12条一番上の方でございますけれども、龍王公園でございますが、利用する場合の野球場の使用料がページ12ページの上半分に記載しております。今回の消費税法の一部改正に伴うものでございまして、税率現行5%から8%の増税分と一部町外利用者の午後の部でございますが、上から3段目になりますけれども、2,060円というのが右側の方になります。この分がその上の2,100円。午前の分とですね、それから町外業者との均衡がちょっと図れていないということがありましたので、この分を均衡を図るために改正を致しているところでございます。下半分からは有料施設の運動公園野球場の利用をする場合の使用料でございます。

次のページ13ページにつきましては、上段が水泳プール、それから下段にテニスコートの使用料等を同じく消費税法の一部改正等に伴うものの改正になっております。この条例は、26年4月1日から施行するものでございまして、経過措置と致しまして、この条例による改正後の内子町都市公園条例第12条の規定につきましては、この条例の施行の日以後の納期にかかる使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田議員。

○14番（中田厚寛君） 内子の運動公園の野球場ですけれども、普段内子高校生が使っておりますが、これはこの条例に従っての料金支払って使っているわけですか。ちょっと教えてもらったらと思います。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

○自治・学習課長（井上淳一君） 内子運動公園の方の管理につきましては、自治学習課の方で行っておりますので、答弁させていただいたらと思いますけど、野球場、高校生・中学生につきましては部活としてやっておる分については無料でやっております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第11号 内子町都市公園条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 内子町下水道条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第14 議案第12号 内子町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町下水道条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第12号、内子町下水道条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。議案書1につきましては、28ページから。説明資料と致しまして、資料6の14ページに記載しておりますのでそれぞれお開き下さい。今回の改正につきましては、消費税の一部を改正する法律の施行及び適正な運営管理のため、内子町下水道条例の一部を改正するものでございます。それでは、説明資料6の14ページでご説明させていただきます。まず、今回の現行の使用料の表示につきましては、総額表示で表示をしておりましたけれども、今回の条例改正につきましては、総額表示義務に関する消費税法の特例を適応致しまして、税抜き価格いわゆる原価でございますが、その表示としております。その上で消費税率を乗じた額を加えるよう致しているところでございます。なお、使用者、皆様にお配りする検針表とか納税通知については現行通り総額表示で行うようにしております。それでは、第16条の使用料の算定でございますが、1項中「算定した合計額とする」というところをですね、次の表に定める額に100分の108を乗じた額、端数1円未満の場合には切り捨てるというふうになっておりますけれども、により算定した合計額とするというふうに改めまして、同項の表を記載の

とおり改めるものでございます。今回の消費税改正による引き上げ額は、標準的一般汚水20m³、20トンでございますが、現行が2,150円なんですけれども、今回62円引き上げとなりまして、2,212円というふうになります。次に第16条の次に次の1条を加えまして、第16条の2と致しまして、「使用者は水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することになった時、水道水以外の水を使用するための設備の変更があった時、その他規則で定める使用の態様の変更があった時は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない」というのを加えまして、適正な管理を図るものでございます。次に、28条、罰則につきましては、10号中第14の次に先ほどの16条の2を加えるものでございます。施行期日と致しましてこの条例は26年4月1日から施行するものでございまして、経過措置と致しましてこの条例による改正後の内子町下水道条例の規定に関わらず、施行の日以前から継続して汚水を排除している使用者の使用料は、5月徴収分から適応するものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第12号 内子町下水道条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 内子町簡易水道等施設条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第15 議案第13号 内子町簡易水道等施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町簡易水道等施設条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第13号、内子町簡易水道等施設条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。議案書につきましては31ページから。説明資料と致しまして、資料6の15ページから17ページまで記載しております。お聞き下さい。今回の改正につきましては、消費税の一部を改正する法律の施行に伴いまして、内子町簡易水道施設条例の一部を改正するものでございます。

それでは、説明資料6の15ページをお開きいただいたらと思います。説明致します。まず、先ほどの下水道と同じですけれども、現行の使用料額の表示につきましては、総額表示でございましたが、今回は税抜き価格で表示を致しておるところでございます。それでは第3条の加入金でございますが、第1項中、「別表第2に定める」を削りまして、第2項を1項繰り下げまして、第1項の次に次の1項を2項と致しまして、「給水加入金の額は別表第3に定める額に100分の108を乗じた額とし、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる」というものを加えるものでございます。第3条の2におきましては、「第3条1項」を「第3条2項」に改めるものでございます。なお別表第2の給水加入金につきましては、資料下段の方にありますので、お目通しを願ったらと思います。次に第12条につきまして、「同表に掲げる」を削るものでございまして、第14条の料金につきましては、「基本料金、超過料金及び量水器使用料の合計額」を額に100分の108を乗じた額、1円未満の端数がある場合は切り捨てた額となりますけれども、により算定した基本料金及び超過料金並びに量水器使用料の合計額に改めるものでございます。別表第3の分につきましては、これは水道の使用料、量水の使用料でございますが、次ページの次のページ16ページ、それから17ページに記載をしておりますので、お目通しを願ったらと思います。今回の消費税改正による標準的な参川地区でございますが、一番給水戸数が多い所でございますが、それにおける引き上げ額につきましては、標準的13ミリ20㎡使用でございますが、月額につきましては現行が2,763円。今回84円引き上げとなりまして、2,847円となる見込みでございます。この条例につきましては、26年4月1日から施行するものでございまして、この条例による経過措置と致しまして、この条例による改正後の内子町簡易水道施設条例の規定は、この条例の施行の前日から継続して供給している水道使用者に係る5月徴収分の使用料等から適応し、4月徴収の使用料については、なお従前の例によるものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第13号 内子町簡易水道等施設条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員起立]

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 内子町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第16 議案第14号 内子町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 内子町水道事業給水条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

[橋本健一建設デザイン課長登壇]

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第14号、内子町水道事業給水条例の一部改正について説明させていただきます。議案書1につきましては、35ページから。説明資料と致しまして資料6の18ページ、19ページに記載を致しております。それぞれお開き下さい。今回の改正につきましては、消費税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、内子町水道施設の一部改正をするものでございます。

それでは説明資料の6の18ページをお開き下さい。まず、この表示でございますが、先ほどと同じようにですね、総額表示から税抜き価格というふうにしております。それでは第8条の工事の申し込みでございますが、改正前の第3項中、「別表第3に定める」を削りまして、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を4項と致しまして「加入金の額は、別表第3に定める額に100分の108を乗じて得た額とし、10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる」というものを加えるものでございます。次は第26条でございますが、第1項中、「別表第1に定める基本料金及び従量料金と量水器の使用料の合計額」となっておりましたが、別表第1に定める額に100分の108を乗じて得た額、当該額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額ということで、これにより算定した基本料金及び従量料金と量水器使用料の合計額とする」に改めるものでございます。続きまして、附則、給水使用料金の特例、第4項を次のように改めるものでございます。第26条の規定に関わらず五十崎、大久喜、平岡、谷・成内、下宿間、川上及び新田第2給水区域においては、平成24年5月から平成27年4月までの月分として徴収する給水使用料金は、次の表に定める100分の108を乗じた額ということで給水使用料金を下段の表の通りとなっておりますので、お目通しを願ったと思います。次の

ページ、19ページには上段に26条関係の給水使用料等。下段に第8条関係の加入金を記載しておりますので、お目通しを願ったと思います。今回の消費税改正による内子地区における引き上げ額は標準的な13ミリ、20㎡使用でございますが、2,808円から77円引き上げとなりまして、2,885円となる見込みでございます。この条例は26年4月1日から施行するものでございまして、経過措置と致しまして、この条例による改正後の内子町水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の前日から継続して供給している水道使用者に係る5月徴収分から適用し、4月徴収分までの使用料等については、なお従前の例とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡議員。

○13番（寺岡保君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。もし電気料金が上がった場合、この条例をこのまま改正しとって電気料金がもし上がった場合にはどうなるのでしょうかね。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 今回の改正は、消費税法に伴うものでございますが、電気料金につきましては、また経営とかそういう中ですね、検討しながら引き上げがどんなかということを検討していくことになろうと思いますので、今の段階では引き上げるとか引き上げないとかいうことは申し上げられない状態でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第14号 内子町水道事業給水条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第17 議案第15号 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正につきましては、地方公営企業会計制度改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第15号、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案書につきましては、40ページから。説明資料と致しまして資料6の20ページに記載しておりますので、それぞれお聞き願ったらと思います。今回の改正につきましては、地方公営企業会計制度改正に伴いまして、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正するものでございます。それでは、説明資料6の20ページでご説明申し上げます。まず、2条の利益の処分方法及び積立金の取り崩しでございますが、従前におきましては1項で企業債の額に達するまで全額減債積立金に。2項で満額に達した場合、議会の議決を経て利益積立金及び建設改良積立金と致しておりましたけれども、改正後におきましては、1項で全て議会の議決を経て減債積立金、利益積立金、または建設改良積立金に積み立てることができるというふうにするものでございます。その上で2項の1号から3号におきましては、積立金の目的、目的以外の用途の制限、3項で組み入れ資本金の義務化が制度改正により改正されましたので、今回資本金組み入れを条例化で図りまして、4項で議会議決を経た場合での積立金の目的外用途について改正を致しております。次に3条2項でございますが、資本剰余処分につきまして制度改正によるみなし償却制度の廃止に伴う関係部分を削除致しまして、処分は欠損金の残額を埋めるため、資本剰余金を処分することが出来ると致しているところでございます。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございまして、経過措置と致しまして、この条例による改正後の内子町水道事業の剰余金の処分等に関する条例、第3条の規定につきましては、平成26年度の事業年度から適用致しまして、平成25年度以前の事業年度につきましては、従前の例によるものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第15号 内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第18 議案第16号 内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町公共事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、社会経済情勢の変化及び水道事業の新規整備に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第16号、内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。議案書につきましては、42ページ、それから説明資料と致しまして、資料6の21ページに記載しております。それぞれお聞き願ったらと思います。今回の改正につきましては、社会経済情勢の変化及び水道事業の新規整備に伴いまして、分担金率の改正を図るものでございます。

それでは説明資料6の21ページでご説明申し上げたらと思います。まず、一番上の別表4の災害復旧事業でございますが、農地災害復旧工事につきましては、補助残の50%から事業費の10%に。それから農道及び林道災害復旧工事につきましては、補助残の20%から事業費の5%に。農業用施設災害復旧事業につきましては、補助残の20%から事業費の7%に改正し、災害復旧を促進し国土保全及び農業振興を図るものと致しております。中段の記載の注記、注でございますが、注1におきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律にかかる災害復旧事業で、補助率が增高となった場合の分担金の取扱いを決めております。また、注3ですが、農地災害復旧事業費における事業費の取扱いを定めているところでございます。真ん中から下になりますが、次、上・下水道事業でございますが、注の3ということで一番下になりますけれども、水道施設の新規改良事業につきまして補助事業に伴う給水工事につきまして、全額個人負担とすることでございますが、その額は8万5,000円を限度と致しております。この改正によりまして、水道事業の新規整備を実施し、未普及地区の解消を図り、安心で安全な

水を供給したいと思っておるところでございます。この条例は、26年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第16号 内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） 午前中の審議はここまでとし、午後1時より再開します。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、山上税務課長から先ほどの宮岡議員の質問に対する答弁を行いたい旨、ありましたので、発言を許します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） 午前中の宮岡議員さんの、法人税増税の1年前倒し廃止に伴う影響する事業所数は町内でいくらか、というふうなご質問でございますが、法人税は国税でございますけれども、うちの方で把握できております数字は所得割のかかる法人事業所数について、105事業所でございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（下野安彦君） よろしいでしょうか。

日程第19 議案第17号 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第19 議案第17号 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例につきましては、平成26年度から内子町単独施設となるクリーンセンター等施設の安定的運営に資するため、本条例を制定するものでございます。内容は、環境政策室長に説明を致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

〔大森豊茂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（大森豊茂君） 議案第17号、内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。本基金条例は、3月末に内山衛生事務組合が解散することに伴いまして、平成26年度から内子町の単独施設となります一般廃棄物処理施設クリーンセンターとリサイクルセンターが該当します。これの災害や老朽化などによる施設の大規模改修、10数年後に迎えます施設解体等に必要となる財源を確保し、もって施設の安定的な運営に資することを目的と致しております。条例の制定にあたり地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容についてご説明致します。

議案資料の46ページをお開けいただいたらと思います。第1条で先ほど言いました設置の目的を謳っております。第2条では積立てする額を書いておりますが、一般会計歳入歳出予算で定める額と致しております。平成26年度におきましては、内山衛生事務組合から帰属されます財政調整基金3,006万5,000円を基に6月補正で対応していきたいと考えております。第3条からにつきましては、管理、運用益の処理、運用や庶務についてでございますので、ご覧いただいたらと思います。なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第17号 内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第20 議案第18号 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、社会経済情勢の変化から本条例の一部を改正するものでございます。その内容は、産業振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

〔久保産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（久保義雄君） 議案書の47ページ、説明資料につきましては22ページを開き願ったと思います。議案第18号、内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。先ほど午前中で公共事業分担金条例の改正を行いました。その中で水道施設の負担金の改正がございました。で、今回の県営事業の分担金につきましても来年度です、26年度から満穂地区を中心とした中山間総合整備事業を向こう8年にかけて事業を展開する予定としております。その中で満穂地区におきましては、この条例に載っておりますように飲雑用水施設を計画してございます。その中で満穂地区は、この県営事業でやる飲雑施設とあと上水道の拡張の事業、あるいは簡易水道施設で、3つの事業を取り組んで全体の満穂地区の水道施設を整備するものでございまして、言いましたように午前中の公共事業の分担金条例の中で一部、水道施設の負担金の改正がございましたので、地元負担金の調整を図るための条例の一部改正でございます。具体的な変更事項につきましては、説明資料の22ページを見ていただきたいと思います。上段で中山間地域総合整備事業の中の下の方で飲雑用水施設、右側が旧の条例でございませぬ。左側は新でございませぬ。飲雑用水施設は補助残の20を事業費の10%にとということで、新の下の方に注積がございませぬが、中山間総合整備事業のうち飲雑用水施設の分担金は1戸当たり最高限度を31万5,000円とするということで、これが先ほどありました午前中の水道施設の負担金と同じになるものでございませぬ。注の2つ目と致しまして、給水工事としては全額個人負担とするが、その額は8万5,000円を限度とするというような内容変更でございませぬ。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第18号 内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第21 議案第19号 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、産業振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

〔久保義雄産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（久保義雄君） お手元の資料50ページと説明資料の23ページをお開き願ったと思います。消費税法の一部を改正に伴いまして、村前地区にあります村前ふれあいセンター条例の使用料の一部を改正するものでございます。23ページの資料を見ていただいて、右側が旧の使用料金。左側が新の料金でございます。冷房の使用時と通常時とそれぞれに載せてございます。基本的には消費税の増税アップに伴う使用料の変更ということでご理解願ったと思います。簡単ですが、以上説明に代えさせていただいたと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第19号 内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決すること、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 五十崎特産センター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第22 議案第20号 五十崎特産センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 五十崎特産センター条例の一部改正につきましては、五十崎特産センターをより適正に利用また管理するため、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、産業振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

〔久保義雄産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（久保義雄君） お手元の資料53ページと説明資料の24ページをお開き願ったと思います。五十崎特産センター条例の一部を改正する条例、議案第20号でございます。具体的な説明につきましては、説明資料の24ページをお開き願ったと思います。五十崎特産センター、合併以来ですね、有限会社しあわせの黄色いハンカチに指定管理という形で施設の利用をしてもらっております。その黄色いハンカチの裏側に農産物の加工場がございます。その中の施設の使用料金の改正でございます。右側に旧の料金、左側に新の料金ということで、基本的にはそれぞれ施設の料金を定めてございますが、合併以来、料金の改定がございませんでした。その間、特に光熱水費、電気料金、基本的にガス料金、この2つ。特にガス料金につきましては、さうとう上がっております。当初のままの旧の料金で運用しておったわけなんです、その間、施設自体もさうとう古くなっておりますので、修繕費等もかさんでございます。指定管理の中で施設の修繕等につきましては、30万以下のものについては、しあわせの黄色いハンカチで主体的に修繕をしていただいておりますが、その辺の施設の老朽化に伴う施設の修繕費、先ほど言いました光熱水費等の料金が上がっておりますので、旧来の使用料金でやっていけないということでございますので、それぞれクッキー焼き、餅つき、味噌、それぞれの使用料金、半日につき、あるいは1うすにつき、1セイロにつきの料金を改定するものでございます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第20号 五十崎特産センター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 内子町農村交流施設条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第23 議案第21号 内子町農村交流施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町農村交流施設条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、産業振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保産業振興課長。

〔久保義雄産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（久保義雄君） お手元の資料54ページと説明資料の25ページをお開き願ったと思います。議案第21号、内子町農村交流施設条例の一部改正についてということでございまして、農村交流施設、小田地区の上川と立石地区にございます。具体的な説明につきましては、説明資料の25ページをお開き願ったと思います。この提案理由につきましても町長が説明されたとおりでございまして、消費税法の一部改正に伴う施設利用料金の改正でございまして、上川の施設、立石の施設、基本的には料金は同一に設定してございまして、右側が旧の料金でございまして、左側が新の料金でございまして、年間にですね、それぞれ上川、立石それぞれ地域の中のグループ等で1、2回の会合で施設料金をもらっておるといような状況でございまして、利用料金につきましてはご一読願ったと思います。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第21号 内子町農村交流施設条例の一部改正についての採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決すること、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員起立]

- 議長（下野安彦君） 起立、多数であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 内子町森の里研修センター条例の一部改正について

- 議長（下野安彦君） 「日程第24 議案第22号 内子町森の里研修センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

- 町長（稲本隆壽君） 議長。
○議長（下野安彦君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

- 町長（稲本隆壽君） 内子町森の里研修センター条例の一部改正につきましては、消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、小田支所長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

- 小田支所長（土居好弘君） 議長。
○議長（下野安彦君） 土居小田支所長。

[土居好弘小田支所長登壇]

- 小田支所長（土居好弘君） 議案書56ページ、説明資料26ページをご覧ください。議案第22号、内子町森の里研修センター条例の一部改正についてをご説明申し上げます。消費税の一部改正をする等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

26ページをご覧ください。右側が旧、左側が新の条例でございますが、条例の使用料につきまして、消費税の3%分を加算しているものでございます。それだけの条例改正でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

[「なし。」の声あり]

- 議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。

[「なし。」の声あり]

- 議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第22号 内子町森の里研修センター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり。」、「異議なし。」の声あり]

- 議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。
本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員起立]

- 議長（下野安彦君） 起立、多数であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 内子町林業センター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第25 議案第23号 内子町林業センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町林業センター条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、小田支所長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○小田支所長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居小田支所長。

〔土居好弘小田支所長登壇〕

○小田支所長（土居好弘君） 議案書58ページ、説明資料27ページをお開け下さい。議案第23号、内子町林業センター条例の一部改正についてでございます。この条例につきましても消費税の一部を改正する等の法律の施行に伴います、本条例の一部改正でございます。内容は、27ページになります。使用料につきまして、新条例で3%分だけを加算させていただいておりますので、ご審議下さいましてご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第23号 内子町林業センター条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 内子町小田深山観光施設条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第26 議案第24号 内子町小田深山観光施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町小田深山観光施設条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、小田支所長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○小田支所長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居小田支所長。

〔土居好弘小田支所長登壇〕

○小田支所長（土居好弘君） 議案書60ページ、説明資料28、29ページをお開き下さい。議案第24号、内子町小田深山観光施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例も消費税の一部を改正する等の法律の施行に伴います本条例の改正であります。一部それに加えた改正も行っておりますので、説明資料の方で説明を致します。

28ページ、一番最初、スキー場がありますが、スキー場のすぐ横、「入場料」と書いてあります。入場料の説明の中に軽自動車、マイクロバス、大型バスというふうに説明がありますので、これは「駐車料」でありますので、新条例でこの「入場料」を「駐車料」というふうに語句の改正を行っております。

29ページ、真ん中どころに深山荘があります。深山荘は「宿泊料」と「休憩料」に分かれておりますけれども、休憩料、旧の方で大人広間「320円、3時間以内」、個室「530円、3時間以内」、小学生広間「160円」、個室「270円」というふうになっておりまして、非常に安価で運営がしにくいということが指定管理者の方から今回申し出がありました。その結果、検討を加えて左のように改正をお願いしておるところであります。休憩料の大人個室「650円、2時間以内」、個室「1,090円、2時間以内」、小学生「330円、2時間以内」、個室「550円、2時間以内」というふうに改定をさせていただいているところでございます。その他それぞれの料金等につきましては、消費税の3%分だけを加算させていただいている改定でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 深山荘の休憩料の改正について質問を致します。今まで3時間という時間の設定じゃったんが2時間に。指定管理者の運営上、改正をしたいということなんですが、今まで通り2時間59分休息に利用した場合は4時間分の料金を納めるようになるのか。そこをちょっと質問したいと思います。

○小田支所長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居小田支所長。

○小田支所長（土居好弘君） これが条例で基本にはなります。この基準の金額をもとにですね、時間ごとに計算をし、この規定にない部分につきましては、指定管理者と私どもの方で調整をして決定をするということになっておりますので、基本的には1時間単価を求めて決定するという

形になろうかというふうに思っております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第24号 内子町小田深山観光施設条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第27 議案第25号 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正につきましては、中小企業融資審査会の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は町並・地域振興課長に説明を致させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） それでは、議案第25号、内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について説明をさせていただきます。議案書64ページ、説明資料は30ページをお開き下さい。内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正についてでございますけれども、提案理由と致しましては、この条例は内子町内中小企業の金融難を緩和し、その育成振興を図るため制定されたものでございますが、融資資金を必要とする企業の皆様にできるだけ早く資金をお届けするため、内子町中小企業融資審査会を廃止し、あわせて円滑な制度運用を図るため、当条例の一部を改正するものでございます。改正する内容につきましては、説明資料の30ページで説明をさせていただきます。まず、内子町中小企業振興資金融資条例の新旧対照表でございま

すけれども、目次中、「第17条」を「第15条」に。「第18条から第23条」を「第16条から第21条」に改めます。次に第1条でございますが、条例の形式に合わせるとともに趣旨を明確にするため、次のように改めます。「第1条、この条例は内子町内中小企業の金融難を緩和し、その育成振興を図るため、内子町中小企業振興資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする」

次の31ページでございますけれども、第10条、「審査会の設置」については削ります。第11条については、より内容を明確にするため次のように改めます。第1号、「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業を営んでいる個人又は法人」に改め、第11条第2号中「による組合」を「第3条に定める中小企業等協同組合」に改め、同条を第10条とします。次に、「第12条」を「第11条」とし、「第13条」を「第12条」とします。また、第14条中、「審査会において」を「町長が」に改め、同条を「第13条」と致します。第15条第2号を次のように改め、同条を「第14条」とします。第2号、「保証人及び担保物件については協会の定めるところとする。」また、第15条第3項を削ります。また第16条も削ります。第17条第1項中、「審査会の審査に基づき融資の仮決定を行い」を「前条の規定による融資の申し込みを受けたときは、金融機関とともに速やかに審査し、仮決定後」に改め同条を第15条とします。

また、次の32ページでございますが、第3章中第18条を第16条とし、第19条から第23条までを2条ずつ繰り上げます。また、一番下の表でございますけれども、内子町中小企業融資審査会の廃止に伴いまして内子町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が生じております。別表中、中小企業融資審査会の会長の項及び中小企業融資審査会委員の項を削ります。条例の施行につきましては、平成26年4月1日からとさせていただきます。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第25号 内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第28 議案第26号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正につきましては、施設の適正な運営を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議案第26号、内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について説明をさせていただきます。議案書67ページ、説明資料33ページをお開き下さい。提案理由と致しましては、この条例では地域づくり運動の展開を図るため、大瀬の米蔵や大瀬の館が設置されておりますけれども、これらの施設は指定管理者により指定管理が行われているところでありますけれども、現在の条例では各施設の使用料金が固定化されていることからこれを改め、指定管理者がより柔軟で適正な運営を図るため、当条例の一部を改正するものでございます。改正する内容につきましては、説明資料の33ページで説明をさせていただきます。新旧対照表でございますが、右側が旧でございますけれども、使用料金が固定化をされております。この使用料金に一定の枠を設け、加減については現在の使用料金に0.5を乗じ、上限については現在の使用料金に1.5を乗じたものに改正するものでございます。具体的に申し上げますと、例えば一番下の表の大瀬の館の宿泊料金でございますが、成人の方が一人で宿泊する場合は4,000円と定められておりますけれども、改正により2,000円から6,000円とし、指定管理者が経営状況等を勘案しながら、町長の承認を得て料金の設定ができるように改正するものでございます。なお、この表の他の料金についても同じ考え方で、それぞれの利用料金に枠を設けております。お目通しをお願い申し上げます。なお、この条例は平成26年4月1日からの施行としております。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 私、地元でありながらどういう関係でこういうふうな幅の広い設定になったのか。これ例えば宿泊については2,000円から6,000円ということで、誰がこの人は3,000円ですとか。この時期は、という話になるのかもしれませんが。冬場だったら電気代、エアコン。夏場も電気代、エアコン多少いるのかもしれませんが。ということで、どのような基準でこの利用料を判断されていくのか。その辺、ちょっとお伺いしとっただけだと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） ただ今のご質問でございますけれども、先ほどご説明したようにですね、一定の枠を設けて指定管理者がその料金の中で料金を設定してですね、お客

様から料金をいただくということでございます。ですのでですね、その用途によってですね、いくらくらいというふうにはですね、変えるものではございません。現在ですね、先ほど現在の料金が成人ですと4,000円ということになっております。これはこの料金の枠からですね、現在の料金からは外れてはいないという状態になっておるんですけども、先ほど言いましたように柔軟な運営をしていただくということで例えば石畳とかですね、他の施設でも一定の枠を設けて、その中で指定管理者が料金を決定をして、それで現在動いております。ですので、その従来の姿にするということでございますので、ご理解をよろしくお願い致します。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 例えばですけど、成留屋まちづくりのこの条例が、管理している指定管理者の方からよそに情報発信する時にですよ、例えば宿泊は2,000円ないし、6,000円ですよというふうな料金の情報公開ができるのか。果たしてその辺、時期的に料金変更をするのなら、指定管理者から例えば冬季、夏季、電気代が多少余分にいる時には4,500円と。この表示の仕方にした時に、例えばお客で来る者にしてみたら大変判断がしにくい、果たしていくらいるんですかと。これ2,000円から6,000円になっておりますけど、私80くらいですけどいくらですかとか。成人ですけどいくらですかとか。いうふうな事をですね、どのような形で管理者が判断していくのか。地元のそれぞれの、本当にほとんどがボランティアに近い形で維持管理運営をしておる中でですね、組織には会長もおりますし、副会長もおりますけど、判断が大変しづらいんじゃないかと思うんですが、石畳もこういう形をとっておるということだったらどういうふうな形でやられておるのか。お聞かせいただいとっただと思えます。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） ちょっと誤解をされているのではないかと思うんですけども、あくまでですね、行政、条例上はですね、その枠を設けましたらですね、指定管理者が定めますよということです。ですから条例を見られてもですね、枠が載っておるだけで実際の料金というのはですね、ホームページなりお問い合わせをして、料金の確認をして、その料金を払っていただくということになります。ですので、その決定をされるのはあくまでも指定管理者がですね、4,000円にする、あるいは4,500円にするというのは指定管理者が判断をされて、町長に申し出てもらって、例えばこの3年間はこの料金でいきますよとか、それは運営状況とか指定管理者の状況というのがありますので、みんなで協議をされた中で決定したもので運営をしていただくということでございます。以上でございます。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 最初からそのように、例えばこういうふうに幅をとっておけば条例変更を度々しなくていいということでしょう。ですよ。例えば幅をとってなくて、今、旧のように4,000円としておったら、例えば上がった時に4,500になったらおのずと条例変更をしないとイケない。使用料が違うから。例えば2,000から6,000にしておったら5,000円になっても条例変更の必要はないと。そういう説明をしていただいたら最初から。誰が聞

いても分かるんじゃないかなと思いますんで、今後そういう説明の仕方に十分心がけていただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） 要りますか。

○12番（山崎正史君） 要りません。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第26号 内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 内子町護国駐車場条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第29 議案第27号 内子町護国駐車場条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町護国駐車場条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議案第27号、内子町護国駐車場条例の一部改正について説明をさせていただきます。議案書69ページ、説明資料は34ページをお開き下さい。提案理由と致しまして消費税率の改正に伴いますものと併せて、内子町護国駐車場をご利用いただく方の利便性の向上と適正な運用を図るため、当条例の一部を改正するものでございます。改正する内容につきましては、説明資料の34ページで説明をさせていただきます。今回の消費税率の改正にあたりましては、10円未満切り捨てと致しております。護国駐車場の大型の一般駐車使用料は3時間まで1,000円、1時間増すごとに300円でしたけれども、追加料金をなくし、日額1,020円に。また小型については3時間まで300円、1時間増すごとに100円

でしたけれども、同様に追加料金をなくし、日額300円に改定したいと思います。小型の料金につきましては、10円未満切り捨てでございますので、結果的に据え置きとなっております。また、消費税率の改正に伴い、小型の護国団地入居者の定額駐車使用料及び回数駐車券についても改正を致しております。お目通しをお願いを致します。なお、この条例は平成26年4月1日からの施行としております。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 一点だけ、この日額というのは例えばこれから内子町も滞在型の観光を求めるとすればですね、駐車場に1泊するというふうなことがあった場合には、例えば昼入って昼に出るから2日分という考え方で2日分いるという考え方。それとも24時間だから1日分になるのか。その辺をちょっとお聞かせいただいとつたらと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 一応2日ということですね、2日分の料金をいただくように致します。

○議長（下野安彦君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第27号 内子町護国駐車場条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 内子町五十崎風博物館条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第30 議案第28号 内子町五十崎風博物館条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 内子町五十崎凧博物館条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

[小野植正久町並・地域振興課長登壇]

○町並・地域振興課長（小野植正久君） それでは、議案第28号、内子町五十崎凧博物館条例の一部改正について説明させていただきます。議案書71ページ、説明資料は35ページをお開き下さい。提案理由と致しましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行及び円滑な管理運営を図るため、内子町五十崎凧博物館条例の一部を改正するものでございます。改正する内容につきましては、説明資料の35ページで説明をさせていただきます。現在の研修創作室等の施設使用料はそれぞれ時間区分によって定められておりますけれども、消費税率の改正により左の表のようになります。また冷房使用の場合は料金の5割増しで暖房使用の場合は料金の3割増しとしておりますけれども、料金改定により使用料金が円単位になることから円滑な事務及び管理運営上、その額に10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額としたいと思っております。なお、五十崎凧博物館の入館料につきましては一般の場合300円、児童生徒150円と定められておりますけれども、これら入館料については変更はございません。なお、この条例は平成26年4月1日より施行としております。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） ちょっと確認なんですけれども、この備考の3にですね、旅行者のあっせんによる入館者の施設使用料は割引をすることができるとありますが、この割引率とかそういうものは決まっておるのでしょうか。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） この条例にはですね、たしかにこういうふうに記載はされておるんですけれども、近年この事例がございません。これにつきましては割引ということでございますので、町長協議等によりですね、決定していくというふうに思っております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑ありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[「なし。」の声あり]

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第28号 内子町五十崎凧博物館条例の一部改正について」の採決に入ります。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第31 議案第29号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議案第29号、内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について説明をさせていただきます。議案書73ページ、説明資料は36ページをお開き下さい。提案理由と致しましては、消費税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、当条例の一部を改正するものでございます。改正する内容につきましてでございますが、例えば施設の使用料で見えますと営利的な利用でございますと、4時間以内3,150円、8時間以内5,250円、24時間以内10,500円でございますが、消費税率の改正によりそれぞれ3,240円、5,400円、10,800円となります。また、旧のこの表の下に消費税別途との記載がございますけれども、料金には消費税は含んでおりますので、この文言を削りたいと思います。同じようにその他の料金につきましても、改定致しておりますので、お目通しをお願いを致します。なお、この条例は平成26年4月1日より施行としております。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 先ほど大瀬の館と言いますか、使用料・宿泊料、それで石畳の宿等も幅を持った条例の金額にしてある。今回は、消費税アップの分だけ、また固定の金額にした。先ほど質問した時に幅を持たせたら条例改正をする必要はないというふうなことで納得をしましたが、そしたら今回のこれは幅を持っていないことは納得できない。さっきは、幅を持ったから条例改正の必要がないから幅を持たせる。そしたら、今回は固定金額になっている。全く料金改正に統一感がない。これはどういうことからそういう判断をされて料金を決定しているのか。その辺分かりやすく説明をいただきたいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 石畳の宿あるいは、大瀬の館もそうなんですけども、指定管理者としてですね、指定管理者に円滑な運営ある程度自由度のある運営ということで、先ほどのような幅を持たせた料金設定にしておりますけれども、当高橋邸につきましてはですね、町の直営施設でございますので、当然条例で金額を決めていないといけませんので、今回のような消費税の改正に伴う料金を定めているということでございます。よろしく願いを致します。

○議長（下野安彦君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第29号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第30号 内子町ビジターセンター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第32 議案第30号 内子町ビジターセンター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町ビジターセンター条例の一部改正につきましては、消費税法の一

部を改正する等の法律の施行により、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議案第30号、内子町ビジターセンター条例の一部改正について説明をさせていただきます。議案書75ページ、説明資料は37ページをお開き下さい。提案理由と致しましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。改正する内容につきましては、説明資料37ページで説明をさせていただきます。内子町ビジターセンター条例の新旧対照表でございますけれども、施設で特別に企画をし、展示するものを観覧する場合の観覧料が別表第1となっております。小学生及び中学生が一人1回につき「500円」、高校生が「1,000円」でございましたが、消費税率の改正によりましてそれぞれ「510円」、「1,020円」となります。また、施設利用による利用料を別表第2に定めておりますけれども、開館時間内が「1,000円」、開館時間外が1時間「500円」でしたが、消費税率の改正によりそれぞれ「1,020円」、「510円」となります。なお、この条例は平成26年4月1日から施行としております。以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） ちょっと確認というか、お聞きをするんですけども、今まで消費税がらみで料金アップというのは理解できるんですが、今回もそういったことでのアップということなんですが、これ見ますと小学生、中学生、高校生ということによって子どもさん方が使われるための料金だと思うんです。消費税が上がったからといって別に上げなくてもいいんだらうと思うんですが、どうしても上げざるを得ないということでしょうか。ちょっと再確認したいと思います。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） やはり統一性というのもございますし、やはり一番最初に出てございましたけれども、いろんな電気とかそういうものが上がって参りますので、利用者の方にはですね、ご負担をいただくということで上げさせていただいております。ただそんなにはですね、特別にそこでお金を取るというような事例はですね、本当に締め切ったような形で、チケットを販売をしてというようなスタイルですので、一般的にはそんなには出てこないかなというふうには思っております。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第30号 内子町ビジターセンター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第31号 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第33 議案第31号 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

〔小野植正久町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（小野植正久君） それでは、議案第31号、内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございまして、説明資料の38ページでございますけれども、右側、旧でございますけれども、設置の使用料でございますけれども、4時間以内が「1,000円」、8時間以内が「2,000円」でございますけれども、消費税率の改正によりまして、それぞれ「1,020円」、「2,050円」となります。なお、この条例は平成26年4月1日より施行としております。以上で内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第31号 内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩します。午後2時20分から再開します。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第34 議案第32号 内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例について

日程第35 議案第33号 内子町立学校施設の開放に関する条例の制定について

日程第36 議案第34号 内子町社会体育施設条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第34 議案第32号 内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例について」「日程第35 議案第33号 内子町立学校施設の開放に関する条例の制定について」「日程第36 議案第34号 内子町社会体育施設条例の制定について」以上の3議案は関連もありますので、この際一括して議題とします。

各提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） ただ今、一括提案しております条例の廃止及び制定等につきましては、小学校の統廃合により廃校となる施設の屋内運動場等を、社会体育施設として活用するため、条例の廃止、制定を行うものでございます。内容は、自治学習課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長

〔井上淳一自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（井上淳一君） 議案第32号、内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例、議案第33号、内子町立学校施設の開放に関する条例の制定、議案第34号、内子町社会体育施設条例の制定についてご説明申し上げます。この3議案、今年の3月末をもって御祓、参川、及び田渡の小学校が廃止することに伴い、学校施設でありました屋内体育館及び屋外運動場を社会体育施設とするために、関係条例の廃止及び制定が必要となったものでございます。関連もありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案書79ページ、議案第32号についてご説明申し上げます。先ほども申し上げましたように、3つの小学校の廃校に伴い、廃校となる施設の屋内運動場、体育館を社会体育施設とするため、関係条例を廃止するため、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

80ページをお開き下さい。その関係する条例と言いますのが、ここに上げております内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例、2本目の内子町立五十崎小学校等夜間照明施設の使用料徴収に関する条例。3本目の内子町立参川小学校等夜間照明設置及び管理運営に関する条例でございます。附則としまして、平成26年4月1日より施行するもので、その経過措置を入れております。

次に81ページ、議案33号、内子町立学校施設の開放に関する条例の制定についてでございます。提案理由と致しまして、先ほど申し上げました3つの小学校の廃校に伴い、後からご説明申し上げますけれど、社会体育施設の条例を制定するため、学校施設を開放するため、本条例を制定するもので、地方自治法の第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

制定する条例の内容につきましては、82ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。第1条として、3つの法律の規定に基づきまして、生涯学習の振興及びその他公共の目的に関して、学校教育の支障のない範囲で使用することができるということを定めております。第2条で教育委員会及び学校長の責任を。第3条で学校施設で開放できる施設は屋外運動場、グラウンド、及び屋内運動場、体育館であることを記述し、第4条で休日のことを、第5条で使用時間平日は午後7時から10時まで、土曜、日曜、祝日等の学校が休みの場合は午前8時30分から午後10時までとすることなどを記述しております。第9条では使用の許可及び制限、取消し等を。第11条で使用料のこととなっております。具体的な使用料につきましては、85ページ、別表に掲載をさしていただいておりますので、お目通しをいただいたらと思います。

次に前のページ、84ページの方におかえりいただいたらと思います。第12条で使用料の減免、現状回復の義務、損害賠償の義務関係を。第16条で委任として、この条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が規則で定める事を記述していただいております。最後に附則としてこの条例は平成26年4月1日から施行するというようにしております。

次に86ページをお開き下さい。議案第34号、内子町社会体育施設条例の制定についてでございますが、提案理由と致しましては、これも3つの小学校の廃校に伴い本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。制定する条例の内容につきましては、次のページの87ページをご覧ください。第1

条として社会体育の振興を図るために定めることとして、第2条で該当する施設の名称及び位置を。具体的に申しますと89ページ、別表第1に上げておる施設となっております。なお、屋外夜間体育照明施設の中には小・中学校の施設も入っておりますが、屋内運動場には入っておりません。これは先ほど申し上げました内子町立学校施設の開放に関する条例の所の開放出来る施設という所に定めておりますので、ここではあげておりませんので、お願い申し上げます。

元におかえりいただいて、87ページですが、第3条で使用許可や制限、使用目的の変更、権利の譲渡の禁止、使用許可の取消し等を。第7条で使用料のことをあげております。それぞれの施設の使用料は90ページ、別表第2にあげておりますので、お目通しをいただいたらと思います。

次に88ページにおかえりいただいて、第8条から使用料の減免、現状回復の義務、損害賠償等を。第13条で委任として、この条例の施行に関しては必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。最後に附則としてこの条例は平成26年4月1日から施行することとしております。以上、簡単ですけど、議案第32号及び議案第33号、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 一点だけお伺いしとつたらと思うんですが、今までも小学校、中学校の屋内体育館、屋外運動場それぞれ地域のスポーツ振興のために、関係書類を提出しながら使用許可を受けてきたわけですが、今回の制定するまでそういう条例っていうのはなかったんでしょうか。勉強不足でちょっと。新たにこれは新規にこの2つの条例をつくるということで理解でよろしいんでしょうか。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長

○自治・学習課長（井上淳一君） 今までにつきましては、先ほど廃止しました3つの条例等で手続き、今、山崎議員が言われましたような手続き等をやらしていただいております。その条例は、廃止して今回新たに学校関係の施設と社会体育施設、2つの条例を制定させていただいたことをご理解いただいたらと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 確認をさせていただいたらと思うんですが、各施設の使用料の関係ですが、85ページの使用料、また90ページの使用料というのは、新消費税込みの使用料という把握でよろしいんでしょうか。確認をさせていただきます。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長

○自治・学習課長（井上淳一君） 消費税につきましては、私どもの所管してまます施設につきましては、総合計画の中で3つの戦略を掲げて、一つの中に町民の自治力を強化するというと

ころを掲げ、地域自治力強化プロジェクトを掲げて地域コミュニティですとか自治会制度、地域づくり頑張って下さいよというところを推進しております。そういったところで過疎化・高齢化でなかなかそういう施設を利用されないとかいうのが、あと補正予算ですとか当初予算等でご説明申し上げますけど、年々少なくなってきました。そういったところも見計らいながら、やっぱり地域コミュニティを大切にするには、教育施設ですとか体育施設を利用してもらうことが一番重要ではないかということで、今回消費税のアップについては、見送らさしていただいて従来通りの使用料を提案させていただいております。ご理解いただいたらと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、一括議題としております。議案第32号、議案第33号及び議案第34号の3議案を一括して採決します。

これらの議案をいずれも、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、議案第33号及び議案第34号の3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第35号 内子町小田高校生徒を收容する寄宿舎施設条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第37 議案第35号 内子町小田高校生徒を收容する寄宿舎施設条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町小田高校生徒を收容する寄宿舎施設条例の一部改正につきましては、消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容は、学校教育課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い致します。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） 議案第35号、内子町小田高校生徒を收容する寄宿舎施設条例の一部改正についてご説明致します。91ページ、92ページと説明資料の39ページをお開き

下さい。第10条は寮費の条文となっております。第4条の規定に基づく業務の経費に充てるための寮費は、一カ月当たり個室にあっては現在2万6,000円ですが、2万6,700円。相部屋にあっては2万4,100円とするものでございます。この相部屋というのが平成26年度から寮生が増えまして、相部屋が必要となるような予定でございますので、今回提案するものでございます。この寮費に相当するものは給食費が主なものでございます。ということで個室と相部屋とあまり差がないというような提案になります。以上、ご審議いただきますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） ただ今の説明で、今の部屋の使用料はほとんど学生の食費にあたるものだという説明だったんですが、以前にも質問をしたことがあったんですが、現在の寮生のこの料金での食事対応、月曜から金曜日までなのか、そこの内訳をちょっと教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山課長。

○学校教育課長（片山哲也君） この寮費というのは食費だけという意味ではございません。それとしたい年間をトータルしてですね、休みもありますから、夏休みとかそういったものもありますから、トータルしていただきたい2万5,000円前後だと思えます。その中でこの寮費というのは決定をしてるわけです。それ以外に舎監手当とか管理費がかかります。そういったことで繰入金が必要になってきます。小田高校は学校の生徒を募集することを推進しておりますから、そういった形で町もそこに負担をしているという状況でございます。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 私が質問したのは、食事対応がどうなっておるのか質問をしたんで。その点を教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） その今の食事というのは、月曜日から金曜日までということの対応。5日間でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田議員。

○14番（中田厚寛君） 相部屋にあっては2万4,100円となっているんですけども、相部屋についていうことは、個室にあったものを大小手心を加えられた部屋になっておるんですか。相部屋として利用できるように。個室のままの分を勝手に入りなさいよという意味ですか。そこらへんちょっとご説明いただいたらと思えます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 改良をしなければいけない部屋もありますが、基本的には今の部屋を使用するという状況でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第35号 内子町小田高校生徒を収容する寄宿舍施設条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。」、「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第36号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第38 議案第36号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。内容は、総務課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それではご説明を致します。議案書93ページでございます。内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定でございますが、伝建地区における内子町の伝統工芸の販売PR等を通じて、観光の魅力を伝えながら同時に商品の開発等を手掛けていこうという施設でございますが、1月の24日まで公募を致しましたが、他に応募団体が無く、2月7日に指定管理者選定委員会を開催致しまして、その答申を受けた中でここに議案書に記載の通り、指定管理者として指定をしようというものでございます。指定の内容でございますが、1、指定

管理を委託する施設の名称及び所在地でございますが、名称、内子町伝統工芸等振興拠点施設。所在地、内子町内子2899番地2。2番として指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、内子町内子761番地、名称が内子手しごとの会、代表が山本勝美氏でございます。参考までに現在の会員は25名、申請時の会員25名ということでございます。3番目で指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第36号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第37号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第39 議案第37号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、清正ひろばの指定管理者の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。内容は総務課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

〔西澤美男総務課長登壇〕

○総務課長（西澤美男君） それではご説明をさせていただきます。内子町清正ひろばの指定管理者の指定でございますが、平成25年11月26日開催の指定管理者選定委員会で否公募との答申を受け、平成26年2月7日開催の選定委員会におきまして、申請書の提出のありました団体につき、議案書記載のとおり指定管理者として指定することにつき議会の議決を求めるものでございます。指定の内容でございますが、1として指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称が内子町清正ひろば。所在地の方、内子町内子2773番地でござ

います。指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、内子町城廻225番地、名称の方が内子町八日市護国地区町並保存会。代表が参考までに会員89名で代表が丸山のぼる氏でございます。なお、今回までは八日市まちづくり協議会として指定管理運営をしておりましたが、会員並びに活動内容や目的等が重複をしているということで、以前から内部で一本化が進められておりましたが、その協議が整い、今回は八日市護国地区町並保存会として活動することとなり、保存会として指定管理を申請したものでございます。3番目に指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。よろしくご審議の上、ご決定の程、お願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第37号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第38号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第40 議案第38号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明を致します。平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,614万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,886万6,000円にするものでございます。歳入における主なものは、地方交付税4,231万円の追加。分担金及び負担金1,004万2,000円の減額。国庫支出金3,313万7,000円の減額。県支出金9,066万2,000円の減額。繰越金として2億1,037万3,000円の追加。町債では、臨時財政対策債など3億938万9,000円減額致しました。歳出における主なものは、総務費で選挙費の執行に伴い、818万6,000円の減額。民生費、児童福祉費で児童手当・保育所費など4,893万7,000円の減額。農林水産業費、林業費では鳥獣被害防止緊急補獲対策事業などの各種補助金等で2,273万5,000円の減額。土木費では道路橋梁新設改良費の社会資本整備総合交付金事業費などで2,952万2,000円

の減額。同じく河川費のがけ崩れ防災事業費で2,471万7,000円の減額。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費6,707万2,000円の減額。その他各款に渡り事業変更、補正予算の見込等により減額補正等をしたものでございます。なお、公共施設整備基金への積み立て等も入れておる所でございます。内容は、副町長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

〔稲田繁副町長登壇〕

○副町長（稲田繁君） 議案書2の1ページをお開き下さい。平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,614万3,000円を減額致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億4,886万6,000円と致します。

9ページをお開き下さい。9ページ、繰越明許費でございます。主なものだけご説明を致します。6款1項の農業振興費でございますが、778万5,000円。これは小田地区にありますピーマン選果場の補助金でございます。農地費、農業体質強化基盤整備促進事業費5,914万の繰越でございます。6款2項の林業費。主に林道の整備でございます。育成林整備事業費が1,336万4,000円。山のみち事業にかかる分が1億5,212万7,000円。これは笹ヶ峠線等の路線でございます。道交にかかる整備の事業費が9,558万1,000円。これ合計致しまして、2億6,107万2,000円の繰越でございます。8款2項の道路橋梁費でございます。これは町道でございます。町道立山線、他3路線、1億37万3,000円の繰越でございます。4項の都市計画費、内子運動公園費でございますが、これは送水管の布設替えを行っております。1,008万円の繰越です。9款1項の消防費、広域消防費でございますが、9,653万2,000円の繰越です。これはデジタル無線の負担金でございます。11款1項の農業施設災害復旧費5,934万6,000円。林業施設災害復旧費721万円。2項の公共土木施設災害復旧費でございますが、現年災の町単の部分、補助の部分合わせまして4,351万4,000円の繰越でございます。

11ページをお開き下さい。地方債の補正です。辺地対策事業債440万減額致しまして、3,980万でございます。これは主に林道整備等にかかる起債でございます。過疎対策事業債1,450万減額致しまして、3億7,950万でございます。これは町道、林道の整備、それから五城保育所の整備にかかる起債でございます。

次のページをお開き下さい。臨時財政対策債でございます。2億9,048万9,000円減額致しまして、1億899万6,000円でございます。

15ページをお開き下さい。歳入でございます。8款1項1目の地方交付税4,231万円補正を致しまして、51億7,856万でございます。普通交付税でございます。10款1項7目の災害復旧費分担金774万2,000円の減額でございますが、これは補助対象外となって減額をするものでございます。16ページ、17ページいずれも事業の確定等によります負担金、使用料、手数料、国庫負担金、国庫補助金等の補正でございます。お目通しを下さい。

18ページ、国庫委託金の続きでございます。国庫補助金、国庫委託金、県負担金でございま

すが、いずれも事業の確定等による増減でございます。お目通しを下さい。

20ページをお開き下さい。13款2項の県補助金でございます。6目の土木費県補助金1,566万6,000円の減額でございますが、主なものは2節の河川及び防災費県補助金、1,446万6,000円の減額ですが、がけ崩れ防災事業費補助金、これは事業箇所が1箇所減となったために減額となるものでございます。一番下の段、9目の災害復旧費県補助金3,950万6,000円の減額でございますが、これは補助対象外になったということで補助金が減額されております。21ページにつきましてはお目通しを下さい。

22ページでございます。14款2項1目の不動産売払収入、1,334万8,000円の補正ですが、麓団地が1件、売却できました。それから内子の畑中地区にあります町有地を売却致しました。合わせまして1,334万8,000円の増額でございます。15款1項2目の指定寄附金でございます。一般管理寄附金となっておりますが、ふるさと納税でございます。今回106万3,000円補正を致しておりますが、25年度トータルでは32件406万3,000円のふるさと納税の寄附をいただいております。23ページはお目通しを下さい。

24ページ、町債等の補正でございます。総務債、臨時財政対策債でございますが、2億9,048万9,000円の減額でございます。

25ページからは歳出です。25ページ、2款1項1目の一般管理費9,558万円の増額です。主なものは3節の職員手当でございます。その中の退職手当1億2,152万5,000円の増額でございます。平成25年度中に定年による者4名、早期退職による者3名、年度途中で2名、合計9名が退職をしております。その職員の退職手当でございます。26ページ、27ページ、総務管理費、徴税費でございますが、いずれも事業等の確定による増減でございます。お目通しを下さい。

28ページ、戸籍住民登録費、選挙費、監査委員費、社会福祉費でございますが、いずれも事業等の確定による増減でございます。お目通しを下さい。

30ページ、社会福祉費、31ページ、児童福祉費でございますが、いずれも事業等の確定、補助金の確定によるものでございます。お目通しを下さい。32ページ、児童福祉費、保健衛生費でございますが、お目通しを下さい。

33ページの4款1項4目の環境衛生費でございます。1,884万8,000円の減額ですが、主なものは19節の負担金、補助及び交付金でございます。補助金が1,558万7,000円の減額となっております。主なものは、合併処理浄化槽の設置補助が1,041万8,000円の減額。太陽光パネル設置補助、バイオマス機器補助、合わせまして260万の減額でございます。こういったものが主なものでございます。

34ページをお開き下さい。4款2項1目の塵芥処理費332万9,000円でございますが、負担金補助及び交付金、内山衛生事務組合の負担金332万9,000円となっておりますが、これは交付税算入にかかる分の繰入でございます。内山衛生組合の繰入でございます。

35ページ、農業費ですが、いずれも事業の確定によるものでございます。お目通しを下さい。

36ページでございます。6款1項8目の県営中山間地域総合整備事業費、430万8,000円の補正ですが、主なものは19節の負担金補助及び交付金、中山間地域総合農地防災事業負担金ということでこれは、滝の奥の池整備事業にかかる負担金でございます。が中心でございま

す。

次のページ、6款2項2目の林業振興費2,046万7,000円の減額補正ですが、主なものは19節の負担金、補助及び交付金ですが、補助金1,731万1,000円の減額です。森林そ生緊急対策事業費補助が233万5,000円の減額。町産材木造住宅建築促進補助250万の減額。700万予算を組んでおりましたので、450万が補助金ということで、250万減額致しております。鳥獣被害防止総合対策事業補助920万7,000円の減額でございます。そういったものが主なものでございます。それからその下の欄、償還金、利子及び割引料、392万3,000円の減額でございますが、地域バイオマス利活用交付金返還ということで、これは堀川建設がペレット製造機を導入しておりましたけども、製造中止ということで国の方に補助金を返還致します。

38ページ、林業費、商工費、土木管理費、お目通しを下さい。39ページの8款2項3目の道路橋梁新設改良費2,952万2,000円の減額ですが、主なものは15節の工事請負費3,686万9,000円の減額でございます。これは、町道の工事請負費でございますが、国の予算削減によるものでございます。工事請負費3,686万9,000円の減額となっております。

40ページをお開き下さい。8款3項1目の河川及び防災費でございます。2,471万7,000円の減額でございますが、15節の工事請負費、がけ崩れ防災事業でございます。これは当初13地区を予定をしておりましたけども、12箇所になり、1箇所減と言うことで工事請負費が減額となっております。41ページ、都市計画費お目通しを下さい。42ページ消防費、教育総務費、いずれも事業等の確定によるものでございます。43ページもお目通しを下さい。44ページ、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、いずれも事業等の確定によるものでございます。お目通しを下さい。

46ページ、社会教育費でございます。47ページ、続いて社会教育費ですが、いずれも事業等の確定によるものでございます。お目通しを下さい。48ページ保健体育費でございますが、お目通しを下さい。

49ページ、11款1項の1目、農業施設災害復旧費6,278万2,000円の減額でございますが、これは農業施設災害復旧費ということで42件申請をしておりましたが、自力の復旧あるいは国の査定によりまして、事業箇所が減少致しまして26箇所になりました。そういった関係で工事請負減額となっております。2目の林業施設災害復旧費につきましても429万減額となっておりますが、査定による減少でございます。

50ページをお開き下さい。公共土木施設災害復旧費でございます。工事請負費356万の補正でございますが、これは実施設計を組んだ段階で繰越事業につきましても、消費税分を上乗せする必要がございます。そういった関係で356万円の増額となっております。公債費、基金費、予備費等お目通しを下さい。53ページ以降につきましても、特別職、54ページは一般職等の人件費等でございます。お目通しを下さい。57ページ、地方債に関する調書でございます。お目通しを下さい。以上で、平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） まず、一点目ですが、24年度から内子町住宅新築資金等貸付事業というのが一般会計の方に入ったと思いますけど、おそらく歳入の方で出とったんですけど、22ページの住宅貸付金元利収入で赤の110万9,000円ということで、これ以前から貸付金の回収がなかなかできにくいという形で滞納が結構増えておったような状況なんで、その辺、現在のところどういう状況になっているのか。それを一点聞かせていただきたいのと、歳出の方で副町長の方から土木関係の事業ですけど、県の査定によって事業執行に至らなかったために大幅な減額になった。これおそらくそれぞれ申請を出されておった関係者の人、あとの対応がやはりどういうふうに出てくるのか、やはり心配されとる面もあるんじゃないかなというふうなことも思いますので、今後どのような対応をとられていくのか。その辺を多少聞かせていただけたらと思います。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 山崎議員のご質問にお答えします。22ページに出ております住宅新築貸付金の元利収入なんですけど、この分の減額につきましては、現年の分の返済が出来ないということで、過年度分が残っておる人の分を減額で落とささせていただいております。住宅新築資金の貸付につきましては、先ほど言われましたように滞納が増えております。ただ、過年度分から、古い分から入れてもらって随時収入を増やしていきたいというふうに考えておりますので、この1件につきましては、現年度分が過年度分の収入を充てるということで、現年度分は入っていないということで減額にさせていただいております。よろしく申し上げます。滞納については、数字、今現在もっておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私は災害の方の関係を答弁させていただきます。災害のですね、農災の関係につきましては、施設と言いまして、農道とかそういうものがございまして、もう一つは農地というものがございまして。今回とりやめが多かった分については、農地が多いわけですが、農地につきましては復旧方法とすれば今の補助災害しかございません。しかしながら今回ですね、結局負担金の関係のですね、とりやめされたということがございまして、場合によっては裏にあぜを作ったりしてですね、道を作ることはやっておられるところもございまして、負担金条例の改正によりましてですね、今後につきましては、そういうとりやめがないような方向で条例改正をさせていただいたということでございまして。あとの施設、農道等につきましてはですね、町単の補助等がございまして、そういうもので対応をした事例もございまして、そういう形の中で対応しているという状態でございまして。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 住宅新築貸付金関係ですけど、過年度分の滞納、今年度分の滞納があるということですけど、例年これ特別会計になってましたから、何件、滞納件数があるって、何名対象者がいて、全体的に減ってきているのか。それとも増えているのか。例えば特別会計って

というのは、おそらく議員の方すべて書類もらえますから数字が見えてきますけど、一般会計に入ってしまうと数字の把握が議会としては大変難しくなります。そういう点がありますので、その辺、今日じゃなくてもいいんでまた調べていただいて、報告していただけたらと思います。それと先ほどの土木関係の補助事業、課長が言われたとおり、農家の方、申請出しておってもやはり工事費の30%とかいうふうな負担金が要りますと、なかなか今の農業経営の状況の中で取りやめる人も多いと思いますが、ほとんどがそういう状況の中で取りやめているのか、それともこの部分はまったく対象外ですよという形でなっているのか。対象外ということになれば、町もお金がないので、こんなこと言ったらいけませんけど、町単でもどうにかして対応できるような形を今後取っていくのか。第一次産業っていうのは、うちの町にとって大変貴重な産業である。他にはっきり言って仕事っていうのがあまりない。企業誘致も出来ないということになれば町全体、地域全体の問題として人口減に拍車をかけて、地域のコミュニティも守っていけないというような状況も起き兼ねない。そういう対応もできれば少しできれば考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 今回のですね、取りやめにつきましては、基本的に災害のですね、現場行った時にですね、農災の場合につきましては40万円以上が採択の条件になっておる。それは見極めて災害報告はしておりますので、実際に負担金が非常に苦になるということということで取りやめられたことでございます。ただ、議員ご指摘のとおりですね、農地を守るために何とかしたらどうかというようなご提案もありましたが、どうしても農地の場合には個人財産になりますので、そこらにどういうふうな補助金とか町の施策をするかということについてはですね、慎重に検討して行かないといけないと思っております。ですから今後それらについてはですね、どういうふうにするかはちょっと私の方もですね、ちょっと明言はできませんけれども、そういうふうな状況にあると思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 追加で私の方から答弁させていただきたいと思いますが、山崎議員からご指摘がありましたようにですね、私もちょっと経験があるんですけども、国の査定を受けてそれを分担金条例に基づいて自己負担がそれほど出さないけんのがじやったら、自力でやったらそれほどの負担もなくてもですね、もうやれるというような場合もあるかと思えますね。それは単価基準が違うものですから。そういう場合でも取りやめるということもあろうかというふうに思います。あるいは崩れとるけれども、この農地は使い便利が悪いけんもうこれは手放した方がいいね、こっちの方に集中した方がいいねという場合もあるかと思うんですよね。しかし言われたようになんとしてもここは残すんだ、やるんだということであれば申請いただきましたらなるべく町単でもですね、作ってあげるという言い方おかしいですけども、対応できるように、なるべく配慮していきたいというふうに私は思っております。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 23ページですね、18款、雑入のところですが、売り上げ金で上芳我邸の喫茶売上金が80万のマイナスということですが、当初はなんぼの予定で80万マイナスになったのかということと、図書販売等も5万円のマイナスになっておるんですけど、これの明細を教えてください。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 上芳我の喫茶でございますけども、150万円ということであったんですけども、80万円の減をさせていただきました。図書等の販売でございますけれども、15万円が当初なんですけれども、5万円のマイナスということで10万円でございます。よろしくをお願いします。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 地元の方からですね、上芳我の喫茶がですね、閑古鳥が鳴いておると。果たしてあそこに一人の方を雇ってする必要があるのだろうかということがあるんですが、こういうふうな150万が80万しか見込めない。70万しか年間ですね、見込めないということであれば当然見直していくべきではないかと思うんですが、いかがなものでしょう。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（小野植正久君） たしかにですね、当初計画をしていたんですが、結果的に現状が悪い状況にあります。まずコーヒーとかですね、そういうのをお出ししておるんですけども、当然民間の方との競争をできるだけ、ちょっと避けようということで、料金については非常に高い料金設定をしております。合わせてですね、管理にあたっては基本的には一人では非常に難しいものですから、非常に広うございますので、常時2名態勢では動かしております。休みなんかがありますので、できるだけ2名はいるようにということでですね、1名は受付の方におらせておまして、あと1名は喫茶の方ということでですね、運営しております。喫茶を仮に閉めた場合にですね、やはり2名はあの施設ですので、必要であろうというふうに考えております。ということをお考えましたらですね、たしかに売上自体は少ないんですけども、喫茶を廃止したということでですね、収入は喫茶を廃止すれば当然ゼロになるわけですけども、臨時の賃金もいります。そこらあたりもあってですね、ちょっと喫茶の方も入っていただくようなことでですね、検討はしていきたいというふうに考えております。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） であるのならばですね、やっぱり増収するような方策をですね、考えていただいて、やはり外来者からですね、これ無料区間にあるということですからね、外来者がですね、気軽に入ってきて飲んでということも一つの活性化になるんで、ぜひそのところ前向きな考えでやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○5番（大木雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木議員。

○5番（大木雄君） 先ほどらい、消費税の関係で条例が改正していったわけなんですけれども、公共工事等で消費税増税前に契約をしておいて繰越となるような工事が多数出てくるのではないかと思います、その辺の対応はどうかさるつもりかちょっとお伺いを致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 消費税に伴います繰越工事等については、当然完成しておりませんので、今の5%から8%という形の中で、変更契約で3%分については支払うようになります。その分の予算に関係しましてですね、例えば道路改良等によったら事業量をですね、減して金額を調整するということになろうかと思っておりますので、今の所、全て繰越に伴う増額についてはカバーできるというふうな考え方でおります。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 歳出50ページに公債費、利子の補正が減額補正が大きいようなんですが、何か対応の仕方が変わったのか。この公債費というのはだいたい予算であまり狂いなしに償還ができるものと私、把握しておるんですが、その点を一点お聞かせいただきたいのと、ちょっと忘れちゃったので、確認をするんですが、「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金積立金、その下に基金費の中に説明の中に、これはふるさと納税を充てるような基金だったのでしょうか。ちょっとそこを確認をさせて下さい。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 利息につきましては、借りるタイミングによりまして、利息の変化が起きますので、その点について精査した結果、減ってきたということでございます。それから「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金積立金は議員の言われたとおりの寄付金のことです。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 補足致します。償還の利子の関係ですけれども、新規借り入れの関係です、予定している時期が若干変わる場合がございます。その関係で今回若干減額になっているということです。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 利子の方は理解ができたんですが、「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金がふるさと納税の積立て基金であるという説明を受けたんですが、それならば今回109万円ですか、積み増しをされておると。先ほど歳入の中で今回の歳入の補正がふるさと納税の補正が106万3,000円の寄付があったという説明を受けたんですが、この差額をどう理解した

らいいのか。説明を願いたいと思います。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） 基金につきましては、今回の補正以前に入ったものも少額でございますが、まとめて入れておりますので、その差額が生まれているものと思われま

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） これまで入りました少額のものも含めて今回ふるさと応援基金として積み立てるということで予算化をしております。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） ふるさと納税、時期を選ばずに年間通じて納税者が寄付してもらうということでそのたび、基金の方に積み立てるといこともなかなかでなかろうかと思うんですが。これは基金への積立て、納税をいただいて積立てというのはやはり年間数回、行われるものなのでしょうか。年度末にまとめて処理をされるものか。そこだけちょっと教えてもらっておったらと思います。

○政策調整班長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川政策調整班長。

○政策調整班長（安川徹君） これまでの寄付金につきましては、年度末にまとめて基金に繰り入れております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） たびたび質問するんですが、先ほどの雑入のところですね、金額は小さいんですけど、図書等販売料というのがマイナス5万円になってますよね。それで平成25年度の内子町一般会計当初予算、持っておるんですけど、説明にはいらんのかもれんけど、そういう項目は説明のところにはまったくない。それと一番気になるのは、土産品販売代金が34万7,000円で当初で組んであってほとんど売れてない。3,000円しか売れてないというか。ところどころ、25年の当初予算書の説明項目と、例えば今回の補正の項目と見た場合に説明項目が一致してない部分があるわけなんですけど、これはどういう関係でそういうふうな形になってくるんでしょうかね。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田繁君） 説明の欄につきましてはですね、主なものを記載しているということでご理解をください。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） でも売上代金ですね、例えば総額で237万8,000円書いてあ

って、これ全部足したら本当にならんのは、ならんのはならんですよね。だったら、項目が例えば町史販売料が1とかこれ全部足して、やっぱりこれで金額おうているような気がしますけどね。説明欄で書いてあるように。150万、1万1,000円、1,000円、2,000円、10万、34万7,000円、1,000円、1,000円、15万、1万5,000円、40万ですけん。全部足したらおそらく。僕一番下げたしか足してないですけん。一番下が8になるんです。そしたら237万8,000円というそういう数字になるんじゃないかと思います。だけど今回の補正で見たら図書等販売料というのが5万円になっているけど、当初の説明欄には図書等販売料というのはまったく記載がない。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田繁君） 先ほど申しあげましたように説明の欄につきましては主なものを書いているということでご理解下さい。ですからプラスしてもトータルはあいません。ということでご理解下さい。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） これ25年度の一般会計当初予算書なんですよ。これで足したらですね、売上金が金額が237万8,000円になっておるんです。そして売上足したらおそらく同額になるんじゃないですかね。ならんのですかね、これ。同額だとすればですよ、説明項目に書いてあるところに入っているわけですから当初予算書は。ところが、補正予算書には副町長が言われるように全ては記載はしないと申しますが、例えば当初予算書にない項目が補正予算書の図書等販売料という項目で出てくる。当初予算書にそういう項目があつて足した数字が一緒になるわけですから。細かいようですけど。じゃけんその辺が不思議だなと。

○産業振興課長（久保義雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保義雄産業振興課長。

○産業振興課長（久保義雄君） 私も昔は財政を担当しておりまして予算を作っておりますので。基本的には売上金諸収入というのは非常に多い項目があります。当初予算の時にはその主だったものはあります。今回は3月補正最終ですから補正した金額の内容の高じやなしに内容の代表的なものをあげております。ですから、表示はたしかに言われたら一致しないこともあるかも分かりませんから、そういう今回補正の具体的な内容の項目を上げておるといふふうにご理解下さい。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） よく分からないのが例えば当初です、当初でそれぞれの説明項目で出てます。その金額を全部足したら237万8,000円になるんですよね。当初で。そして今度最終的な補正で全く当初に項目が無いのが減額で出ている。そしたら、これとこれを比べたら多少は違うかもしれませんが、こっちに変更がないやつはおそらくこの予算通りに収入があるという理解じゃないんですかね。そういうふうな感じに受けるんですけどね。そしたら例えばですよ、まだ審議は始まってないですけど、26年の当初予算をみれば今度は図書等販売料という項目はあるんでしょうかね。金額を合わせれば収入はそれぞれの項目、全部合わせたら数字が

合うわけですね。その辺の数字が、項目が全部は出してないんだったら出してない項目のやつにも数字があるわけですから。だから、当初と補正と見比べた時に、本来なら数字が項目が出てないやつはそのまま行っておるんだったら、数字の上限が出てくるんじゃないかなというふうな感じはするんですけど。ちょっと違いですかね。

○議長（下野安彦君） ここで暫時休憩をします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

○総務課長（西澤美男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 西澤総務課長。

○総務課長（西澤美男君） 私の方からお答えをしたいと思います。先ほど山崎議員から当初予算で1計上してあるということでした。ですからこれにつきましてはですね、図書売上関係、6月に15万円を補正をしてございます。これの収支見込みで今回5万円を減額したということでございます。中身につきましては町並関連でございますが、伝建の調査報告であったり、厳選内子旅ですとかね、町並に関するそういった図書類の売上分でございます。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 先ほど山崎議員の質問にお答えします。今現在実際に返納している件数、12件になります。人数が8名ということになっております。現在まだ返還期間のある方が3名おられます。24年度末で滞納額1,702万1,020円という滞納額になっております。それで現在、過年度分の納付をやっているんですけど、実際には分割納付がほとんどになっております。で全体的に今現在、滞納額増えている状況になっております。以上です。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 以前一時、住宅の新築貸付の分が多少減ってた部分もあるんじゃないかと思うんです。内子福祉館と隣保館の関係でやはりある程度お話に行って、多少づつでも分納でもいいから払ってくれと言うふうなことで減ってきたように思っております。僕ちょうど監査してみて。やはり増えてくるっていうことは、そういう努力というかそういう部分をもっとしていかないと。このままだったらおそらく回収できないというふうなことになりかねないと思いますから。極力どう言いますか、職員並びに関係者等々お話に行って、少しでもやっぱり払っていただくような努力をして、来年度は数字をあげていただくというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。答弁はいいです。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第38号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第39号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第41 議案第39号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を住民課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

〔三根生憲一住民課長登壇〕

○住民課長（三根生憲一君） それでは、資料2のオレンジの表紙の分になります。議案第39号、平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,904万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億839万5,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、実質見込額により国庫支出金と県支出金、及び各種交付金の減が見込まれることから、それに伴う減額補正と保険給付費の増額見込みに伴う基金繰入金が必要なものとなっております。

それでは、9ページをお開き下さい。歳入の主な補正についてご説明致します。3款1項2目、高額医療費共同事業負担金、これは高額医療費共同事業拠出金の減に伴う負担金減のための300万円の減額補正となっております。

次に、10ページをお開き下さい。5款1項1目、高額医療費共同事業負担金。これは県の負担金の分です。高額医療費共同事業拠出金の減に伴う負担金の減で、この分も300万円の減額補正となっております。6款1項1目、療養給付費交付金、これは退職者療養給付費の減に伴う

1, 781万6, 000円の減額補正であります。7款1項共同事業交付金、これは1目、2目、合わせまして3, 302万1, 000円の減額補正です。続きまして、9款1項1目、一般会計繰入金730万3, 000円の減額補正です。これは人件費繰入金の減額が主なものでございます。

続いて11ページになりますが、9款2項1目、財政調整基金繰入金につきましては、保険給付費の増額見込みに伴い、財政調整基金から5, 000万円を繰り入れ、増額補正するものです。

次に、歳出でございますが、次の12ページからになります。2款1項1目の一般被保険者療養給付費は見込増により4, 500万円の増額補正。2目の退職被保険者等療養給付費は見込減により1, 000万円の減額補正であります。

次の13ページになりますが、2款2項1目、一般被保険者高額療養費ですが、見込額に伴う1, 500万円の増額補正。2目の退職被保険者等高額療養費は見込額減により200万円の減額補正となります。3款1項1目、後期高齢者支援金につきましては見込減により115万1, 000円の減額補正となります。

14ページをお願いします。7款1項の共同事業拠出金なんですが、これは1目、3目合わせまして見込減により3, 032万7, 000円の減額補正であります。12款の予備費につきましては、保険給付費等の増額に伴って2, 698万3, 000円の減額補正となっております。以上で議案第39号、内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第39号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第42 議案第40号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第42 議案第40号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を住民課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

〔三根生憲一住民課長登壇〕

○住民課長（三根生憲一君） それでは、紫色の表紙になります。議案第40号、平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明致します。1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ28万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,606万3,000円とするものでございます。

それでは7ページをお開き下さい。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料の1目の特別徴収分と2目の普通徴収分の見込み割合の変更による1,182万2,000円の組み替えをするものでございます。続きまして、3款1項1目、一般会計繰入金、保険基盤安定分の額確定により28万8,000円の減額補正でございます。

次のページをお願いします。8ページなんですが、歳出でございます。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定金の繰出し金の額確定により広域連合への負担金28万8,000円を減額補正するものでございます。以上で議案第40号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第40号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43 議案第41号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第43 議案第41号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、内容を保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは、議案第41号、平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を致します。ピンク色の表紙をお願いします。

1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額に変更はございません。それぞれ23億9,373万3,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、介護給付費の実績見込みにより介護給付費等組み替えによる補正が主なものとなっております。それでは補正内容について歳入からご説明致します。

7ページをお開き下さい。4款国庫支出金、6款県支出金につきましては、介護給付費の補正により、それぞれの負担率により増減をするものでございます。次に歳出になります。

8ページをお開き下さい。2款保険給付費につきましては、実績に伴った推計によりそれぞれ増減をするものでございます。主なものとしましては、2款1項1目、居宅介護サービス給付費2,800万円の増額。2款1項3目、地域密着型介護サービス給付費、2,600万円の減額。2款1項8目、居宅介護住宅改修費、240万円の減額。2款1項9目、居宅介護サービス計画給付費、120万円の増額。2款2項3目、地域密着型介護予防サービス給付費、130万円の減額などでございます。その他の経費につきましても実績に伴った計上でございます。以上で、内子町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第41号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第44 議案第42号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算
(第1号)について**

○議長（下野安彦君） 「日程第44 議案第42号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、内容を保健福祉課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 鉾岩保健福祉課長。

〔鉾岩洋子保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（鉾岩洋子君） それでは、議案第42号、平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算についてご説明を致します。同じく次のピンク色の表紙をお開き下さい。

1ページをお願い致します。第1条で歳入歳出予算の総額に60万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ1,770万円にするものでございます。それでは補正内容について歳入からご説明を致します。

7ページをお開き下さい。1款1項1目、サービス計画費収入、43万2,000円の増額。2款1項1目、一般会計繰入金、17万3,000円の増額。これは職員手当等の補正により一般会計からの繰入を増額するものでございます。3款1項1目、繰越金5,000円減額するものでございます。

次に歳出ですが、8ページをお開き下さい。1款1項1目、一般管理費、職員手当16万円を増額するものでございます。2款1項1目、介護予防サービス事業費、44万5,000円。これはケアマネジメント外部委託件数の増加により増額するものでございます。3款1項1目、予備費を5,000円減額するものでございます。以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第42号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第45 議案第43号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第45 議案第43号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を学校教育課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは、議案第43号、平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）についてご説明致します。

1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,163万円とするものでございます。今回の補正につきましては、寄宿舎生の人数が1月から1名増加しております。それと3年生の3名が受験勉強のため、通常年より1ヶ月間延長の申し出があったためによるものでございます。それでは、補正内容について歳入からご説明致します。

7ページをお開き下さい。1款、寄宿舎事業収入、1項1目使用料。寄宿舎生実績見込み増に伴い、15万6,000円の増額。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金。3万8,000円の減額。3款諸収入、1項1目雑入17万5,000円の増額。これにつきましては、寮室の光熱水費に伴う寮室使用料の増額でございます。

次に歳出でございますが、8ページをお開き下さい。1款寄宿舎事業費、1項2目、施設管理費、寮生の実績見込みにより26万円の増額でございます。3目、給食費、3万3,000円の増額、これは寮生の食事にかかる経費で寮生給食委託料の増でございます。以上で平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第43号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」について採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46 議案第44号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第46 議案第44号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。水色の冊子をお開き下さい。平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願ったらと思います。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ972万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,507万1,000円とするものでございます。主な補正内容と致しましては、簡易水道統合によりますマッピング等の作成による委託料の減額補正となっております。

7ページをお開き下さい。歳入の説明でございますが、6款1項1目の一般会計繰入金ということで、972万3,000円減額となっております。この分につきましては、歳出の方で説明申し上げます。

続きまして、8ページをお開き願います。歳出でございます。1款3項1目の諸費でございますが、972万3,000円ということで、大きな主なものにつきましては、13節の委託料でございます。972万3,000円となっておりますが、この分につきましては、簡易水道統合におけるシステム導入でございますけれども、統合推進の進捗に合わせ、本年度は固定資産関係分のシュミレーションのみに実施と致しまして、あと配水管理等のものについては、次年度で対応致したいというふうに思っているところでございます。よりまして、本年度972万3,0

00円減額となりまして、2億2,507万1,000円となるものでございます。以上、平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下野安彦君) これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(下野安彦君) ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(下野安彦君) これにて討論を終結します。

これより、「議案第44号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(下野安彦君) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第45号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(下野安彦君) 「日程第47 議案第45号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(稲本隆壽君) 議長。

○議長(下野安彦君) 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長(稲本隆壽君) 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長(橋本健一君) 議長。

○議長(下野安彦君) 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長(橋本健一君) それでは、議案第45号につきましてご説明申し上げます。水色の冊子でございますが、よろしくお願い致します。

まず、1ページをお開き願ったらと思います。第1条で歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ559万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,335万1,000円とするものでございます。主な補正内容と致しましては、浄化センターでやっております長寿命化計画による委託料の本年度事業費減に伴う減額補正でございます。

7ページまでお進みいただいたらと思います。まず、歳入でございますが、3款1項の1目の公共下水道事業費国庫補助金でございますが、200万の減額でございます。この分につきまし

ては、長寿命化計画の減額ということでございます。4款1項1目、一般会計繰入金360万円となっておりますが、理由につきましては先ほどの長寿命化計画でございます。

続きまして、次のページ8ページをお願い致します。歳出でございます。1款1項の2目の終末処理場管理費ということで40万円減額となっておりますが、これは13節の委託料でございます。汚泥運搬処理委託ということで、これは入札減によるものでございます。続きまして、3目の管渠管理費でございますが、70万円の減となっております。主なものと致しまして、13節の委託料でございますが、管渠清掃委託業務ということで本年度、油等の処分等があるんですけども、本年度は実施しなくても済んだということで減額を致しております。2款1項1目の未普及解消下水道事業ということでございますが、この分につきましては、40万の減ということで工事請負費減額と致しておりますが、これは公共汚水升の事業料の減ということになっております。2目の水質保全下水道事業費でございますが、400万円の減でございます。この分につきましては、長寿命化計画ということでやっておりますけれども、国庫の補助金をもらっております。国の割り当て事業費の確定によりまして、事業料の減ということになっている次第でございます。以上、簡単でございますが、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第45号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第48 議案第46号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第48 議案第46号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは議案第46号でございます。水色の冊子ですが、よろしくお願ひ致します。平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。第1条は、平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございまして、2条で資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。下の収入でございますが、第3款4項の加入金というところで補正予定額が63万円、合計と致しまして、4,182万4,000円となるものでございます。支出につきましては、4款1項、建設改良費、補正予定と致しまして減額の670万8,000円でございます。資本的支出の計は8,941万7,000円となります。主な補正内容につきましては、建設改良費の減額補正ということでございます。

3ページまで飛んでいただいたらと思います。補正予算の実施計画書でございますが、9ページにちょっと詳しい資料を載せておりますので、そちらの方でご説明させていただいたらと思います。資本的収入及び支出でございますが、まず、収入でございます。3款4項の加入金でございますが、63万円の増額となっております。この関係につきましては、大口口径の加入者増ということで、ただ今建築しております五城保育園、それから子育て支援センター、この水道の引き込みによります径が大きくございまして40ミリと25ミリになるんですが、この分が63万円という増額補正となっております。続きまして、支出でございます。4款1項の建設改良費の1目、給配水設備工事費でございますが、670万8,000円減額しております。主な内容につきましては、13節の委託料でございます。この内容につきましては、五十崎地区の配水管の計画の見直しを今しておりますので、減額をしております。これは次年度以降になろうかと思っております。続きまして、26節の工事請負費でございますが、150万減額と致しております。この分につきましては、入札減による減額でございます。

続きまして、4ページまでお戻り願ったらと思います。平成25年度の水道事業の資金計画書でございます。この分につきましては、26年度からはキャッシュフローという形に変わりますので、また予算の説明の時にまたご説明申し上げたらと思っております。一番下段になりますが、翌年度繰越金という所でございますが、363万7,000円減額となりまして、7億4,615万5,000円となる見込みでございます。

続きまして5ページでございますが、25年度の予定貸借対照表でございます。この分につきましては、次の8ページまで飛んでいただいたらと思いますが、資産及び負債資本合計、それぞれですね、37億8,860万5,000円になってございます。以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第46号 平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで休憩します。4時30分より再開します。

午後 4時21分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第49 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第49 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町一般会計予算につきましてご説明を致します。平成26年度の予算編成方針につきましては、基本的な考え方は召集のごあいさつの中でもふれさせていただきましたが、内子町総合計画及び私の「子ども達に夢を、働く人に元気を、お年寄りに安心を」に「安心安全のまちづくり」を加えた4つの公約の中でも、緊急性の高いものに重点を置きました。これらの施策、展開、対応する弾力的な財政体質を確立するため、徹底してスリム化で効率的執行を図るとともに、第二期行政改革に基づいて選択と集中により健全財政を最優先に考え、さらに多くの町民、団体、企業が互いに力を合わせ、協同しながら内子らしい町づくりに取り組んでいきたいという思いで、編成をさせていただきました。

内容としましては、内子町総合計画の策定事業、内子分庁舎耐震補強改修工事、農山漁村地域整備交付金山のみちの事業、農山漁村地域整備交付金道交の事業、公立学校施設整備事業、小学校危険校舎改築事業など事業のメリハリを付け、元気な内子町政を作り上げながら行政改革の推進と健全な財政維持を推進し、最少のコストで最大の効果が発揮できるよう、効率化・合理化を図る予算と致しました。その結果、平成26年度内子町一般会計当初算案は、歳入歳出それぞれ98億7,000万円。予算規模は今年度当初予算と比較して6億7,000万円。7.3%の増額となっており、合併以来最大額の当初予算案となりました。一般会計当初予算に充当致しました財源は、国庫県支出金が14億3,732万円、地方債として8億6,560万円。その他特定財源で7億6,202万1,000円。一般財源が68億505万9,000円となってお

ります。主な歳出としましては、小田地区学校施設二期工事を始め、公立学校の施設整備事業費に2億4,308万6,000円。五十崎小学校、耐震補強改修を始め、小学校危険校舎改築事業費に4億582万6,000円。林道笠ヶ峠線を始め、農山漁村地域整備交付金山のみち事業に1億718万1,000円。林道惣郷富岡線を始め、農山漁村整備地域交付金、道交事業に1億582万円などがございます。なお、平成26年からの新たな債務負担行為につきましては、大瀬小学校仮設校舎リース料他5,834万9,000円でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第47号 平成26年度一般会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第50 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第50 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度国民健康保険事業の当初予算につきましては、療養給付費の増額を見込んでおりますので、財政調整基金から1億1,000万円の繰入を行い、前年度対比6,887万6,000円の増額予算編成となり、歳入歳出予算総額をそれぞれ24億7,555万円としております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

**日程第51 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計
予算について**

○議長（下野安彦君） 「日程第51 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきまして、医療給付費の増加に伴い、後期高齢者医療保険の保険料が0.93%上げられますので前年度対比894万円の増額編成となり、歳入歳出予算額をそれぞれ22億252万6,000円としておるところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） ただ今の金額の22億の訂正をお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 申し訳ありません。桁を間違えていました。2億2,252万6,000円でございます。誠に申し訳ございません。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第52 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第52 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 介護保険事業につきましては、3年ごとに事業計画の見直しを行っておりまして、平成26年度は第5期介護事業計画の最終年度となっております。本年度の当初予算につきましては、高齢者の増加による新規認定者や認定者の重度化等による給付費の増加を見込み、また第6期介護保険事業策定に伴う経費計上等により前年度対比5,200万円を増額予算

編成となっており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,000万円としているところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第53 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第53 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 介護保険サービス事業につきましては、介護保険事業において要支援1、2の被保険者に対して介護予防プランの作成にかかる予算となります。本年度の当初予算につきましては、例年並みの予算編成となっており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,817万円と致しておるところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第54 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第54 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等事業の経費でございます。昨年度当初は17名分の経費でございましたが、26年度は寄宿舎生35名を見込み、大幅な増額となり、歳入歳出予算総額はそれぞれ1,791万8,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第55 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第55 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について」についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算につきましては、簡易水道14施設及び飲料供給施設11施設の維持管理運営費及び平成26年度から実施計画の満穂地区簡易水道再編推進施設で新たに1億300万円計上させていただいております。対前年比9,978万5,000円の増額で比率と致しましては46%の増となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,790万7,000円の予算の総額となっております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算については、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第56 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第56 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算につきましては、終末処理場管渠施設の維持管理、運営費及び25年度より2年計画で実施しております浄化センターの長寿命化対策事業4,400万円増額し、7,800万円計上致しております。また、下水道の経営健全化に向けての企業会計移行業務を平成26年度から平成27年度において債務負担行為で取り組みたく、26年度は業務委託費として532万5,000円計上さしていただいております。対前年5,358万5,000円の増額で、比率と致しましては18%の増となり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,252万7,000円の予算の総額となっているところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第57 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第57 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町水道事業会計予算については、地方公営企業会計が平成26年度予算決算より新地方公営企業会計制度が導入されます。内子町水道事業会計も平成26年度予算より新制度で作成しております。業務予定量につきましては、給水戸数4,724戸、年間給水量113万6,000^m。一日平均給水量3,608^m。いずれの予定量も節水等により若干の減を見込んでいるところでございます。収益的収入及び支出におきましては、今回の制度改正による固定資産のみなし償却の廃止がそれぞれの増額の要因となっております。収入

におきましては、営業外収益の長期前受金戻入益等により4,492万1,000円の増額となり、総額2億6,234万円。また支出においては、営業費用の減価償却費等により、4,833万4,000円の増額となり、総額2億4,520万8,000円を見込んでいるところでございます。資本的収入及び支出におきましては、収入は前年度とほぼ変わらず、総額3,964万1,000円を予定しております。支出におきましては、建設改良工事として給食センター前配水管布設工事、五十崎水源地残塩計新設工事を予定しており、前年度より182万4,000円増額となり、1,766万円を計上致し、また企業債償還金が184万円増額により7,879万1,000円となります。総額9,645万1,000円を見込んでいるところでございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について」は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 本日、予算決算特別委員会に付託しました、平成26年度当初予算にかかる9議案の審査報告については、3月14日の本会議でお願いします。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の本会議は、14日、午後3時から、開きます。

本日はこれをもって延会とします。

午後 4時53分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成26年 3月第69回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 平成26年 3月 4日（火）
 ○開会年月日 平成26年 3月14日（金）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 久保美博君 | 2番 森永和夫君 |
| 3番 菊地幸雄君 | 4番 泉浩壽君 |
| 5番 大木雄君 | 6番 山本徹君 |
| 7番 池田洋助君 | 8番 山上芳子君 |
| 9番 才野俊夫君 | 10番 下野安彦君 |
| 11番 林博君 | 12番 山崎正史君 |
| 13番 寺岡保君 | 14番 中田厚寛君 |
| 15番 宮岡徳男君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 稲田繁君 |
| 総務課長 西澤美男君 | 住民課長 三根生憲一君 |
| 税務課長 山上幸久君 | 保健福祉課長 鉾岩洋子君 |
| 会計管理者 宮野照三君 | 建設デザイン課長 橋本健一君 |
| 町並・地域振興課長 小野植正久君 | 産業振興課長 久保義雄君 |
| 小田支所長 土居好弘君 | 環境政策室長 大森豊茂君 |
| 政策調整班長 安川徹君 | 上下水道対策班長 西川安行君 |
| 地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君 | 危機管理班長 亀岡弘君 |
| 教育委員会委員長 城戸彰君 | 教育長 亀岡忠重君 |
| 学校教育課長 片山哲也君 | 自治・学習課長 井上淳一君 |
| 代表監査委員 片岡安男君 | 農業委員会会長 宮田久男君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 堀本増隆君 書記 水本隆君

○議事日程（第3号）

平成26年 3月14日（金）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について
 日程第 4 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

- 日程第 5 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第 6 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第 7 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第 8 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について
日程第 9 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について
日程第10 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について
日程第11 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について
日程第12 議案第56号 内子町監査委員の選任について
日程第13 推薦第 1号 内子町農業委員会委員の推薦について
日程第14 受理第 1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
日程第15 受理第 2号 さらなる年金削減の中止を求める請願
日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第17 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午後 3時00分 開会

○議長（下野安彦君） 開議に先立ちまして、本日未明に発生しました地震に関し、町長より報告があります。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 3月定例会最終日に先立ちまして議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。さて、開会にあたりまして本日未明に発生致しました地震対応につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日午前2時7分、伊予灘を震源地とする深さ80kmで、マグニチュード6.1の地震が発生致しました。愛媛県下では西予市で震度5強、松山市を始め広範囲で震度5弱を観測し、地震直後の報道では内子町も震度5弱と推定、報道されたために総務課危機管理班職員を始め、全町あげて管理職等約50名が出動し、2時30分に災害対策本部を立ち上げ、警戒並びに被害状況等の掌握にあたりました。その後の確定震度は、内子町では本庁が震度4.2、分庁が4.1、小田支所が4.0でございました。参集した職員によりただちに水道施設や各公共施設など町内インフラ等の被害状況の掌握に努めましたが、特別大きな被害状況はありませんでした。また、愛媛県及び四国電力からは伊方原子力発電所において異常はなく、環境への放射能の影響はないことの発表を受けました。その後この災害対策本部を8時30分に災害警戒本部に切り替えました。12時をもって本部を解除致しました。なお、昨年末に災害協定を結びました東京都豊島区、高野区長からは午前中にお気づきのお電話を頂戴し、大変感謝しておるところでございます。今後におきましてはも本日の対応を検証しながら、さらに管理体制の充実を図り、住民の安心安

全のため取り組んで参りたいと存じているところでございます。どうぞ今後とも議員の皆さん方のご支援ご協力を賜りますようお願い致しまして、本日の地震対応のご報告と挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番大木 雄議員、6番山本 徹議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。

日程第 3 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について

日程第 4 議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 5 議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第 6 議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第 7 議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第 8 議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について

日程第 9 議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について

日程第10 議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について

日程第11 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について」から「日程第11 議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について」までの平成26年度当初予算9件を一括議題とします。

予算決算特別委員長から、委員会審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山崎正史予算決算特別委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員長（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史予算決算特別委員長。

〔山崎正史予算決算特別委員長登壇〕

○予算決算特別委員長（山崎正史君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、予算決算特別委員会に付託されました、平成26年度当初予算9件について、3月10日、11日の2日間、委員15名、全委員出席のもと、延べ14時間30分に及ぶ審議時間をかけ、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

た。審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付致しております審査報告書のとおり、全9議案「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。

議案第47号、平成26年度内子町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算を98億7,000万円とするもので、前年度比6億7,000万円、7.3%の増であります。まず歳入についてでございますが、町税は個人住民税均等割額の増加はあるものの、地方における景気低迷から0.5%減の13億7,543万円と見込み、一方、消費税増税による地方消費税交付金を19.9%の1億7,750万円としています。地方交付税は、国の段階で1%の減ということですが、当初予算においては前年度と同額の48億円を見込まれております。26年度においては、学校耐震化や改修等が集中するため、公共施設整備基金から3億6,700万円の繰り入れを行い対応していくというものです。地方債については、分庁舎耐震補強事業に緊急防災・減災事業債1億2,100万円を、林道整備、消防施設整備に過疎債7,900万円、辺地債4,160万円を。また五十崎小学校耐震補強事業に合併特例債2億7,400万円を。さらに財源不足を賄うために臨時財政対策債を3億5,000万円、合計8億6,560万円を借り入れることとし、財源の確保を行っております。歳入についての質疑については、特にありませんでした。

続いて、歳出について報告致します。主な歳出予算は、1款議会費では、各委員会、各特別委員会における先進事例等の行政視察費が263万4,000円予算化され、当初予算対前年比214万7,000円増加しております。議会としてしっかり責任ある対応をしていきます。2款総務費においては、分庁舎の耐震補強改修工事費2億4,516万円、合わせてエレベーター改修工事費1,674万円。26年度から新たに総務省の地域おこし協力隊事業として5名を採用予定とし、うち3名の採用を決定し、1,865万円を予算化して、重松・御祓地区、参川地区、まちの駅N a n z eの活性化に取り組むものとの説明がありました。平成27年度から36年度までの町の新たな総合計画策定委託料として288万4,000円。鉄道施設緊急耐震対策事業費補助として、JR内子高架改修が3,500万円で行われますが、そのうち6分の1を補助するものとして、583万4,000円が計上されています。徴税費において、愛媛県地方税滞納整理機構負担金180万円に対しての成果を質問し、25年度で15件、町税等約500万円の移管をしているが、2月末で約90%徴収済みであるとの答弁がありました。さらに固定資産税における土地評価額の下落状況の要因、減免の状況などの質疑がされました。3款民生費では、4月からの消費税増税により、国庫補助金による低所得者への臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業、合わせて9,326万8,000円を予算化しているが、対象者への給付はどうしていくのかという質問に対し、6月の町税の確定ののち、8月から申請受けを始め、10月には給付金を振り込んでいきたいと答弁されました。また、内子保育園、くるみ保育園、五城保育園の内子町社会福祉協議会への運營業務委託費として2億3,696万円が予算化されています。繰出し金として、国民健康保険、介護保険、介護保険サービス、後期高齢者医療保険事業の特別会計へ合わせて、5億8,944万4,000円、愛媛県後期高齢者連合会への負担金2億9,569万6,000円を含め、8億8,514万円が歳出予算として組まれています。その中で、民営化されて本当にサービスが向上したのか。看護師を配置して病児保育の要望に答えるべきではないのか、という質問に対し、そういった要望等については、アンケート調査等の

意見を取りまとめて課題として検討していきたいとの答弁でした。保育料の滞納問題について、徴収方法、計画を持って取り組んでいるのか、また、訪問記録等の報告書は個別に作成しているのかという質問に対し、個別記録は作成しており、24年度末で滞納額は678万円、そのうち昨年10月現在で157万5,000円入っており努力しているとの答弁であります。介護保険で、要支援の方の介護保険外しが行われると聞いているが、町としていつから導入するのか、どういった事業内容を行うのかという質問に対し、平成26年度において第6期の介護保険計画を策定することとしているので、その中で協議していくとの答弁でありました。4款衛生費については、住民の健康を守る予算として各種がん検診費用、2,746万6,000円や各種ワクチン接種費用3,260万3,000円組まれておりますが、検診受診率の向上に努力すべきであり、また県内ではどの辺に位置しているのかという質問に、24年度では、胃がん12.4%、大腸がん24.2%、肺がん21.6%、前立腺がん15.2%、子宮がん18.9%、乳がん26.9%となっており、県平均より5から10ポイント程度高くなっているが十分ではないとし、向上させるために特定検診との抱き合わせ検診とか、39歳までの方に受けて頂けるような超音波の乳がん検診等、検診機会を多くしていきたいとの答弁がありました。さらに検診によるがんを発見する状況は、という質問に、平成17年度から66人の方にがんが見つかり早期治療につながっているという答弁でした。また、地域医療対策として、済生会小田診療所での愛媛大学医学部による寄付講座費用として2,300万円。これについては、5年目最後の年となりますが27年度以降の考え方について質問があり、引き続き行いたいと考えており、協議をしていくとの答弁がありました。内山衛生事務組合の解散により内子町単独での事業となり、ごみ処理に関する費用として2億2,651万7,000円。簡易水道、上水道事業会計への繰出金合わせて1億6,877万6,000円が予算化されています。その中で、河川水質検査での改善状況や産業廃棄物処理場調査の在り方。太陽光パネル、ペレットストーブ等補助の質疑が行われました。6款農林水産業費においては、豊島区等での内子フェア開催事業費等555万5,000円、育成林整備事業費補助として、26年度で完了する林道3路線の工事費4,160万5,000円、山のみち整備、道交付金事業費合わせて2億1,300万1,000円が予算化されています。その中で、林業費のFSC認証対策補助金100万円はどういう効果を求めているのかという質問に対し、山林が適正に管理されているかという国際的規格で審査が行われ、町有林95haが認証を受け、そのことによりブランド力、付加価値が上がるものである、26年度は町有林300haの認証を受けていくという答弁がありました。また、町産材利用木造住宅建築促進事業補助金を10棟から12棟分として700万円組んでいるが、小田の製材所がやめ、地元材を加工する施設がなくなっていく状況にある。補助金利用に影響はないか。との質問に、残っている製材業者と協議していくとの答弁がありました。内子フェア等を行う予算が組まれているが、販売戦略、成果は、今後はどうしていくのかという質問に対し、内子の知名度は確実に上がっている。内子手しごとの会の商談にもつながる話もある。今までの内子ファンづくりから販路拡大、豊島区での商圈拡大を図っていく。また県市町との連携も進めていく。との答弁であります。土壌診断、残留農薬分析として351万6,000円を組んでいるが、効果はあがっているのか。という質問に、600件の診断を行い、診断結果に基づいて特別栽培に取り組み、認証、減農薬栽培設計を立てて農家に返しており、そのことにより消費者の安心・安全、内子産の

ブランドカアップにつながっている。特に作物を変更する際には必要とするものである、との答弁でありました。その他、町有林の管理の在り方、竹林対策、6次産業化に向けての地域づくりアドバイザー事業など対策、対応等についての質疑を行いました。7款商工費で、主なものは、小田深山荘移転新築のための敷地測量委託費341万5,000円、小田深山スキー場人工降雪機関係で2,176万3,000円。観光振興計画書作成業務344万円、セットでウェブサイト策定業務費255万8,000円の予算が組まれています。凧博物館の収入70万円に対し、管理費として761万5,000円が組まれているが、毎日開ける必要性はあるのか、運用を考える必要があるのではないかと。という質問に対し、入館料に結びついておらず、対策は難しい。今後は凧博物館を使用していく施設にして行きたいとの答弁がありました。8款土木費では、JR内子駅前広場に保存展示中の蒸気機関車の美装に85万円、内子運動公園、竜王公園施設の長寿命化計画策定委託費900万円、新たに木造住宅耐震関係補助金を拡充し、1,180万円を計上。運動公園改修実施設計委託として2,135万6,000円、26年度新規で景観に対する意識啓発を促進するための、色彩ガイドライン作成業務委託費100万円などの説明を受けました。住宅費の中で、小田の中組団地整備の全体計画は示せないのか。使われない教員住宅もあり大きい目標、方向性を提示いただきたい、という質問に対し、地元自治会と協議を行っている。戸数については精査したい。関係各課と連携し総合的に考えていくとの答弁がありました。9款消防費は、負担金として大洲地区広域消防事務組合へ3億4,992万6,000円。また、積載車購入や天神分団第2部詰所新築工事予算が計上されています。特に質疑はありませんでした。10款教育費では、小田学校施設の外構工事、造成工事、小中学校の校舎・体育館解体撤去工事費2億4,308万6,000円、大瀬小学校校舎、立川小学校体育館、五十崎小学校耐震補強改修工事関連に4億582万6,000円が予算化されています。債務負担行為として大瀬小学校のリース料5,800万円があるが、新校舎落成はいつ頃か、また木造校舎であることから、木材の対応は26年度にすべきであると考えがどう考えているか。という質問に対し、大瀬小学校舎改築工事は、平成27年7月から28年11月までの14カ月を考えている、木材等も含め、建設デザイン課、産業振興課等、関係各課と連携して行っていくとの答弁でありました。他、教育費の中では、不登校対応の問題、インクルーシブ教育モデル事業について、遠距離通学補助等についての質疑を行いました。また、新たな予算として、合併10周年に合わせ、「新・内子町誌文化編」を1,000部発行する費用336万円、また、平成29年度開催のえひめ国体における施設整備として城の台公園特設ライフル競技場の設計委託費1,458万円があります。内子町駅伝大会のスタイル変更についての質問に対し、第10回大会にあたりコースを見直し、五十崎自治センターをスタート、小田自治センターをゴールとする片道コースの新コースで取り組むことを検討しているとの答弁がありました。また、各自治センターが行う自治会長、事務局長視察研修費予算について、その研修目的、効果等を質疑したところでありました。11款災害復旧事業費予算として、25年度のように専決予算を組むことのないように、農業施設、林業施設、公共土木施設災害復旧費として、災害査定対応委託料をそれぞれ300万円ずつ、合計900万円を予算化されています。これにより、災害復旧に対し、すばやい対応が出来るものと考えます。

次に、特別会計8件についてですが、議案第48号、平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を24億7,555万円とするもので、前年度比6、

887万6,000円、2.9%の増であります。冒頭、先に行われた国保運営協議会での審議を受けての報告があり、保険税率については、据え置きとし、不足する財源は財政調整基金から1億1,000万円の繰入れで対応するという説明がありました。国保運営協議会を3回開催する事についての質問に、27年度以降の保険税率の検討を行う必要があります、7月には第1回目を開催し、早めに方針を決定し、広報等で住民の方に周知を行っていくという答弁がありました。

議案第49号、平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を2億2,252万6,000円とするもので、前年度比894万円、4.2%の増であります。保険料については、0.93%アップしているとの説明がありました。予算について、特に質疑はありませんでした。

議案第50号、平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を23億5,000万円とするもので、前年度比5,200万円、2.3%の増であります。平成26年度は5期計画の最終年であり、第6期計画策定費として260万4,000円が計上されています。質疑として、住宅改修事業で業者の指定はあるのか、また改修工事の単価統一はあるのか。との質問に、業者指定は無い、単価についてもバラつきがある。との答弁に対し、金額の統一をしていく努力をするよう要望をされました。また保険料の滞納状況と利用料の軽減措置等、町独自の制度は作れないか。という質問に対し、滞納額は平成24年度決算で624万6,000円、利用料は1割を直接業者に支払うので町は経由しない。町独自の制度の検討はしていないとの答弁でした。配食サービスの利用料金についての質問で、80人から90人の利用があり、年間1万4,000食で料金は350円、490万円の収入を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第51号、平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を1,817万円とするもので、前年度比107万円、6.3%の増であります。ケアプラン作成総数の質問に対し、初回、更新合わせて年間2,500件を予定しているとの答弁がありました。

議案第52号、平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を1,791万8,000円とするもので、前年度比751万9,000円、72.3%の増であります。寄宿舎生を25年度の17人から26年度は35人としているが、その要因、根拠についての質問に対し、夏休みの高校体験に78人が来て、うち23人が寮の見学を行った。新1年生を15人、引き続き入寮する2年、3年生の寮生20人を合わせて35人と見込んだとの答弁がありました。最大何人まで入寮可能かとの質問に、1人部屋とした場合、第3寮を入れて30名、相部屋として36名までは可能との答弁がありました。

議案第53号、平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を3億1,790万7,000円とするもので、満穂簡易水道事業に取り組むことにより、前年度比9,978万5,000円、45.7%の増であります。満穂簡水の消火栓についての質問に、初期消火用として、参川簡水、立川第2簡水と同じく50ミリ口径で予定しているとの答弁がありました。また、簡易水道の上水への統合、一元化で満穂簡水も上水へ移行するときに経費がかかるのではないかと、最初から上水でいいのではないのかという質問に対し、補助対象としては簡易水道であるが、認可は上水道で行っており、予算上の問題だけで、実質は上水で動いていると

の答弁でありました。満穂地区の水道は、農林水産省と厚生労働省との補助で事業が行われるが、施設管理等でトラブルが起きないように、あとの対応は考えているかとの質問に、あとの維持管理は町で行っていくことから、維持管理がしやすいよう、県に十分をお願いしていくとの答弁がありました。

議案第54号、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算を3億5,252万7,000円とするもので、前年度比5,358万5,000円、17.9%の増であります。企業会計移行業務実施委託の債務負担行為3,100万円についての質問に、27年度に電算のサーバー機等を導入し、29年4月に移行するとの答弁でありました。

議案第55号、平成26年度内子町水道事業会計予算につきましては、収益的収支で収入が2億6,234万円、支出が2億4,520万8,000円とするもので、営業利益を1,713万2,000円としています。また、資本的収支で収入が3,964万1,000円、支出が9,645万1,000円とし、その不足する5,681万円を減債積立金等で補てんするとの説明がありました。特に質疑はありませんでした。

以上、各課長からの議案説明、それらに対する質疑を行ったのち、議案ごとに討論を求め、議案第47号平成26年度内子町一般会計予算から、議案第55号平成26年度内子町水道事業会計予算9件について、それぞれ採決を行った結果、9件すべてにおいて、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

山崎正史予算決算特別委員長、席にお戻り下さい。

討論、採決については議案ごとに行います。

「議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第47号」の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、全員です。よって、「議案第47号 平成26年度内子町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第48号 平成26年度 内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第48号」の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成議員起立]

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第48号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第49号」の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成議員起立]

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第49号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

討論はありませんか。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 議案第50号、平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算の委員長報告に反対の立場で討論を行います。私が反対を致します第1の理由は、4月から始まります消費税の増税によりまして、もろもろの品物に消費税の負担増がかかるわけでありまして、そのことは大幅な負担増が想定をされているわけでありまして、それにもかかわりもせず低所得者への保険料とか利用料にかかわる軽減策がなんら考えられていないことでもあります。また第2には、15年度に施行予定の要支援の高齢者介護保険給付の打ち切りや特養ホームの入所要件の改悪、利用費負担の超過など、介護保険制度を改悪をする15年施行への計画の準備をするための事業が組み込まれていることでもあります。このような視点から私は、平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算に反対を表明を致しまして、委員長報告に反対を致します。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員。

○8番（山上芳子君） 8番、山上です。私は、委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。ご承知のように介護保険事業は、平成12年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」としてスタート致しました。財源として税で50%、保険料で50%としており、サ

サービス利用者は1割負担であります。平成12年度、国全体で3.6兆円であった介護保険費用が、平成25年度の総費用は9.4兆円と2.6倍になっております。内子町においても26年度予算は23億5,000万円となっております。地域密着型サービスや施設サービスはかなり整備されていると思います。多くの方が利用されておられると思います。26年度予算において、要介護の介護サービス費用が19億7,900万円あまり。要支援者のための介護予防サービス費用として、1億600万円余りが予算化されており、安心して介護サービスが受けれる対応がなされていると思います。また、高額介護費用、高額医療合算介護費用など一定の費用を超えた分に対する補助なども含めて、しっかり予算化されております。

以上のことから、可決すべきとする委員長報告に賛成であり、当予算を可決すべきと考えます。以上です。

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第50号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数です。

よって、「議案第50号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第51号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第51号 平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第52号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第52号 平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について」の討

論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第53号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第53号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第54号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第54号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第55号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員です。

よって、「議案第55号 平成26年度内子町水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号 内子町監査委員の選任について

○議長（下野安彦君） 「日程第12 議案第56号 内子町監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町監査委員の選任についてでございますが、内子町監査委員の片岡

安男氏が平成26年3月31日付けで任期満了となるため、引き続き同氏を選任するものでございます。片岡安男氏は、内子町内子3135番地にお住まいの67歳、元県職員を勤められた後、平成22年4月から町の監査委員に選任しており人格識見ともに申し分なく、内子町監査委員として再任するに適任であると存じます。地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） 本案に関して、地方自治法第117条の規定を準用し、片岡代表監査委員の退席を求めます。

〔片岡安男代表監査員退場〕

○議長（下野安彦君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。本案を原案のとおり、これに同意する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

片岡代表監査委員の入場を求めます。

〔片岡安男代表監査委員入場〕

○議長（下野安彦君） 片岡代表監査委員にお伝えします。

ただ今、満場一致をもって監査委員の選任に同意されましたので、ここにお伝えします。ご挨拶があるようでしたら、許可します。

○代表監査委員（片岡安男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片岡安男代表監査委員。

〔片岡安男代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（片岡安男君） それでは、一言ご挨拶させていただきます。4年前に監査委員の仕事は好かれるものではないというようなあいさつをしたと思いますが、その挨拶をしましてから早いもので4年となります。まだ私自身の検証はしていませんけれども、ただこれまでの4年間、3つのことに心がけたつもりでございます。一つは事務処理の考え方、これは原資が税金でありますので、最少の経費で最大の効果となるか。あるいは前例主義ですかね、前例主義の善し悪しがありますので、そこらあたりの検討をされているのかとか。二つ目はその考え方の根拠ということで関連法令ですね、例えば自治法とか町の条例あるいは規則、要綱であります。それから3つ目は、これは問題発生が懸念されることへの未然防止でございます。これは問題が発生すれば対応などいろいろと大変大きなエネルギーがいります。そういうことで、この3つをですね、私の方で皆さん監査を通じまして、それを念頭にやってきましたつもりでございます。今後にお

きましても初心を忘れず、この4年間の経験を生かしながら議会、自治会、職員の皆様方の意見や考えに耳を傾けながら町民の目線、つまり視点で職責を果たして参りたいと、かように思っております。今後よろしくお願い致します。

日程第13 推薦第1号 内子町農業委員会委員の推薦について

○議長（下野安彦君） 「日程第13 推薦第1号 内子町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。この度、内子町農業委員会委員の任期が平成26年4月30日をもって満了するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により議会において農業委員会委員の推薦を行います。地方自治法第117条の規定により池田洋助議員の除籍を求めます。

〔池田洋助議員除籍・退場〕

○議長（下野安彦君） お諮りします。議会推薦の農業委員は、4名とし、池田 洋助氏、田中京子氏、宮岡 真砂子氏、本田 美佐子氏、以上4名の方を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は4名とし、池田 洋助氏、田中 京子氏、宮岡 真砂子氏、本田 美佐子氏、以上4名の方を推薦することに決定しました。

池田洋助議員の除籍を解除します。

〔池田洋助議員入場〕

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員にお伝えします。ただ今、内子町農業委員会委員に推薦されましたので、告知します。

日程第14 受理第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書

○議長（下野安彦君） 「日程第14 受理第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願書の写し」のとおりであります。

お諮りします。本請願は、先に議了しております、産業建設常任委員会委員長提出「議第1号議案」と同一趣旨のものであります。よって説明、質疑、討論を省略し、採択されたものとみなしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、受理第1号は、みなし採択とすることに決定しました。

日程第15 受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願

○議長（下野安彦君） 「日程第15 受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願書の写し」のとおりであります。

お諮りします。この請願については、所管の常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、「受理第2号」は、所管の常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第17 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

以上をもって、平成26年3月第69回内子町議会定例会を閉会します。

午後 3時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第69回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議 1	TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について	平成 26. 3. 5	平成 26. 3. 5	原案可決

2 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 1	内子町公共物管理条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 2	内子町民会館条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 3	内子町就業改善センター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 4	内子町下町駐車場条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 5	内子町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 6	内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 7	内子町青少年問題協議会条例の制定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 8	内子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 9	内子町道路占用料徴収条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 10	内子町改良住宅等管理条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 11	内子町都市公園条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決

平成26年3月第69回内子町議会定例会

議案 12	内子町下水道条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 13	内子町簡易水道等施設条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 14	内子町水道事業給水条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 15	内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 16	内子町公共事業分担金徴収条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 17	内子町一般廃棄物処理施設維持管理基金条例の制定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 18	内子町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 19	内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 20	五十崎特産センター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 21	内子町農村交流施設条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 22	内子町森の里研修センター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 23	内子町林業センター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 24	内子町小田深山観光施設条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 25	内子町中小企業振興資金融資条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 26	内子町成留屋地区まちづくり施設条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 27	内子町護国駐車場条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 28	内子町五十崎凧博物館条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決

議案 29	内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 30	内子町ビジターセンター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 31	内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 32	内子町夜間体育照明施設使用料徴収条例等を廃止する条例について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 33	内子町立学校施設の開放に関する条例の制定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 34	内子町社会体育施設条例の制定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 35	内子町小田高校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部改正について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 36	内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 37	内子町清正ひろばの指定管理者の指定について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 38	平成25年度内子町一般会計補正予算（第7号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 39	平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 40	平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 41	平成25年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 42	平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 43	平成25年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 44	平成25年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 45	平成25年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決

平成26年3月第69回内子町議会定例会

議案 46	平成25年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 5	原案可決
議案 47	平成26年度内子町一般会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 48	平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 49	平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 50	平成26年度内子町介護保険事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 51	平成26年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 52	平成26年度小田高校寄宿舎特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 53	平成26年度内子町簡易水道事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 54	平成26年度内子町公共下水道事業特別会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 55	平成26年度内子町水道事業会計予算について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	原案可決
議案 56	内子町監査委員の選任について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	同意
議案 57	備品の取得について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 4	原案可決
推薦 1	内子町農業委員会委員の推薦について	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	議長指名 推薦

3 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
受理 1	T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	みなし 採択
受理 2	さらなる年金削減の中止を求める請願	平成 26. 3. 4	平成 26. 3. 14	常任委員会 付託

議員提出の議案

議第1号議案

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成26年3月5日提出

提出者 内子町議会 産業建設常任委員会 委員長 池田 洋助

（提出の理由）

ＴＰＰ交渉において、情報開示の徹底、国会決議の厳守、地域特産物の振興など、国益にかなう最善の道を追求するために全力で交渉に臨むよう意見書を提出するものである。

（別紙）

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）に関する意見書

ＴＰＰをめぐる情勢については、大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままであり、不透明な状況にある。

ＴＰＰは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ＩＳＤなど、国民生活に直結する問題であり、国民に対する情報開示は必要不可欠である。

2月22日から25日まで、シンガポールにてＴＰＰ閣僚会議が開催されたが、交渉がまとまらず先送りされた。

言うまでもなく、昨年4月の衆参両院の農林水産委員会の決議は、国権の最高機関である国会の意思表示であり、ＴＰＰ交渉の前提となった経緯を踏まえ、決議は必ず厳守されなければならない。

については、ＴＰＰ交渉に関する下記事項について実現を強く要望する。

記

- 1 TPP交渉において、国民への情報開示を徹底すること。
- 2 TPP交渉に関して、農林水産分野の重要5項目などの聖域の確保を最優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした、TPP交渉参加に関する国会決議を厳守すること。
- 3 地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている地域特産物について、今後とも地域における生産が安定して継続して行われるよう十分に念頭に置いたうえで、断固とした対応をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月5日

愛媛県内子町議会
